

# 2023年度

## 第2回県本部労働条件担当者会議

### 【資料】

<資料>	資料編ページ
1. 2022自治体確定闘争結果集約 .....	1
2. 2023春闘方針（案）自治体単組要求モデル等労働局部分関連資料.....	51
3. 総務省調査・通知等自治労情報	
・ 総務省各種調査の結果概要等の公表について（その1） .....	92
・ 総務省各種調査の結果概要等の公表について（その2） .....	93
・ 総務省「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について」...	94
・ 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」および「『会計年度任用職員 制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の修正等について」（通知）	95
・ 定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理 に関する留意事項等について（通知） .....	96
・ 総務省が通知「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」を発出.....	97
・ 総務省が「地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進について（依頼）」 を発出 .....	98



<別表1> 2022確定闘争交渉実施状況調査(全国計)

(2023年1月5日現在 47県本部)

	都道府県 (単組数)	県都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域 連合 (単組数)	合計	全単組 比
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません） ⇒	67	98	682	649	153	1649	
要求書提出	55	88	582	469	67	1261	76.5%
交渉実施	57	81	528	369	48	1083	65.7%
妥結合意	52	69	400	280	33	834	50.6%
書面協定	16	19	184	110	13	342	20.7%

2022確定闘争交渉実施状況調査(県本部分)

(2023年1月5日現在 47県本部)

	県本部加盟の単組数(自治体の数ではありません)⇒						要求書提出						交渉実施						妥結合意								
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%
	全国計	67	98	682	649	153	1649	55	88	582	469	67	1261	76%	57	81	528	369	48	1083	66%	52	69	400	280	33	834
北海道	2	4	41	129	4	180	1	2	34	82	2	121	67%	1	2	36	63	1	103	57%	1	2	36	63	1	103	57%
青森	1	2	10	26	2	41	1	1	6	15	0	23	56%	1	1	6	8	0	16	39%	0	0	1	0	0	1	2%
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	6	2	0	9	60%	1	0	5	2	0	8	53%	1	0	4	1	0	6	40%
宮城	2	4	13	7	6	32	2	4	9	3	5	23	72%	2	4	6	1	3	16	50%	2	4	2	1	1	10	31%
秋田	2	1	15	7	1	26	2	1	12	3	0	18	69%	2	0	6	3	0	11	42%	2	0	6	3	0	11	42%
山形	1	1	13	23	3	41	1	1	13	23	3	41	100%	1	1	13	22	3	40	98%	1	1	13	22	3	40	98%
福島	1	1	11	40	10	63	1	1	6	17	1	26	41%	1	1	5	15	1	23	37%	1	1	1	1	0	4	6%
新潟	1	1	19	8	4	33	1	1	19	7	0	28	85%	1	1	18	6	0	26	79%	1	0	16	3	0	20	61%
群馬	2	1	10	14	4	31	2	1	9	14	1	27	87%	2	1	9	9	1	22	71%	2	0	4	9	0	15	48%
栃木	2	1	11	9	0	23	1	1	9	8	0	19	83%	1	1	7	5	0	14	61%	1	1	1	1	0	4	17%
茨城	1	1	25	8	3	38	1	0	16	4	0	21	55%	1	0	6	2	0	9	24%	1	0	3	1	0	5	13%
埼玉	1	2	17	11	1	32	1	1	15	11	0	28	88%	1	1	16	11	0	29	91%	0	1	12	10	0	23	72%
東京	2	2	34	1	3	42	2	2	34	1	1	40	95%	2	2	34	1	1	40	95%	1	0	28	1	1	31	74%
千葉	0	1	11	2	1	15	0	1	11	2	0	14	93%	0	1	9	2	0	12	80%	0	1	5	1	0	7	47%
神奈川	2	8	13	7	2	32	2	7	12	2	2	25	78%	2	7	13	6	2	30	94%	2	7	10	1	1	21	66%
山梨	1	1	12	9	6	29	1	1	9	8	2	21	72%	1	1	9	8	2	21	72%	1	1	0	0	0	2	7%
長野	2	1	18	47	9	77	2	1	18	38	5	64	83%	2	1	13	15	1	32	42%	2	1	7	11	1	22	29%
富山	1	2	11	5	4	23	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	10	2	3	18	78%
石川	3	3	12	4	5	27	1	3	10	3	4	21	78%	1	0	7	3	1	12	44%	1	0	1	0	0	2	7%
福井	2	1	8	1	1	13	1	1	8	0	0	10	77%	1	1	8	0	0	10	77%	1	1	1	0	0	3	23%
静岡	1	3	16	6	0	26	1	3	16	6	0	26	100%	1	3	16	6	0	26	100%	1	3	16	6	0	26	100%
愛知	0	2	12	1	2	17	0	2	8	1	2	13	76%	0	2	10	0	1	13	76%	0	2	3	0	0	5	29%
岐阜	1	3	14	2	1	21	0	2	12	0	0	14	67%	0	2	2	0	0	4	19%	0	2	3	0	0	5	24%
三重	1	2	14	13	5	35	1	2	13	12	3	31	89%	1	2	13	12	3	31	89%	1	2	9	11	2	25	71%
滋賀	1	1	13	4	3	22	1	1	12	4	3	21	95%	1	1	12	4	3	21	95%	1	1	6	3	2	13	59%
京都	1	4	10	4	1	20	1	4	7	4	1	17	85%	1	4	10	4	1	20	100%	0	1	3	0	0	4	20%
奈良	1	2	11	9	0	23	1	1	8	8	0	18	78%	1	2	6	8	0	17	74%	1	1	4	5	0	11	48%
和歌山	1	2	7	9	3	22	1	2	7	7	1	18	82%	1	2	6	6	0	15	68%	0	2	5	4	0	11	50%
大阪	2	5	36	9	6	58	2	5	21	0	4	32	55%	2	5	22	0	2	31	53%	2	5	18	0	2	27	47%
兵庫	1	3	49	15	7	75	1	3	45	12	5	66	88%	1	3	45	9	4	62	83%	1	3	42	8	4	58	77%
岡山	3	2	8	7	4	24	3	2	8	5	1	19	79%	3	1	7	4	1	16	67%	3	1	7	2	1	14	58%
広島	1	1	13	8	2	25	1	1	13	7	1	23	92%	1	1	13	8	1	24	96%	1	1	10	6	1	19	76%
鳥取	1	1	3	15	0	20	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	13	6	0	21	1	1	13	6	0	21	100%	1	1	13	6	0	21	100%	1	1	11	6	0	19	90%
香川	1	1	8	9	2	21	1	1	7	9	2	20	95%	1	1	7	9	1	19	90%	1	1	7	9	1	19	90%
徳島	3	3	8	16	4	34	3	3	6	11	0	23	68%	3	3	5	6	0	17	50%	3	2	5	2	0	12	35%
愛媛	2	1	8	6	0	17	2	1	7	2	0	12	71%	2	1	7	1	0	11	65%	2	1	7	1	0	11	65%
高知	1	3	6	7	3	20	1	3	6	6	1	17	85%	1	2	5	4	0	12	60%	1	1	4	3	0	9	45%
福岡	3	8	29	27	8	75	1	6	26	26	5	64	85%	1	6	26	25	5	63	84%	1	5	26	25	3	60	80%
佐賀	1	1	9	9	9	29	1	1	8	7	3	20	69%	1	1	5	1	1	9	31%	1	1	4	1	1	8	28%
長崎	2	1	12	7	7	29	1	1	8	5	0	15	52%	2	1	5	5	0	13	45%	2	1	4	4	0	11	38%
大分	2	2	15	3	0	22	1	2	15	3	0	21	95%	1	2	14	3	0	20	91%	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	1	8	14	0	24	100%	1	1	8	14	0	24	100%	1	1	7	9	0	18	75%
熊本	1	1	13	27	9	51	1	1	7	12	0	21	41%	1	1	4	4	0	10	20%	1	1	2	1	0	5	10%
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	4	15	15	0	35	78%	1	2	13	11	0	27	60%	1	2	6	3	0	12	27%
沖縄	1	1	10	20	4	36	0	1	9	13	1	24	67%	1	1	7	6	1	16	44%	1	1	6	11	1	20	56%

	書面協定						
	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	計	%
全国計	16	19	184	110	13	342	21%
北海道	1	0	23	27	0	51	28%
青森	0	0	1	0	0	1	2%
岩手	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	0	0	0	0	0	0%
秋田	0	0	0	0	0	0	0%
山形	0	0	1	3	0	4	10%
福島	1	0	0	0	0	1	2%
新潟	0	1	9	1	0	11	33%
群馬	0	0	0	0	0	0	0%
栃木	0	0	0	0	0	0	0%
茨城	1	0	1	0	0	2	5%
埼玉	0	0	0	0	0	0	0%
東京	1	0	28	1	1	31	74%
千葉	0	0	4	0	0	4	27%
神奈川	2	1	5	1	0	9	28%
山梨	0	0	0	0	0	0	0%
長野	0	0	6	2	1	9	12%
富山	0	1	5	0	1	7	30%
石川	0	0	0	0	0	0	0%
福井	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	0	1	0	0	0	1	4%
愛知	0	0	0	0	0	0	0%
岐阜	0	0	1	0	0	1	5%
三重	0	0	1	0	0	1	3%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0%
京都	0	0	0	0	0	0	0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0%
和歌山	0	0	2	2	0	4	18%
大阪	0	0	0	0	0	0	0%
兵庫	0	1	23	1	2	27	36%
岡山	0	1	4	2	1	8	33%
広島	0	1	10	4	1	16	64%
鳥取	1	1	3	15	0	20	100%
島根	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	1	0	0	3	14%
香川	0	1	7	5	0	13	62%
徳島	3	1	1	0	0	5	15%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0%
高知	0	0	0	0	0	0	0%
福岡	0	4	20	22	2	48	64%
佐賀	0	0	0	0	0	0	0%
長崎	1	0	0	2	0	3	10%
大分	1	2	14	3	0	20	91%
宮崎	1	1	6	7	0	15	63%
熊本	1	0	0	1	0	2	4%
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0%
沖縄	0	0	1	0	0	1	3%

	2021確定報告							2022春闘報告								
	自治体単組数		要求書提出		交渉実施		妥結合意		自治体単組数		要求書提出		交渉実施		妥結合意	
	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%
全国計	1647	1298	79%	1078	65%	736	45%	1647	1132	69%	796	48%	469	28%		
北海道	180	159	88%	100	56%	61	34%	180	157	87%	88	49%	42	23%		
青森	41	28	68%	17	41%	0	0%	41	22	54%	4	10%	0	0%		
岩手	15	12	80%	9	60%	3	20%	15	9	60%	3	20%	1	7%		
宮城	32	23	72%	17	53%	17	53%	32	20	63%	15	47%	9	28%		
秋田	26	19	73%	16	62%	17	65%	26	20	77%	12	46%	3	12%		
山形	41	40	98%	39	95%	39	95%	41	40	98%	40	98%	37	90%		
福島	63	42	67%	37	59%	28	44%	63	51	81%	43	68%	7	11%		
新潟	33	23	70%	20	61%	18	55%	33	24	73%	12	36%	22	67%		
群馬	31	28	90%	21	68%	14	45%	31	28	90%	24	77%	13	42%		
栃木	23	23	100%	18	78%	14	61%	23	21	91%	16	70%	12	52%		
茨城	38	27	71%	12	32%	3	8%	38	7	18%	0	0%	0	0%		
埼玉	32	28	88%	28	88%	25	78%	32	24	75%	3	9%	0	0%		
東京	42	41	98%	41	98%	38	90%	42	37	88%	35	83%	31	74%		
千葉	15	13	87%	11	73%	10	67%	15	10	67%	7	47%	2	13%		
神奈川	32	24	75%	28	88%	20	63%	32	29	91%	14	44%	3	9%		
山梨	29	25	86%	25	86%	15	52%	29	12	41%	12	41%	9	31%		
長野	77	26	34%	19	25%	15	19%	77	28	36%	15	19%	12	16%		
富山	23	22	96%	22	96%	21	91%	23	22	96%	22	96%	22	96%		
石川	27	20	74%	7	26%	3	11%	27	9	33%	1	4%	0	0%		
福井	13	10	77%	10	77%	10	77%	13	9	69%	4	31%	0	0%		
静岡	26	22	85%	22	85%	11	42%	26	26	100%	17	65%	1	4%		
愛知	16	10	63%	8	50%	8	50%	16	12	71%	13	76%	1	6%		
岐阜	21	16	76%	9	43%	1	5%	21	4	19%	1	5%	0	0%		
三重	35	31	89%	31	89%	3	9%	35	27	77%	24	69%	3	9%		
滋賀	22	18	82%	18	82%	7	32%	22	17	77%	13	59%	4	18%		
京都	20	12	60%	11	55%	6	30%	20	8	40%	6	30%	1	5%		
奈良	23	18	78%	17	74%	1	4%	23	16	70%	8	35%	2	9%		
和歌山	22	20	91%	18	82%	17	77%	22	10	45%	5	23%	5	23%		
大阪	58	55	95%	51	88%	16	28%	58	55	95%	54	93%	0	0%		
兵庫	76	72	95%	67	88%	59	78%	76	61	81%	40	53%	30	40%		
岡山	24	21	88%	21	88%	21	88%	24	13	54%	11	46%	0	0%		
広島	25	22	88%	21	84%	5	20%	25	20	80%	14	56%	13	52%		
鳥取	20	20	100%	20	100%	20	100%	20	20	100%	20	100%	20	100%		
島根	24	24	100%	24	100%	24	100%	24	24	100%	24	100%	24	100%		
山口	21	21	100%	20	95%	20	95%	21	19	86%	14	64%	13	59%		
香川	21	21	100%	20	95%	20	95%	21	21	100%	21	100%	21	100%		
徳島	35	26	74%	18	51%	7	20%	35	14	41%	6	18%	4	12%		
愛媛	17	12	71%	11	65%	11	65%	17	5	29%	5	29%	0	0%		
高知	20	16	80%	12	60%	7	35%	20	12	60%	5	25%	3	15%		
福岡	75	19	25%	20	27%	20	27%	75	48	64%	47	63%	43	57%		
佐賀	27	21	78%	19	70%	19	70%	27	17	63%	17	63%	17	63%		
長崎	28	21	75%	27	96%	7	25%	29	16	55%	9	31%	5	17%		
大分	22	22	100%	21	95%	21	95%	21	21	100%	20	95%	20	95%		
宮崎	24	24	100%	23	96%	1	4%	24	22	92%	7	29%	4	17%		
熊本	51	40	78%	12	24%	4	8%	51	7	14%	2	4%	0	0%		
鹿児島	45	38	84%	23	51%	21	47%	45	33	73%	20	44%	9	20%		
沖縄	36	23	64%	17	47%	8	22%	36	5	14%	3	8%	1	3%		

<別表2>2022自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果報告

(2023年1月5日現在 47県本部)

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比
県本部加盟の自治体単組数(自治体の数ではありません) ⇒		59	77	639	603	146	1524	
Ⅰ. 当局交渉の実施について →別の調査票にて集約								
Ⅱ. 書面化の実施について →別の調査票にて集約								
Ⅲ. 重点課題の取り組み状況								
* 要求項目の段(黄色)は、要求書を提出した単組のうち、要求項目に入れた単組数を記入してください。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。								
* 要求項目の下端は、要求基準に対する妥結結果を記入してください(要求書を提出していない単組も含めた数)。								
1. 2022要求の基本項目について								
<人事委員会設置の自治体>								
要 求	(1)月例給の水準を引き上げること	56	40	13	/	/	109	7.2%
① 給料表改定								
結 果	給料表のプラス改定	55	36	13	/	/	104	95.4%
	現行水準を維持(改定なし)	0	4	0	/	/	4	3.7%
	給料表のマイナス改定	0	0	0	/	/	0	0.0%
② 官民・公民較差解消								
結 果	a. 国公給料表と同一(準用)の改定 ※ 国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定	37	26	13	/	/	76	73.1%
	b. 国公給料表と同一(準用)の改定をした上で、給料表全体を改定	9	4	0	/	/	13	12.5%
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	7	2	0	/	/	9	69.2%
	(内訳)給料表に一定額を加算	2	2	0	/	/	4	30.8%
	c. 国の改定とは別に、独自改定	9	6	0	/	/	15	14.4%
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	5	1	0	/	/	6	40.0%
	(内訳)給料表に一定額を加算	4	5	0	/	/	9	60.0%
	d. その他(手当等での増額)	4	2	0	/	/	6	5.8%
具体的内容								
<人事委員会未設置の市町村>								
要 求	(1)月例給の水準を引き上げること	/	32	517	456	69	1074	70%
① 給料表改定								
結 果	給料表のプラス改定	/	32	524	462	67	1085	101.0%
	現行水準を維持(改定なし)	/	0	5	11	1	17	1.6%
	給料表のマイナス改定	/	0	0	0	0	0	0.0%
② 官民・公民較差解消								

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比	
方 法	a. 国公給料表と同一(準用)の改定 ※国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定	/	27	483	424	63	997	91.9%	
	b. 国公給料表と同一(準用)の改定をした上で、給料表全体を改定	/	4	20	13	0	37	3.4%	
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	/	4	18	13	0	35	94.6%	
	(内訳)給料表に一定額を加算	/	0	2	0	0	2	5.4%	
	c. 国の改定とは別に、独自改定	/	4	21	24	3	52	4.8%	
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	/	3	21	24	3	51	98.1%	
	(内訳)給料表に一定額を加算	/	1	0	0	0	1	1.9%	
	d. その他(手当等での増額)	/	0	3	4	2	9	0.8%	
具体的内容									
要 求	(2)一時金の支給月数を引き上げること	51	63	532	445	69	1160	76.1%	
①一時金改定									
結 果	a. 引き上げ	54	68	539	466	69	1196	103.1%	
	(内訳)引き上げのうち、国(年間4.40月)を上回る月数	勤勉手当に配分	2	2	35	5	0	44	3.7%
		期末手当に配分	0	0	0	0	0	0	0.0%
		期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	1	0	0	0	1	0.1%
	(内訳)引き上げのうち、国と同じ(年間4.40月)月数	勤勉手当に配分	42	59	472	412	62	1047	87.5%
		期末手当に配分	1	0	0	1	0	2	0.2%
		期末手当と勤勉手当に按分して配分	0	2	3	7	3	15	1.3%
	(内訳)引き上げのうち、国(年間4.40月)未満の月数	勤勉手当に配分	8	2	24	28	3	65	5.4%
		期末手当に配分	0	0	0	0	0	0	0.0%
		期末手当と勤勉手当に按分して配分	1	2	5	13	1	22	1.8%
b. 現行の支給月数で据置	0	1	5	5	1	12	1.0%		
c. 引き下げ	0	0	1	0	0	1	0.1%		
要 求	(3)初任給格付けを引き上げること	36	45	357	345	39	822	53.9%	
結 果	a. 初任給格付けを変更した	2	6	13	11	0	32	3.9%	
	(内訳)4号上位	0	0	6	7	0	13	40.6%	
	(内訳)その他	2	6	7	4	0	19	59.4%	
	具体的内容 ※「その他」を選んだ場合、その内容について記載してください。								
	b. 現状のまま(変更なし)	38	46	355	334	47	820	99.8%	

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比
要求	(4) 地域の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと	46	52	371	343	51	863	56.6%
結果	a. 今回、前進回答あり	9	5	24	15	4	57	6.6%
	b. 今回、合意に至らなかった	27	28	201	227	32	515	59.7%
	c. 現在協議中	4	15	101	54	10	184	21.3%
	d. 協議していない	5	6	64	58	5	138	16.0%
要求	(5) 週休日の振り替えの運用の適正化をはかること	21	34	350	237	32	674	44.2%
結果	a. 運用の適正化を実現した	1	1	26	13	2	43	6.4%
	b. 運用の適正化には至らなかった	0	2	20	19	0	41	6.1%
	c. 現在協議中	6	7	136	70	8	227	33.7%
	d. 協議していない	2	6	54	72	9	143	21.2%
	e. 既に運用の適正化がはかられている(運用上の問題がない)	27	32	158	99	29	345	22.6%
要求	(6) 賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行ったか	43	54	381	320	50	848	55.6%
※今確定闘争期に1単組1要求として取り組んだ項目について、その取り組み内容を選択し、結果についても回答してください。								
a. 初任給格付けの改善を要求した		33	41	258	247	27	606	71.5%
結果	初任給格付けの改善を勝ち取った	3	8	11	3	0	25	4.1%
	現在協議中	16	24	160	181	16	397	65.5%
b. 昇格運用の改善を要求した		33	42	241	247	27	590	69.6%
結果	昇格運用の改善を勝ち取った	1	0	9	9	0	19	3.2%
	現在協議中	21	32	160	196	17	426	72.2%
c. 上位昇給の活用を要求した		19	32	188	198	18	455	53.7%
結果	上位昇給の活用を勝ち取った	1	2	1	1	0	5	1.1%
	現在協議中	13	21	123	159	11	327	71.9%
d. 高齢層職員の昇給を要求した		38	43	227	220	24	552	65.1%
結果	高齢層職員の昇給を勝ち取った	2	1	11	11	1	26	4.7%
	現在協議中	22	31	139	164	16	372	67.4%
e. その他の項目を要求した		9	13	95	53	7	177	20.9%
結果	「その他」具体的内容							
要求	(7) 定年引き上げについては、国に遅れることなく確実に実現することとし、高齢期職員の能力・経験や役職定年のあり方、計画的な新規採用などさまざまな課題について十分検討を行うこと	50	61	462	381	52	1006	66.0%
結果	a. 条例改正し、運用にむけた具体的協議を行っている	47	44	213	181	15	500	32.8%
	b. 条例改正にむけて具体的協議を行っている	5	18	264	216	29	532	34.9%
	c. 条例改正の見込みも立っておらず、協議ができていない	0	1	2	5	3	11	0.7%
	d. 一度も協議していない	0	0	10	17	9	36	2.4%

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比	
要 求	(8)再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること	43	50	363	328	40	824	54.1%	
結 果	a.職務・級の格付けを改善した	7	5	30	3	0	45	5.5%	
	b.職務・級の改善には至らなかった	29	25	130	96	18	298	36.2%	
	c.現在協議中	8	17	174	196	18	413	50.1%	
	d.協議していない	0	5	52	54	8	119	14.4%	
要 求	(9)会計年度任用職員の給料・報酬についても、常勤職員と同様に4月に遡及して引き上げ改定を行うこと	42	57	402	346	45	892	74.6%	
※常勤職員の勤勉手当が引き上げ改定となった単組のみ回答してください。									
常勤と同じもしくはそれ以上の支給月数の場合	月例給	常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	6	3	43	49	10	111	9.3%
		2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定	3	5	21	12	1	42	3.5%
		2023年度から引き上げ改定	21	26	124	79	19	269	22.6%
		現在協議中	0	7	27	23	1	58	4.9%
		改定は行わない	1	1	19	15	1	37	3.1%
	2022年12月一時金	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	9	32	9	2	54	4.5%
		常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	5	3	0	15	1.3%
		現在協議中	0	4	14	13	1	32	2.7%
	2023年一時金	2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	24	27	182	152	29	414	34.6%
		常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	7	11	51	20	2	91	7.6%
		常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	9	8	16	2	1	36	3.0%
		現在協議中	2	7	35	21	3	68	5.7%
常勤未満の支給月数の場合	月例給	2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	13	15	131	136	25	320	26.8%
		常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	4	4	20	56	1	85	7.1%
		2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定	1	1	5	4	0	11	0.9%
		2023年度から引き上げ改定	7	9	116	74	10	216	18.2%
		現在協議中	1	2	20	8	0	31	2.6%
	2022年12月一時金	改定は行わない	0	3	17	32	0	52	4.4%
		常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	1	0	9	29	0	39	3.3%
		常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ	0	0	0	0	0	0	0.0%
		常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ	5	2	2	2	0	11	0.9%
		現在協議中	1	2	13	9	0	25	2.1%
	2023年一時金	2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	6	15	153	135	11	320	26.8%
		常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ	2	3	40	93	2	140	11.7%
常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ		0	0	8	0	0	8	0.7%	
常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ		6	9	23	7	2	47	3.9%	
現在協議中		1	3	23	10	0	37	3.1%	
2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)	3	4	84	61	7	159	13.3%		

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比	
要求	(10)会計年度任用職員の処遇改善を行うこと	48	61	437	338	45	929	61.0%	
結果	a.給料(報酬)・手当の改善を勝ち取った	15	23	48	43	2	131	14.1%	
	b.給料(報酬)について昇給(幅・上限等)等の運用改善を勝ち取った	0	4	13	6	2	25	2.7%	
	c.協議を行ったが勝ち取れなかった	22	11	155	169	21	378	40.7%	
	d.継続協議中	10	22	198	87	17	334	36.0%	
要求	(11)会計年度任用職員の休暇等について、常勤職員との権衡をはかること	43	44	388	319	41	835	54.8%	
結果	a.休暇等について改善を勝ち取った	8	9	44	17	2	80	9.6%	
	b.協議を行ったが勝ち取れなかった	26	18	139	179	22	384	46.0%	
	c.継続協議中	9	16	185	92	13	315	37.7%	
要求	(12)医療・社会福祉職場の処遇改善を要求した ※一つの職種でも処遇改善に取り組んでいれば「要求した」にカウントしてください。	27	28	240	203	26	524	34.4%	
結果	a.看護師の処遇を改善した(非正規職員)	17	8	46	7	15	93	6.1%	
	b.看護師の処遇を改善した(正規職員)	20	7	51	9	14	101	6.6%	
	c.保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した(非正規職員)	0	4	94	55	0	153	10.0%	
	d.保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した(正規職員)	0	1	35	15	0	51	3.3%	
	e.介護・障害福祉職員の処遇を改善した(非正規職員)	0	0	6	0	4	10	0.7%	
	f.介護・障害福祉職員の処遇を改善した(正規職員)	1	0	7	1	4	13	0.9%	
要求	(13)公務における働き方改革を着実に推進するため、労働時間を適正に把握するとともに、36協定締結義務職場での確実な締結、締結義務のないすべての職場における36協定に準じた協定の締結、年次有給休暇の取得促進をはじめ適切な対応をはかり、長時間労働を是正すること	40	50	373	313	45	821	53.9%	
※「36協定の締結義務職場」と「それ以外」についての取り組み結果を、それぞれ回答してください。									
結果	3 義 務 協 定 職 場 締 結	a.今回新たに36協定を締結することができた	0	0	5	1	0	6	0.4%
		b.既に36協定を締結している(すべての締結義務職場)	48	54	291	202	50	645	42.3%
		c.36協定締結について現在協議中	0	0	55	52	2	109	7.2%
		d.協議は行ったが、36協定締結に至っていない	0	2	32	58	0	92	6.0%
	そ れ 以 外	a.今回新たに36協定を締結することができた	0	0	1	0	0	1	0.1%
		b.既にすべての職場で36協定を締結している	12	7	39	29	11	98	6.4%
		c.36協定締結について現在協議中	13	4	113	113	12	255	16.7%
		d.協議は行ったが、36協定締結に至っていない	14	21	123	96	2	256	16.8%
要求	(14)職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること	46	52	396	355	53	902	59.2%	
結果	要求を踏まえ、人員増を勝ち取った(次年度以降の増員の確約も含む)	7	11	61	46	6	131	14.5%	

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組比
要 求	(15) 要求書作成にあたり、組合員の意見・要望をどのように集約したか							
結 果	a. 機関会議(職場集会等含む)を実施した	28	33	160	95	20	336	22.0%
	b. 職場委員が職場ごとに意見を集約した	20	12	140	97	20	289	19.0%
	c. 執行部がアンケートを配布した (人勸期要求アンケートの取り組み含む)	17	7	107	60	10	201	13.2%
	d. 執行部が検討し作成した	20	27	216	154	34	451	29.6%
	e. 集約していない	0	1	9	13	3	26	1.7%
要 求	(16) 会計年度任用職員の意見・要望をどのように集約したか							
結 果	a. 要求書作成にあたりアンケート等を行った	16	6	59	13	3	97	6.4%
	b. 全員集会等を開催するなどして、意見・要望を集約した	8	11	44	22	13	98	6.4%
	c. チェックリスト等を活用して点検をしたか (給与決定の基準、休暇等について常勤職員との間に不合理な格差がないか確認している)	6	16	98	158	11	289	19.0%

2022自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果報告

I. 基本項目第一次メ切分

(2023年1月5日現在 47県本部)

県本部加盟の自治体単組数 (自治体の数ではありません)		1.2022要求の基本項目について-(1)月例給の水準を引き上げること																		
		<人事委員会設置の自治体>																		
		要求した									① 給料表改定					現行水準を維持(改定なし)				
											給料表のプラス改定									
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	59	77	639	603	146	1524	56	40	13		55	36	13			0	4	0		
北海道	1	1	34	127	2	165	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
青森	1	1	7	17	0	26	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
岩手	2	0	7	6	1	16	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
宮城	1	4	13	7	6	31	1	4	0		1	4	0			0	0	0		
秋田	2	1	15	7	1	26	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
山形	1	1	13	23	3	41	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
福島	1	1	11	40	24	77	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
新潟	1	1	19	8	5	34	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
群馬	2	0	9	13	0	24	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
栃木	1	0	12	9	0	22	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
茨城	1	0	28	7	6	42	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
埼玉	1	2	16	11	0	30	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
東京	2	2	34	1	1	40	2	2	13		2	2	13			0	0	0		
千葉	0	1	11	2	1	15	0	1	0		0	1	0			0	0	0		
神奈川	2	8	13	7	2	32	2	7	0		2	7	0			0	0	0		
山梨	1	1	13	9	5	29	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
長野	2	1	18	46	9	76	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
富山	1	2	11	5	4	23	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
石川	2	0	9	4	0	15	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
福井	2	1	8	0	1	12	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
静岡	1	3	16	6	0	26	1	2	0		1	2	0			0	0	0		
愛知	0	2	4	1	1	8	0	2	0		0	2	0			0	0	0		
岐阜	0	1	11	2	1	15	0	0	0		0	0	0			0	0	0		
三重	1	2	13	12	3	31	1	0	0		0	0	0			0	0	0		
滋賀	2	2	22	4	3	33	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
京都	1	4	10	4	1	20	1	4	0		1	0	0			0	4	0		
奈良	1	0	13	9	0	23	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
和歌山	1	2	6	7	1	17	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
大阪	1	2	27	9	2	41	1	2	0		1	2	0			0	0	0		
兵庫	1	3	47	18	6	75	1	3	0		1	3	0			0	0	0		
岡山	3	2	8	6	2	21	2	1	0		2	1	0			0	0	0		
広島	1	1	12	7	2	23	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
鳥取	1	1	3	15	0	20	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
島根	1	1	7	11	4	24	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
山口	1	1	13	6	0	21	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
香川	1	1	7	9	2	20	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
徳島	3	3	7	16	4	33	3	0	0		3	0	0			0	0	0		
愛媛	2	1	8	6	0	17	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
高知	1	1	6	7	3	18	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
福岡	1	6	27	27	6	67	1	6	0		1	6	0			0	0	0		
佐賀	1	1	9	9	22	42	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
長崎	2	0	12	6	10	30	2	0	0		2	0	0			0	0	0		
大分	1	2	15	3	0	21	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
熊本	1	1	5	9	1	17	1	1	0		1	1	0			0	0	0		
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	0	0		1	0	0			0	0	0		
沖縄	1	1	3	10	1	16	1	0	0		1	0	0			0	0	0		

	② 官民・公民較差解消																			
	給料表のマイナス改定					a. 国公給料表と同一(準用)の改定 ※国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定					b. 国公給料表と同一(準用)の改定をした上で、給料表全体を改定									
						(内訳)給料表に調整率を乗じる					(内訳)給料表に一定額を加算									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	0	0			37	26	13			7	2	0			2	2	0		
北海道	0	0	0			1	1	0			0	0	0			0	0	0		
青森	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
岩手	0	0	0			2	0	0			0	0	0			0	0	0		
宮城	0	0	0			1	4	0			0	0	0			0	0	0		
秋田	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
山形	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
福島	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	0	0		
新潟	0	0	0			1	1	0			0	0	0			0	0	0		
群馬	0	0	0			2	0	0			0	0	0			0	0	0		
栃木	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
茨城	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
埼玉	0	0	0			1	1	0			0	0	0			0	0	0		
東京	0	0	0			0	0	13			0	0	0			0	0	0		
千葉	0	0	0			0	1	0			0	0	0			0	0	0		
神奈川	0	0	0			2	4	0			0	0	0			0	2	0		
山梨	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	0	0		
長野	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
富山	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
石川	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	0	0		
福井	0	0	0			2	0	0			0	0	0			0	0	0		
静岡	0	0	0			1	2	0			0	0	0			0	0	0		
愛知	0	0	0			0	1	0			0	0	0			0	0	0		
岐阜	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
三重	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
滋賀	0	0	0			2	0	0			0	0	0			0	0	0		
京都	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
奈良	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
和歌山	0	0	0			1	1	0			0	0	0			0	0	0		
大阪	0	0	0			1	1	0			0	1	0			0	0	0		
兵庫	0	0	0			1	3	0			0	0	0			0	0	0		
岡山	0	0	0			1	0	0			0	0	0			1	0	0		
広島	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
鳥取	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
島根	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
山口	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	0	0		
香川	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
徳島	0	0	0			3	0	0			0	0	0			0	0	0		
愛媛	0	0	0			0	0	0			2	0	0			0	0	0		
高知	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
福岡	0	0	0			1	5	0			0	1	0			0	0	0		
佐賀	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
長崎	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
大分	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	0	0		
宮崎	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		
熊本	0	0	0			1	1	0			0	0	0			0	0	0		
鹿児島	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	0	0		
沖縄	0	0	0			1	0	0			0	0	0			0	0	0		

																＜人事委員会未設置の市町村＞				
	c. 国の改定とは別に、独自改定										d. その他(手当等での増額)					要求した				
	(内訳) 給料表に調整率を乗じる					(内訳) 給料表に一定額を加算														
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	5	1	0			4	5	0			4	2	0			32	517	456	69	
北海道	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	32	102	1	
青森	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	4	14	0	
岩手	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	6	2	0	
宮城	0	0	0			0	0	0			1	0	0			0	13	7	6	
秋田	1	0	0			0	0	0			0	0	0			0	6	3	0	
山形	1	0	0			0	0	0			0	0	0			1	13	23	3	
福島	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	6	18	5	
新潟	0	0	0			0	0	0			0	1	0			0	19	8	0	
群馬	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	8	13	0	
栃木	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	11	8	0	
茨城	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	16	4	1	
埼玉	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	11	11	0	
東京	0	0	0			2	2	0			0	0	0			0	18	1	0	
千葉	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	10	2	0	
神奈川	0	0	0			0	1	0			1	0	0			0	13	3	2	
山梨	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	9	8	5	
長野	2	0	0			0	0	0			0	0	0			1	15	12	1	
富山	0	0	0			0	0	0			0	0	0			2	11	5	4	
石川	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	9	3	0	
福井	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	8	0	0	
静岡	0	0	0			0	0	0			0	1	0			1	14	6	0	
愛知	0	1	0			0	0	0			0	0	0			0	3	1	1	
岐阜	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	7	0	0	
三重	0	0	0			0	0	0			1	0	0			2	13	12	3	
滋賀	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	12	4	3	
京都	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	7	4	1	
奈良	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	12	9	0	
和歌山	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	5	7	1	
大阪	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	19	2	1	
兵庫	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	33	13	4	
岡山	0	0	0			0	1	0			0	0	0			0	6	3	1	
広島	0	0	0			0	1	0			0	0	0			0	12	6	0	
鳥取	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	3	15	0	
島根	1	0	0			0	0	0			0	0	0			1	7	11	4	
山口	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	13	6	0	
香川	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	7	9	2	
徳島	0	0	0			0	0	0			0	0	0			3	6	8	1	
愛媛	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	7	1	0	
高知	0	0	0			1	0	0			0	0	0			1	6	6	1	
福岡	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	26	24	6	
佐賀	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	5	7	3	
長崎	0	0	0			1	0	0			1	0	0			0	11	6	8	
大分	0	0	0			0	0	0			0	0	0			2	15	3	0	
宮崎	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	8	14	0	
熊本	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	4	7	0	
鹿児島	0	0	0			0	0	0			0	0	0			3	16	15	0	
沖縄	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1	2	10	1	

	① 給料表改定															② 官民・公民較差解消				
	給料表のプラス改定					現行水準を維持(改定なし)					給料表のマイナス改定					a. 国公給料表と同一(準用)の改定				
																※国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に20歳台に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	32	524	462	67		0	5	11	1		0	0	0	0		27	483	424	63	
北海道	1	33	107	1		0	0	0	0		0	0	0	0		1	33	107	1	
青森	1	6	13	0		0	0	0	0		0	0	0	0		1	5	12	0	
岩手	0	6	1	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	5	1	0	
宮城	0	13	7	6		0	0	0	0		0	0	0	0		0	13	7	6	
秋田	0	6	3	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	1	0	0	
山形	1	13	23	3		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	6	0	
福島	1	6	17	5		0	0	2	0		0	0	0	0		1	6	16	5	
新潟	0	19	8	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	19	8	0	
群馬	0	8	10	0		0	0	3	0		0	0	0	0		0	8	10	0	
栃木	0	8	6	0		0	1	2	0		0	0	0	0		0	9	6	0	
茨城	0	16	4	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	16	4	1	
埼玉	0	12	11	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	12	11	0	
東京	0	18	1	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	18	1	0	
千葉	0	10	2	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	9	2	0	
神奈川	0	13	7	2		0	0	0	0		0	0	0	0		0	13	7	2	
山梨	1	13	9	5		0	0	0	0		0	0	0	0		1	13	9	5	
長野	1	15	14	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	11	12	1	
富山	2	11	5	4		0	0	0	0		0	0	0	0		2	11	5	4	
石川	0	9	3	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	9	2	0	
福井	1	8	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		1	8	0	0	
静岡	1	14	6	0		0	0	0	0		0	0	0	0		1	14	6	0	
愛知	0	3	1	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	3	1	1	
岐阜	1	8	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		1	8	0	0	
三重	2	13	12	2		0	0	0	0		0	0	0	0		2	12	12	2	
滋賀	1	13	4	3		0	0	0	0		0	0	0	0		1	13	4	3	
京都	0	7	4	0		0	1	0	0		0	0	0	0		1	6	4	0	
奈良	0	12	8	0		0	0	1	0		0	0	0	0		0	12	8	0	
和歌山	0	5	7	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	5	7	1	
大阪	0	19	2	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	19	2	1	
兵庫	0	33	15	4		0	0	0	0		0	0	0	0		0	33	15	4	
岡山	0	7	2	1		0	0	0	0		0	0	0	0		0	7	2	1	
広島	0	12	6	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	12	6	0	
鳥取	1	3	15	0		0	0	0	0		0	0	0	0		1	3	15	0	
島根	1	7	11	4		0	0	0	0		0	0	0	0		1	7	9	4	
山口	1	13	6	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	12	1	0	
香川	1	7	9	1		0	0	0	1		0	0	0	0		1	7	9	1	
徳島	3	5	7	1		0	1	1	0		0	0	0	0		3	4	7	1	
愛媛	1	8	6	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	8	1	0	
高知	1	6	7	2		0	0	0	0		0	0	0	0		1	6	7	2	
福岡	0	26	24	6		0	0	0	0		0	0	0	0		0	26	24	6	
佐賀	1	4	6	3		0	0	0	0		0	0	0	0		1	4	6	3	
長崎	0	10	5	8		0	1	0	0		0	0	0	0		0	10	5	7	
大分	2	15	3	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	2	1	0	
宮崎	1	7	14	0		0	1	0	0		0	0	0	0		1	7	14	0	
熊本	0	5	4	0		0	0	2	0		0	0	0	0		0	5	5	0	
鹿児島	4	17	17	0		0	0	0	0		0	0	0	0		4	17	17	0	
沖縄	1	2	10	1		0	0	0	0		0	0	0	0		1	2	10	1	

	b. 国公給料表と同一(準用)の改定をした上で、給料表全体を改定										c. 国の改定とは別に、独自改定									
	(内訳)給料表に調整率を乗じる					(内訳)給料表に一定額を加算					(内訳)給料表に調整率を乗じる					(内訳)給料表に一定額を加算				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	4	18	13	0	0	0	2	0	0	0	3	21	24	3	0	1	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	17	3	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
山口	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	2	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	(2)一時金の支給月数を引き上げること																		
	要求した										① 一時金改定								
											a. 引き上げ								
											(内訳)引き上げのうち、国(年間4.40月)を上回る月数								
	d. その他(手当等での増額)					勤勉手当に配分					期末手当に配分								
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	3	4	2	51	63	532	445	69	2	2	35	5	0	0	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	1	1	32	105	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	1	1	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	4	13	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	1	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	1	1	1	6	19	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	1	1	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	2	0	8	11	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	1	0	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	1	0	16	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	1	1	12	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	2	2	31	1	0	2	2	31	1	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	1	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	2	7	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	1	15	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	1	1	14	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	0	1	1	2	13	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	1	1	12	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	1	3	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	1	0	12	9	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	1	1	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	1	2	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	1	0	2	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	1	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	1	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	1	1	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	3	3	6	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	2	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	1	0	1	6	26	23	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	1	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	2	0	12	6	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	2	1	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	1	0	1	1	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	1	3	16	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	1	1	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	(内訳)引き上げのうち、国と同じ(年間4.40月)月数																			
	期末手当と勤勉手当に 按分して配分					勤勉手当に配分					期末手当に配分					期末手当と勤勉手当に 按分して配分				
	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合
	0	1	0	0	0	42	59	472	412	62	1	0	0	1	0	0	2	3	7	3
全国計	0	1	0	0	0	42	59	472	412	62	1	0	0	1	0	0	2	3	7	3
北海道	0	0	0	0	0	1	1	32	106	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	1	4	13	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3
新潟	0	0	0	0	0	1	1	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	2	0	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	1	0	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	1	0	16	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	1	1	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	1	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	2	7	13	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	13	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	2	1	15	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	1	0	14	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	2	13	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	1	13	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	0	0	1	3	8	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	1	2	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	33	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	2	1	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	1	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	1	7	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	1	1	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	2	3	5	6	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
愛媛	0	0	0	0	0	2	1	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	1	6	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	1	6	26	23	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	1	0	7	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	1	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	1	4	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	(内訳)引き上げのうち、国(年間4.40月)未満の月数															b. 現行の支給月数で据置				
	勤勉手当に配分					期末手当に配分					期末手当と勤勉手当に 按分して配分									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	8	2	24	28	3	0	0	0	0	0	1	2	5	13	1	0	1	5	5	1
全国計	8	2	24	28	3	0	0	0	0	0	1	2	5	13	1	0	1	5	5	1
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	1	1	13	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	13	1	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
奈良	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
徳島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	(3)初任給格付けを引き上げること																			
	c. 引き下げ					要求した					a. 初任給格付けを変更した									
											(内訳)4号上位					(内訳)その他				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	0	1	0	0	36	45	357	345	39	0	0	6	7	0	2	6	7	4	0
北海道	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	1	0	5	8	0	0	0	1	4	0	1	0	0	1	0
岩手	0	0	1	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	1	4	10	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	1	1	6	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
新潟	0	0	0	0	0	1	1	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	2	0	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	1	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	2	2	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	2	3	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	11	9	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
富山	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	2	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	1	8	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	1	7	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
広島	0	0	0	0	0	1	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	1	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	1	5	22	22	5	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	2	0	9	4	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

	(4)地域の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと																			
	b. 現状のまま(変更なし)					要求した					a. 今回、前進回答あり					b. 今回、合意に至らなかった				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	38	46	355	334	47	46	52	371	343	51	9	5	24	15	4	27	28	201	227	32
北海道	1	1	32	96	1	1	1	32	102	1	0	1	1	0	0	0	0	31	95	1
青森	0	0	4	4	0	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
岩手	1	0	6	0	0	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	4	10	4	3	1	4	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0
秋田	0	0	4	2	0	1	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0
山形	1	1	13	23	3	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3
福島	1	1	6	14	3	1	1	5	16	3	1	0	1	4	2	0	0	0	1	1
新潟	1	1	17	3	0	1	1	18	4	0	0	0	0	0	0	1	0	13	2	0
群馬	2	0	3	7	0	2	0	3	10	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0
栃木	0	0	6	1	0	1	0	6	2	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0
茨城	1	0	12	4	0	1	0	12	3	0	0	0	0	0	0	1	0	11	3	0
埼玉	0	1	3	5	0	0	1	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	2	21	1	0	2	2	7	0	0	0	0	5	0	0	2	2	2	0	0
千葉	0	0	2	0	0	0	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0
神奈川	2	5	13	7	2	2	4	9	4	2	0	0	0	1	0	2	3	7	1	0
山梨	1	1	9	8	5	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	1	0	10	11	1	1	1	12	11	1	0	0	0	0	0	1	0	6	6	0
富山	1	2	10	5	4	1	2	11	5	4	0	1	2	1	0	1	0	8	1	4
石川	2	0	7	1	0	2	0	9	2	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0
福井	0	1	8	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	1	2	3	0	1	1	11	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	0
愛知	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
岐阜	0	1	6	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0
三重	0	1	8	3	0	0	0	7	7	0	0	0	0	1	0	0	0	4	3	0
滋賀	1	1	13	4	3	1	1	12	4	3	1	0	0	0	0	0	1	9	4	3
京都	1	2	3	2	1	1	2	5	2	0	0	1	1	0	0	1	2	1	1	0
奈良	0	0	3	2	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
和歌山	1	1	2	3	1	1	1	2	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	7	4	0	0	1	15	5	2	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1
岡山	2	1	3	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
広島	1	1	12	6	0	1	1	12	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0
鳥取	1	1	3	15	0	1	1	3	15	0	1	0	0	0	0	0	0	2	13	0
島根	1	0	7	11	4	1	1	7	11	4	0	0	0	1	0	0	1	5	10	2
山口	0	1	12	6	0	1	1	13	4	0	0	0	1	0	0	0	1	7	3	0
香川	1	1	7	9	2	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	3	6	6	1	0	2	6	6	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0
愛媛	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
高知	1	1	6	6	1	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1
福岡	1	3	20	21	5	1	6	22	20	6	0	0	2	1	1	1	6	14	7	3
佐賀	1	1	5	7	3	1	1	5	5	2	0	0	0	0	0	1	1	3	2	1
長崎	2	0	5	4	4	2	0	10	6	10	1	0	0	1	0	1	0	4	5	10
大分	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0	1	2	7	1	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	1	8	14	0	1	1	8	14	0	1	0	0	0	0	0	1	8	14	0
熊本	1	1	4	5	0	1	1	4	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	1	1	0	4	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0

	(5)週休日の振り替えの運用の適正化をはかること																			
	c. 現在協議中					d. 協議していない					要求した					a. 運用の適正化を実現した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	4	15	101	54	10	5	6	64	58	5	21	34	350	237	32	1	1	26	13	2
北海道	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	1	1	3	8	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	4	2	0	1	0	0	3	1	1	1	0	10	1	3	0	0	0	0	0
秋田	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	0	1	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0
福島	0	0	3	7	0	0	1	1	4	0	0	1	6	15	3	0	0	0	2	1
新潟	0	1	4	2	0	0	0	1	0	0	0	0	16	4	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	4	0	0	0	1	2	0	1	0	7	6	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	3	1	0	0	0	2	0	0	1	0	7	7	0	0	0	0	1	0
茨城	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	1	4	9	0	0	1	9	11	0	0	0	2	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	11	1	0	1	0	31	1	0	0	0	6	0	0
千葉	0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	1	4	2	0	0	0	0	3	1	0	2	4	1	1	0	0	1	0	0
山梨	0	0	9	8	5	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0
長野	0	1	4	4	0	0	0	3	2	1	0	0	13	8	1	0	0	2	2	0
富山	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	8	5	1	0	0	2	1	0
石川	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	6	2	0	1	0	0	0	0
福井	0	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	1	1	0	0
静岡	0	0	7	0	0	0	0	1	3	0	0	1	9	4	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	2	0	0	0	4	1	0	0	1	6	4	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	3	1	0	0	0	0	1	1	0	1	3	3	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	1	1	3	4	0	0	0	1	0	0
大阪	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	0	1	1	1	0	0	0	9	3	0	0	1	15	5	1	0	0	2	0	0
岡山	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	7	1	0	1	1	4	1	0	0	1	11	5	0	0	0	0	1	0
鳥取	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0
島根	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	0	0	1	0
山口	0	0	5	0	0	1	0	0	1	0	1	1	12	4	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳島	0	1	2	1	0	0	2	1	4	0	0	1	6	8	0	0	0	1	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0
福岡	0	0	4	7	2	0	0	3	5	0	0	1	20	20	4	0	0	4	3	1
佐賀	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	1	5	7	2	0	0	0	0	0
長崎	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	10	3	1	0	0	0	0	0
大分	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	1	0	0	0	0	3	3	0	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	1	0	0

	b. 運用の適正化には至らなかった					c. 現在協議中					d. 協議していない					e. 既に運用の適正化がはかられている(運用上の問題がない)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	全国計	0	2	20	19	0	6	7	136	70	8	2	6	54	72	9	27	32	158	99
北海道	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	6	0	1	1	2	2	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	1	0	8	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1
秋田	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	3	0	0	1	4	5	2
新潟	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	2	1	0	1	1	12	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	2	0	1	0	4	2	0
栃木	0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0	0	1	0	4	3	0
茨城	0	0	6	3	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	4	0	0	0	0	7	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	22	1	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	5	0	1	3	5	0	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	7	7	4
長野	0	0	1	0	0	0	0	7	5	0	0	0	1	2	1	1	0	2	1	0
富山	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	8	2	2
石川	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	1	0	0	0	8	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3	0
愛知	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	1	2	1	0	0	0	2	2	0
滋賀	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	2	1	0	3	0	1
京都	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	1	0	1	0	1	2	1	0
奈良	0	0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	2	2	2	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
兵庫	0	0	0	1	0	0	1	3	2	1	0	0	5	0	0	0	0	5	2	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	1	0	0	0	1	8	3	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	3	10	0
島根	0	0	0	0	0	1	0	1	7	3	0	0	0	0	0	0	1	6	3	1
山口	0	0	0	0	0	0	1	8	3	0	0	0	1	0	0	1	0	3	2	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	1	0	3	2	4	0
愛媛	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0
高知	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	4	1
福岡	0	0	2	1	0	0	0	5	3	1	0	0	2	1	0	1	3	12	13	3
佐賀	0	0	0	1	0	0	0	3	4	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	1
長崎	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	9
大分	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	14	0	1	1	2	0	0
熊本	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	0

(6)賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行ったか(※今確定闘争期に1単組1要求として取り組んだ項目について、その取り組み内容を選択し、結果についても回答してください。)

	a. 初任給格付けの改善を要求した																			
	要求した					初任給格付けの改善を勝ち取った					現在協議中									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	43	54	381	320	50	33	41	258	247	27	3	8	11	3	0	16	24	160	181	16
北海道	1	1	32	102	1	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1
青森	1	0	2	4	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
岩手	1	0	5	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0
宮城	1	4	13	6	5	1	4	7	1	2	0	0	0	0	0	1	4	3	1	1
秋田	1	0	4	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
山形	1	1	13	23	3	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	1	5	11	4	1	0	4	8	3	0	0	0	1	0	0	0	4	7	2
新潟	1	1	19	5	0	1	1	19	4	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0
群馬	2	0	8	9	0	2	0	3	3	0	0	0	1	0	0	2	0	2	3	0
栃木	1	0	10	5	0	0	0	9	0	0	0	0	3	0	0	0	0	5	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東京	2	2	9	0	0	2	2	9	0	0	2	1	4	0	0	0	1	5	0	0
千葉	0	1	7	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0
神奈川	1	4	9	1	1	1	3	3	1	1	0	3	1	0	0	0	0	2	0	1
山梨	1	1	9	8	5	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	9	8	5
長野	2	0	12	7	0	1	0	8	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0
富山	1	2	11	5	4	1	2	11	5	4	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0
石川	2	0	9	3	0	2	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	1	8	0	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0
静岡	1	1	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	2	3	1	1	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	1	7	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
三重	1	1	9	8	2	0	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0
滋賀	1	1	9	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
京都	1	2	4	2	1	1	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0
奈良	0	0	8	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
和歌山	1	1	5	6	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	0
大阪	1	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	1	15	2	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	2	1	2	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
広島	0	1	9	3	0	0	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	0
鳥取	1	1	3	15	0	0	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	1	6	6	2	0	1	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	3	1	1
山口	1	1	8	4	0	0	1	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	3	1	4	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
愛媛	2	0	3	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0
高知	1	1	6	6	1	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	1	6	23	21	5	1	4	12	18	3	0	0	0	0	0	1	5	11	16	3
佐賀	1	1	4	2	3	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2
長崎	2	0	10	5	8	2	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
大分	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0
宮崎	1	1	8	14	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0
熊本	1	1	3	6	0	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0
鹿児島	0	1	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	1	1	4	0	0	1	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0

	b. 昇格運用の改善を要求した										c. 上位昇給の活用を要求した									
	要求した					昇格運用の改善を勝ち取った					現在協議中					要求した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	33	42	241	247	27	1	0	9	9	0	21	32	160	196	17	19	32	188	198	18
全国計	33	42	241	247	27	1	0	9	9	0	21	32	160	196	17	19	32	188	198	18
北海道	1	1	31	98	1	0	0	2	3	0	1	1	29	94	1	1	1	31	98	1
青森	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0
岩手	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	5	0	0
宮城	1	4	9	4	3	0	0	0	0	0	1	4	6	3	2	0	4	1	0	0
秋田	1	0	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0	0	1	0	2	1	0
山形	1	1	13	23	3	0	0	0	1	0	0	1	1	5	0	1	1	13	23	3
福島	1	0	4	10	3	0	0	0	0	0	1	0	4	10	2	0	0	2	6	2
新潟	1	1	19	4	0	0	0	0	0	0	0	1	4	3	0	1	1	19	3	0
群馬	0	0	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	4	4	0
栃木	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0
千葉	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	1	0	0	0
神奈川	0	3	6	0	1	0	0	1	0	0	0	1	6	0	1	0	1	4	0	1
山梨	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	9	8	5	1	1	9	8	5
長野	1	0	9	4	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	0	0	7	1	0
富山	1	2	11	5	4	0	0	1	0	0	0	0	3	4	0	1	2	5	5	2
石川	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0
福井	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	2	0	1	0	0
静岡	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0
愛知	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	2	1	0	0
岐阜	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	4	0	0
三重	0	1	7	7	1	0	0	0	0	0	0	1	7	7	1	0	0	3	1	0
滋賀	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
京都	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	1	1	0	1
奈良	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	2	1	0
和歌山	0	1	3	4	0	0	0	1	0	0	1	1	1	3	0	0	1	1	1	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0
岡山	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	0
広島	0	1	5	2	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	4	1	0
鳥取	1	1	3	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0
島根	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	1	0
山口	1	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1	3	2	0
香川	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	1	1	1	0
愛媛	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0
高知	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1
福岡	1	5	11	10	3	0	0	2	1	0	1	5	8	9	3	0	0	5	2	1
佐賀	1	1	3	2	2	0	0	0	0	0	1	1	2	2	2	0	1	2	2	1
長崎	2	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	5	2	0
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0	1	2	15	3	0
宮崎	1	1	8	14	0	0	0	0	1	0	1	1	8	13	0	1	1	8	14	0
熊本	0	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	1	3	4	0
鹿児島	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	2	0

	c. 上位昇給の活用を要求した										d. 高齢層職員の昇給を要求した									
	上位昇給の活用を勝ち取った					現在協議中					要求した					高齢層職員の昇給を勝ち取った				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	1	2	1	1	0	13	21	123	159	11	38	43	227	220	24	2	1	11	11	1
全国計	1	2	1	1	0	13	21	123	159	11	38	43	227	220	24	2	1	11	11	1
北海道	0	0	0	0	0	1	1	31	98	1	1	1	31	98	1	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	1	4	7	2	1	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	1	1	2	7	2	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	1	1	19	4	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	1	4	0	1	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	9	8	5	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	7	2	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	1	2	4	5	2	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	3	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	3	0	0
愛知	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	3	2	1	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	0	1	0	0	0	0
島根	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	9	2	0	1	7	9	1
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	1	0
愛媛	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	1	5	7	5	2	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	7	2	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	1	0	1	1	8	13	0	1	1	8	14	0	0	0	0	1	0
熊本	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0

											(7)定年引き上げについては、国に遅れることなく確実に実現することとし、高齢期職員の能力・経験や役職定年のあり方、計画的な新規採用などさまざまな課題について十分検討を行うこと									
	現在協議中					e. その他の項目を要求した					要求した					a. 条例改正し、運用にむけた具体的協議を行っている				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	22	31	139	164	16	9	13	95	53	7	50	61	462	381	52	47	44	213	181	15
全国計	22	31	139	164	16	9	13	95	53	7	50	61	462	381	52	47	44	213	181	15
北海道	1	1	31	98	1	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	1	1	32	102	1
青森	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	5	8	0	1	0	1	2	0
岩手	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	3	0	0
宮城	1	4	4	1	0	0	0	2	0	0	1	4	13	6	5	1	4	3	1	1
秋田	1	0	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	6	3	0	1	0	1	2	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	23	3
福島	1	1	2	7	3	0	0	1	1	1	1	1	6	18	3	0	1	3	4	0
新潟	0	0	2	3	0	1	1	1	0	0	1	1	19	7	0	1	1	5	0	0
群馬	1	0	3	4	0	0	0	1	2	0	2	0	7	10	0	2	0	4	4	0
栃木	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	1	0	9	7	0	1	0	5	5	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	3	0	1	0	11	3	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	8	11	0	0	1	2	0	0
東京	2	2	3	0	0	0	0	1	0	0	2	2	31	1	0	2	2	25	1	0
千葉	0	1	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	10	1	0	0	1	8	0	0
神奈川	0	1	4	0	1	1	1	3	0	0	2	7	12	3	1	1	7	5	1	1
山梨	0	0	9	8	5	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	1	0	0	0	0
長野	2	0	3	1	0	1	0	4	1	0	2	1	15	11	0	2	1	6	4	0
富山	0	0	1	4	0	1	0	2	0	0	1	2	11	5	4	1	2	2	2	1
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0	2	0	9	3	0
福井	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	0	0	2	1	1	0	0
静岡	0	0	2	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
愛知	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	0	0	0	2	2	0	0
岐阜	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8	0	0	0	1	5	0	0
三重	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	1	2	13	12	2	1	0	2	1	1
滋賀	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	4	1	1	0	0	0	0
京都	1	1	0	1	0	0	1	3	0	0	1	2	6	3	1	1	1	3	0	0
奈良	0	0	0	1	0	0	0	6	1	0	1	0	8	4	0	1	0	5	2	0
和歌山	0	1	1	1	0	0	0	3	2	0	1	1	4	6	1	1	1	1	1	0
大阪	0	1	0	0	0	1	1	6	0	0	1	2	13	0	0	1	2	8	0	0
兵庫	0	0	2	0	1	0	1	6	1	1	0	1	22	11	3	0	1	13	3	0
岡山	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	3	1	1	1	1	0	0	0
広島	0	1	3	1	0	0	1	4	1	0	1	1	12	6	1	1	1	2	1	0
鳥取	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	3	15	0	1	0	1	2	0
島根	0	1	4	1	0	0	0	1	4	1	1	1	7	11	4	1	1	0	0	0
山口	0	0	2	2	0	1	0	1	1	0	1	1	13	6	0	1	1	4	0	0
香川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	1	1	1	0	0
徳島	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	3	3	6	8	1	3	1	1	2	0
愛媛	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	1	7	2	0	2	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	1	1	2	1	0
福岡	1	5	5	5	2	0	2	5	2	0	1	6	26	23	6	0	4	13	7	0
佐賀	0	1	1	2	2	0	0	1	0	1	0	1	5	5	1	1	0	1	0	0
長崎	1	0	4	0	0	0	0	7	1	2	2	0	11	6	8	2	0	7	1	7
大分	1	2	14	3	0	1	2	5	2	0	1	2	15	3	0	1	0	0	0	0
宮崎	1	1	8	13	0	1	1	8	14	0	1	1	8	14	0	0	1	0	1	0
熊本	1	1	1	1	0	0	1	1	2	0	1	1	5	5	0	1	1	2	0	0
鹿児島	0	1	0	0	0	0	0	7	2	0	0	3	14	8	0	1	0	0	0	0
沖縄	0	1	1	2	0	0	0	0	2	0	1	1	2	5	0	1	0	0	2	0

																(8)再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること				
	b. 条例改正にむけて具体的協議を行っている					c. 条例改正の見込みも立っておらず、協議ができていない					d. 一度も協議していない					要求した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	5	18	264	216	29	0	1	2	5	3	0	0	10	17	9	43	50	363	328	40
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1
青森	0	1	4	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	1	3	4	0
岩手	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0
宮城	0	0	9	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	1	4	10	2	3
秋田	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3
福島	1	0	3	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	1	0	6	14	2
新潟	0	0	14	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	17	5	0
群馬	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5	7	0
栃木	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	4	0
埼玉	0	0	9	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	10	0
東京	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	25	1	0
千葉	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0
神奈川	1	0	7	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	9	3	0
山梨	0	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5
長野	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	9	5	0
富山	0	0	8	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	11	5	3
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	0	0
静岡	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	8	1	0
愛知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
岐阜	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0
三重	0	2	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	5	1
滋賀	0	1	10	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0
京都	0	1	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	3	1	1	0
奈良	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	9	3	0
和歌山	0	0	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	3	0
大阪	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
兵庫	0	0	9	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	14	5	2
岡山	1	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
広島	0	0	10	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	11	6	0
鳥取	0	1	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	15	0
島根	0	0	7	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4
山口	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	5	0
香川	0	0	6	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	2	5	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	1
愛媛	0	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	3	0	0
高知	0	0	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1
福岡	1	2	13	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	22	21	3
佐賀	0	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	5	6	1
長崎	0	0	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	9	5	8
大分	0	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	1	0	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0
熊本	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	2	0
鹿児島	0	3	18	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
沖縄	0	0	2	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	0

	a. 職務・級の格付けを改善した					b. 職務・級の改善には至らなかった					c. 現在協議中					d. 協議していない				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	7	5	30	3	0	29	25	130	96	18	8	17	174	196	18	0	5	52	54	8
全国計	7	5	30	3	0	29	25	130	96	18	8	17	174	196	18	0	5	52	54	8
北海道	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	2	0
岩手	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	1	0	3	1	2	0	0	0	0	1
秋田	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	3	9	0	0	0	0	4	2
新潟	0	0	1	0	0	1	1	11	3	0	0	0	5	3	0	0	0	1	2	0
群馬	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	1	3	0	0	0	1	2	0
栃木	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0
茨城	0	0	0	0	0	1	0	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6	10	0
東京	0	1	12	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	11	1	0
千葉	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0
神奈川	0	0	1	0	0	2	3	1	0	0	0	1	6	2	0	0	0	3	2	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9	8	5	0	0	0	0	0
長野	1	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	2	4	0	0	0	1	2	1
富山	0	0	0	0	0	1	2	7	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	2	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	4	2	0	0	0	1	2	0
愛知	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	2	5	0	0	1	2	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	11	4	3
京都	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
奈良	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	0	0	0	2	1	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0
大阪	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	4	1	1	0	0	5	1	1	0	0	4	3	0
岡山	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
広島	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	9	2	0	0	1	0	1	0
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0
山口	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	10	3	0	0	0	0	0	0
香川	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	9	1	0	0	0	0	1
徳島	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	2	4	3	0	0	0	0	4	0
愛媛	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	1	0	2	0	0	0	6	11	8	2	0	0	8	9	1	0	0	1	4	0
佐賀	0	0	0	0	0	1	0	3	1	1	0	1	2	3	0	0	0	0	2	0
長崎	0	0	0	0	0	2	0	4	3	8	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0
大分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	13	3	0	0	0	1	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	0	8	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0

(9)会計年度任用職員の給料・報酬についても、常勤職員と同様に4月に遡及して引き上げ改定を行うこと(※常勤職員の勤勉手当が引き上げ改定となった単組のみ回答してください。)

要求した	常勤と同じもしくはそれ以上の支給月数の場合																			
	月例給																			
	常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定										2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定					2023年度から引き上げ改定				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	42	57	402	346	45	6	3	43	49	10	3	5	21	12	1	21	26	124	79	19
北海道	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
岩手	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
宮城	1	4	13	7	5	0	0	6	3	2	0	0	4	2	1	1	0	1	2	1
秋田	1	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	0
山形	1	1	13	23	3	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0
福島	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0	0	1	4	5	0
新潟	1	1	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0
群馬	1	0	7	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
栃木	0	0	5	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
茨城	1	0	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	9	3	0
埼玉	1	1	12	11	0	0	0	2	3	0	0	0	1	1	0	1	1	3	0	0
東京	2	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	0
千葉	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
神奈川	0	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	1	0
山梨	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	9	7	5
長野	0	1	9	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1
富山	1	2	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
静岡	1	1	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
岐阜	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	1	1	12	9	3	0	0	2	3	0	0	0	0	2	0	1	0	1	1	2
滋賀	2	0	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
京都	0	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
奈良	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
和歌山	1	2	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
大阪	1	2	19	2	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	1	7	0	0
兵庫	0	0	21	3	2	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	11	3	2
岡山	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	1	1	11	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0
鳥取	1	1	3	15	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	0
島根	1	1	7	11	4	0	1	3	9	4	0	0	2	0	0	1	0	2	2	0
山口	0	1	10	5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	1	0	5	8	1
徳島	3	2	6	7	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
愛媛	2	1	6	1	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	1	6	6	1	1	1	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	1	5	0
福岡	1	6	25	22	5	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	4	2	5	0
佐賀	0	1	4	5	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
長崎	2	0	9	5	9	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	1	0	5	1	7
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	8	2	0
宮崎	1	1	7	13	0	0	0	0	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
熊本	1	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
鹿児島	1	3	16	14	0	1	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0
沖縄	1	1	2	7	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0

	2022年12月一時金																			
	現在協議中					改定は行わない					常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ					常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	0	7	27	23	1	1	1	19	15	1	2	9	32	9	2	5	2	5	3	0
全国計	0	7	27	23	1	1	1	19	15	1	2	9	32	9	2	5	2	5	3	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	0
新潟	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	3	2	0	0	0	3	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
広島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	1	0	0	0	0
山口	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	2	0	1	1	5	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	2023年一時金																			
	現在協議中					2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)					常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ					常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	0	4	14	13	1	24	27	182	152	29	7	11	51	20	2	9	8	16	2	1
全国計	0	4	14	13	1	24	27	182	152	29	7	11	51	20	2	9	8	16	2	1
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	4	0	0	0	1	0	10	7	4	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	1	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	1	0	1	1	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	2	0	1	1	3	6	0	1	0	4	9	0	0	0	0	1	0
新潟	0	0	1	2	0	1	1	3	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	1	0	0	1	0	11	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	3	1	0	1	1	6	7	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	1	3	7	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	3	7	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	3	2	0	1	1	11	0	0	0	1	4	0	0	0	1	2	0	0
兵庫	0	0	4	0	0	0	0	14	3	2	0	0	4	1	0	0	0	4	0	0
岡山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
広島	0	0	1	1	0	0	0	5	2	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	2	15	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	1	0	1	11	3	0	0	7	1	1	1	1	0	1	0
山口	0	0	0	0	0	0	1	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	1	0	0	0	0	4	9	2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	5	6	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	1	1	6	4	5	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	0
佐賀	0	0	0	1	0	0	1	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	1	0	7	4	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
大分	0	0	0	0	0	1	2	8	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	1	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	1	0	1	1	6	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	1	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

											常勤未満の支給月数の場合									
											月例給									
	現在協議中					2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)					常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定					2023年1月(2022年12月も含む)分から引き上げ改定				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	2	7	35	21	3	13	15	131	136	25	4	4	20	56	1	1	1	5	4	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	49	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	4	0	0	0	0	0	10	6	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
秋田	1	0	4	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	1	0	1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0
新潟	0	0	1	3	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	2	0	0	0	0	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	3	1	0	1	1	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	1	2	0	0	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	3	7	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	3	2	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	5	0	1	0	0	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	3	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	2	0	0	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	1	0	0	0	0	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	1	0	2	2	5	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0
佐賀	0	0	1	2	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	1	0	7	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	2	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	1	0	1	1	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	1	0	1	0	6	14	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	1	2	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

																				2022年12月一時金				
	2023年度から引き上げ改定					現在協議中					改定は行わない					常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ								
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合				
	7	9	116	74	10	1	2	20	8	0	0	3	17	32	0	1	0	9	29	0				
全国計	7	9	116	74	10	1	2	20	8	0	0	3	17	32	0	1	0	9	29	0				
北海道	1	1	17	31	0	0	0	0	0	0	0	0	3	17	0	0	0	5	28	0				
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
宮城	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
山形	0	0	9	12	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
福島	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
新潟	0	0	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0				
群馬	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0				
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0				
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0				
千葉	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0				
神奈川	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
長野	0	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0				
富山	1	2	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
静岡	1	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0				
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				
三重	0	1	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0				
滋賀	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
京都	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0				
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
和歌山	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0				
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
岡山	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
広島	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
山口	0	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
徳島	0	1	1	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0				
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
福岡	0	0	20	14	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				
佐賀	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0				
長崎	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
大分	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
熊本	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
鹿児島	0	3	4	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

	常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ					常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ					現在協議中					2022年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	0	0	0	0	5	2	2	2	0	1	2	13	9	0	6	15	153	135	11
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	24	70	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	12	1
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	4	3	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	14	4	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	8	3	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	6	5	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5	5	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	3	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	1	1	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0
鳥取	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	1	4	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	17	4
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	8	2	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	2023年一時金																			
	常勤と同じ月数を期末手当等で引き上げ					常勤を上回る支給月数を期末手当等で引き上げ					常勤より少ない月数を期末手当等で引き上げ					現在協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	2	3	40	93	2	0	0	8	0	0	6	9	23	7	2	1	3	23	10	0
全国計	2	3	40	93	2	0	0	8	0	0	6	9	23	7	2	1	3	23	10	0
北海道	1	1	29	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福島	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	2	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
栃木	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1	2	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	1	1	0	0	2	0	0	0	0	5	1	2	0	0	1	1	0
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
鹿児島	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	(10)会計年度任用職員の処遇改善を行うこと																			
	要求した										a. 給料(報酬)・手当の改善を勝ち取った					b. 給料(報酬)について昇給(幅・上限等)等の運用改善を勝ち取った				
	2023年分の引き上げ改定は行わない(現状のまま)																			
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	3	4	84	61	7	48	61	437	338	45	15	23	48	43	2	0	4	13	6	2
北海道	0	0	0	7	0	1	1	32	102	1	0	1	3	9	0	0	0	2	0	0
青森	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	1	0	0	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	2	0	1	1	4	11	3	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	9	12	1	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	1	1	5	13	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	11	4	0	1	1	16	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	2	0	0	1	0	8	11	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	1	0	0	1	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	2	0	0	1	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	2	2	31	1	0	2	1	6	0	0	0	0	1	0	0
千葉	0	0	3	0	0	0	1	9	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	2	7	11	2	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	0	1	2	1	13	7	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1
富山	1	2	8	3	0	1	2	10	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	1	0	4	5	0	1	1	8	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	3	5	1	1	1	13	9	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	2	1	20	2	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	3	0	0	1	3	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	1	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	1	1	0	1	2	3	3	1	0	2	1	3	0	0	0	1	0	0
大阪	0	0	1	0	0	1	2	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	1	22	6	2	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0
岡山	0	0	1	0	0	2	1	4	3	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
広島	0	0	2	0	0	1	1	11	6	0	0	1	2	2	0	0	0	3	1	0
鳥取	0	0	0	0	0	1	1	3	15	0	1	1	3	13	0	0	0	0	2	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0
山口	0	0	2	0	0	0	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	5	0	3	3	6	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	3	1	0	2	1	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	1	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	11	14	1	1	5	26	21	4	1	4	9	6	1	0	1	3	0	1
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	1	0	2	0	2	2	0	10	6	9	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	4	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鹿児島	0	0	7	2	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

	(1)会計年度任用職員の休暇等について、常勤職員との権衡をはかること																			
	c. 協議を行ったが勝ち取れなかった					d. 継続協議中					要求した					a. 休暇等について改善を勝ち取った				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	22	11	155	169	21	10	22	198	87	17	43	44	388	319	41	8	9	44	17	2
北海道	1	0	28	93	1	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0
青森	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	0	0	1	0	0	0	0
宮城	1	0	8	3	2	0	4	2	0	2	1	4	10	3	2	0	0	0	0	0
秋田	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0
福島	1	0	3	2	0	0	0	2	10	0	1	0	5	11	0	0	0	1	0	0
新潟	0	0	10	0	0	0	1	6	2	0	1	1	16	2	0	1	1	14	0	0
群馬	0	0	3	3	0	0	0	4	5	0	0	0	6	10	0	0	0	0	2	0
栃木	1	0	2	0	0	0	0	5	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	9	3	0	0	0	2	0	0	1	0	11	2	0	1	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	9	9	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	1	0	0	0	0	24	1	0	2	1	27	1	0	2	1	6	0	0
千葉	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	2	1	5	2	0	0	0	6	0	1	2	1	10	0	1	0	1	0	0	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	9	8	5	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0
長野	0	0	7	2	0	0	0	5	3	0	2	0	10	5	0	0	0	0	1	0
富山	0	0	7	1	1	0	0	2	4	1	1	2	8	5	2	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	7	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	1	1	0	1	1	6	2	0	1	1	7	3	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	1	2	0	0	0	0	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	4	4	0	1	1	5	3	1	1	0	13	7	2	0	0	2	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	1	18	2	2	1	1	20	2	2	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0
奈良	1	0	3	0	0	0	0	1	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	1	2	10	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0
兵庫	0	0	5	1	2	0	0	12	5	0	0	0	15	3	2	0	0	1	0	0
岡山	2	0	1	0	0	0	0	1	3	0	1	1	3	1	0	0	1	1	0	0
広島	1	0	1	0	0	0	0	6	3	0	1	0	10	6	0	0	0	1	1	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	15	0	0	0	0	0	0
島根	0	1	7	7	1	0	0	0	1	2	1	1	7	11	4	1	0	0	2	2
山口	0	0	0	1	0	0	1	8	3	0	0	1	6	6	0	0	0	1	0	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	1	2	0	0
徳島	3	1	1	2	0	0	2	4	3	1	3	1	6	5	0	0	0	0	0	0
愛媛	2	1	1	0	0	0	0	5	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0
福岡	0	0	7	5	1	0	0	7	10	1	1	5	24	20	4	0	0	1	2	0
佐賀	0	1	2	1	1	1	0	1	4	0	0	1	3	5	1	0	0	1	0	0
長崎	0	0	4	5	9	0	0	6	0	0	2	0	9	4	9	1	0	1	0	0
大分	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0	1	2	15	3	0	1	0	0	0	0
宮崎	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0
熊本	1	0	1	0	0	0	1	3	4	0	1	1	3	4	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4	5	0	0	3	8	8	0
沖縄	0	0	0	3	0	0	1	1	1	0	1	1	2	5	0	0	0	1	1	0

	(12)医療・社会福祉職場の処遇改善を要求した ※一つの職種でも処遇改善に取り組んでいれば「要求した」にカウントしてください。																			
	b. 協議を行ったが勝ち取れなかった					c. 継続協議中					要求した					a. 看護師の処遇を改善した(非正規職員)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	26	18	139	179	22	9	16	185	92	13	27	28	240	203	26	17	8	46	7	15
北海道	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	1	0	10	3	0
青森	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	0	2	0	0
岩手	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	0	8	3	1	0	4	2	0	1	0	3	3	0	0	1	4	0	1	0
秋田	0	0	2	0	0	1	0	3	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	0	3	1	0	0	0	1	10	0	1	0	4	7	2	0	0	0	0	1
新潟	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1	1	17	2	0	1	1	0	0	0
群馬	0	0	1	4	0	0	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	1	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	9	2	0	0	0	2	0	0	1	0	4	0	0	1	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
東京	0	0	1	0	0	0	0	20	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	2	0	3	0	0	0	0	8	0	1	0	2	5	1	0	0	2	1	0	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	9	8	5	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0
長野	2	0	5	1	0	0	0	4	2	0	0	0	9	4	1	0	0	2	1	0
富山	1	2	6	1	1	0	0	1	4	1	1	2	10	5	0	1	0	2	1	0
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
福井	0	1	4	0	0	0	0	2	0	0	2	0	3	0	0	2	0	0	0	0
静岡	0	0	1	1	0	1	1	6	2	0	1	0	7	1	0	0	0	2	0	0
愛知	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0
岐阜	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	4	0	0	0	1	2	0	0
三重	0	0	2	3	0	1	0	8	2	1	0	0	3	6	2	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	1	20	2	2	1	1	20	4	0	0	0	0	0	0
京都	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
奈良	1	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	2	1	0	0	1	0	1	1	0	1	2	3	2	0	0	0	0	1	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	0	0	4	0	2	0	0	10	3	0	0	0	7	0	0	0	0	3	0	0
岡山	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	1	0	0	0	9	4	0	1	0	11	3	0	1	0	3	0	0
鳥取	1	0	0	12	0	0	1	3	3	0	1	1	3	15	0	0	0	0	0	0
島根	0	1	6	7	1	0	0	1	2	1	0	1	2	5	3	0	1	1	1	3
山口	0	0	0	1	0	0	1	5	5	0	0	1	5	3	0	0	0	0	0	0
香川	1	0	5	9	2	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	1	1	2	0	1
徳島	3	0	2	2	0	0	1	4	3	0	1	1	3	3	0	1	0	0	0	0
愛媛	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4	0	0	2	0	0	0	0
高知	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
福岡	1	5	13	3	3	0	0	11	15	1	0	0	9	3	1	0	0	0	0	0
佐賀	0	1	1	1	1	1	0	1	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	3	3	9	1	0	5	1	0	1	0	5	0	8	0	0	2	0	8
大分	0	0	0	0	0	0	2	14	3	0	1	2	15	3	0	1	0	4	0	0
宮崎	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	1	1	6	7	0	1	0	0	0	0
熊本	1	0	0	0	0	0	1	3	4	0	1	1	3	1	0	0	1	2	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	2	0	1	1	1	2	0	1	1	1	3	0	1	0	0	0	0

	b. 看護師の処遇を改善した(正規職員)					c. 保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した(非正規職員)					d. 保育・幼稚園教諭等の処遇を改善した(正規職員)					e. 介護・障害福祉職員の処遇を改善した(非正規職員)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
	全国計	20	7	51	9	14	0	4	94	55	0	0	1	35	15	0	0	0	6	0
北海道	1	0	10	3	0	0	0	12	9	0	0	1	5	3	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	2
新潟	1	1	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
群馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	2	1	0	0	0	17	27	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
富山	1	0	5	2	0	0	0	6	3	0	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0
石川	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	1	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	3	0	0	0	0	7	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
香川	1	1	2	0	1	0	0	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	2	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	1	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

	(13)公務における働き方改革を着実に推進するため、労働時間を適正に把握するとともに、36協定締結義務職場での確実な締結、締結義務のないすべての職場における36協定に準じた協定の締結、年次有給休暇の取得促進をはじめ適切な対応をはかり、長時間労働を是正すること																			
	f. 介護・障害福祉職員の処遇を改善した(正規職員)					要求した					36協定締結義務職場									
											a. 今回新たに36協定を締結することができた					b. 既に36協定を締結している(すべての締結義務職場)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	1	0	7	1	4	40	50	373	313	45	0	0	5	1	0	48	54	291	202	50
北海道	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1	0	0	0	0	0	1	1	23	64	1
青森	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0
宮城	0	0	0	0	0	1	4	13	6	5	0	0	0	0	0	1	4	12	1	5
秋田	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3
福島	1	0	0	1	2	1	1	5	10	4	0	0	1	0	0	1	1	3	5	4
新潟	0	0	0	0	0	1	1	19	4	0	0	0	1	0	0	1	1	17	1	0
群馬	0	0	0	0	0	1	0	7	10	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0
栃木	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	8	11	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0
東京	0	0	0	0	0	2	1	19	0	0	0	0	0	0	0	2	1	17	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	0
神奈川	0	0	1	0	0	0	6	7	1	1	0	0	0	0	0	1	7	8	1	1
山梨	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0	1	1	8	7	3
長野	0	0	0	0	0	1	0	13	4	0	0	0	0	0	0	2	1	16	12	1
富山	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	1	0	0	1	2	9	4	4
石川	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	7	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0
静岡	0	0	0	0	0	1	1	7	2	0	0	0	0	0	0	1	1	6	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	1
岐阜	0	0	2	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0
三重	0	0	0	0	1	1	1	9	6	1	0	0	0	0	0	1	1	8	5	1
滋賀	0	0	0	0	0	1	1	10	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
京都	0	0	1	0	0	1	3	4	2	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0
奈良	0	0	0	0	0	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0
和歌山	0	0	1	0	0	1	1	3	2	1	0	0	0	0	0	1	1	2	3	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	11	2	2	0	0	0	0	0	0	1	11	2	2
岡山	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1
広島	0	0	1	0	0	1	1	10	5	0	0	0	0	0	0	1	0	8	3	0
鳥取	0	0	0	0	0	1	1	3	15	0	0	0	0	0	0	1	1	3	10	0
島根	0	0	1	0	1	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	1	1	7	11	3
山口	0	0	0	0	0	1	1	7	5	0	0	0	0	0	0	1	1	7	3	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	1	1	7	5	2
徳島	0	0	0	0	0	0	2	3	6	0	0	0	0	0	0	3	3	2	3	1
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1
福岡	0	0	0	0	0	1	4	24	15	6	0	0	0	1	0	1	5	17	11	5
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	2	6	3	0	0	0	0	0	1	1	1	4	2
長崎	0	0	0	0	0	2	0	9	4	2	0	0	0	0	0	2	0	5	3	9
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	1	1	5	3	0	0	0	0	0	0	1	1	5	2	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	1	7	4	0	0	0	1	0	0	0	3	5	2	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0

											それ以外									
	c. 36協定締結について現在協議中					d. 協議は行ったが、36協定締結に至っていない					a. 今回新たに36協定を締結することができた					b. 既にすべての職場で36協定を締結している				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	0	55	52	2	0	2	32	58	0	0	0	1	0	0	12	7	39	29	11
北海道	0	0	6	14	0	0	0	3	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	1	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
新潟	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
群馬	0	0	2	3	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0
福井	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
滋賀	0	0	9	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
京都	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
鳥取	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	11	3
山口	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
愛媛	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
佐賀	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
長崎	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	13	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	3	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
沖縄	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

	(14)職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること																						
	c. 36協定締結について現在協議中										d. 協議は行ったが、36協定締結に至っていない					要求した				要求を踏まえ、人員増を勝ち取った(次年度以降の増員の確約も含む)			
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合			
	13	4	113	113	12	14	21	123	96	2	46	52	396	355	53	7	11	61	46	6			
全国計	13	4	113	113	12	14	21	123	96	2	46	52	396	355	53	7	11	61	46	6			
北海道	1	1	29	78	1	0	0	3	24	0	1	1	32	102	1	0	0	0	1	0			
青森	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	3	8	0	0	0	0	2	0			
岩手	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0			
宮城	0	0	0	0	1	1	0	11	5	1	1	4	11	5	5	0	0	0	0	0			
秋田	0	0	2	0	0	1	0	3	1	0	1	0	6	2	0	0	0	2	0	0			
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	23	3	1	1	3	9	0			
福島	0	0	4	6	3	1	1	1	4	0	1	1	6	16	5	0	0	2	6	1			
新潟	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	19	4	0	0	0	0	0	0			
群馬	0	0	2	3	0	0	0	5	7	0	2	0	6	10	0	0	0	0	2	0			
栃木	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	12	6	0	0	0	0	0	0			
茨城	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1	0	12	2	0	0	0	1	0	0			
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	5	9	0	0	1	0	0	0			
東京	2	1	19	0	0	0	0	0	0	0	2	2	23	1	0	0	1	9	1	0			
千葉	0	0	2	0	0	0	1	4	0	0	0	1	9	2	0	0	0	2	0	0			
神奈川	0	0	3	0	0	0	1	3	1	0	1	5	6	2	1	0	0	1	1	0			
山梨	0	0	9	8	5	1	1	0	0	0	1	1	9	8	5	0	0	0	0	0			
長野	0	0	2	2	0	0	0	5	2	0	2	1	14	11	1	0	0	1	2	0			
富山	0	0	1	0	0	1	1	7	3	0	1	2	11	5	3	1	1	1	1	0			
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	0	0	0			
福井	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0			
静岡	1	0	2	0	0	0	0	2	2	0	1	1	10	2	0	0	0	0	0	0			
愛知	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0			
岐阜	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0			
三重	1	0	3	2	1	0	0	4	1	0	1	2	13	9	2	1	0	3	1	1			
滋賀	1	0	7	1	0	0	1	6	3	0	1	1	12	4	0	1	1	12	4	0			
京都	1	0	2	0	0	0	2	1	1	0	1	3	7	4	0	0	0	1	1	0			
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0			
和歌山	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	2	4	6	1	0	0	2	1	0			
大阪	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0			
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3	1	0	0	5	0	0			
岡山	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	1	4	3	1	0	1	0	0	0			
広島	0	0	4	1	0	0	1	4	2	0	1	0	10	4	0	0	0	1	0	0			
鳥取	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	3	15	0	0	0	0	1	0			
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	1	0	1	2			
山口	0	0	0	1	0	0	1	7	4	0	1	0	7	4	0	0	0	1	0	0			
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	1	0	0	0	0			
徳島	1	0	1	1	0	0	1	1	2	0	2	2	4	5	1	0	1	0	2	1			
愛媛	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	4	1	0	0	0	1	0	0			
高知	0	0	0	0	0	1	1	6	4	0	1	1	6	6	1	0	0	0	0	0			
福岡	0	0	3	2	0	1	1	6	5	0	1	5	23	21	4	0	1	10	8	0			
佐賀	0	0	0	2	0	0	1	2	4	0	0	1	5	7	2	0	0	1	0	0			
長崎	1	0	2	1	0	0	0	5	2	1	2	0	10	4	10	1	0	1	0	1			
大分	0	0	0	0	0	0	2	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
熊本	0	0	1	0	0	1	1	3	3	0	1	1	4	6	0	0	1	0	0	0			
鹿児島	0	0	4	1	0	0	1	0	3	0	0	1	9	7	0	0	0	1	0	0			
沖縄	1	1	2	3	0	0	0	0	1	0	1	1	3	3	0	1	0	0	2	0			

(15)要求書作成にあたり、組合員の意見・要望をどのように集約したか																				
	a. 機関会議(職場集会等含む)を実施した					b. 職場委員が職場ごとに意見を集約した					c. 執行部がアンケートを配布した(人勤期要求アンケートの取り組み含む)					d. 執行部が検討し作成した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	28	33	160	95	20	20	12	140	97	20	17	7	107	60	10	20	27	216	154	34
北海道	1	1	21	29	0	1	1	9	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	0	1	3	10	0
岩手	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
宮城	1	4	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	7	3	2	0	0	5	1	2
秋田	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	3	2	0
山形	0	0	1	4	0	1	0	10	13	2	0	0	0	0	0	0	1	2	4	1
福島	1	0	1	3	1	0	0	1	6	2	0	0	1	4	1	1	1	3	8	3
新潟	1	1	19	4	0	0	1	7	1	0	1	0	12	3	0	0	0	4	7	0
群馬	0	0	2	6	0	2	0	1	3	0	2	0	4	7	0	1	0	6	1	0
栃木	1	0	4	0	0	0	0	1	4	0	0	0	4	3	0	0	0	8	2	0
茨城	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	13	3	1
埼玉	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	8	9	0
東京	2	2	1	0	0	0	0	17	0	0	0	1	8	1	0	2	1	4	0	0
千葉	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	1	7	1	0
神奈川	1	6	4	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	1	0	0	1	8	1	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1	0	0	0	0	6	6	3
長野	0	0	7	2	0	1	0	4	7	0	0	0	4	4	1	1	1	9	3	0
富山	1	2	6	1	2	1	2	5	0	1	1	0	5	2	1	1	2	8	3	2
石川	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	3	0	0	0	0	0	0
福井	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
静岡	1	1	7	0	0	0	0	4	1	0	0	0	3	2	0	1	0	3	0	0
愛知	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0
岐阜	0	1	2	1	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	6	0	0
三重	0	0	5	5	0	1	0	2	4	0	1	0	1	3	1	0	1	5	6	1
滋賀	0	0	0	0	1	0	0	6	2	0	1	0	6	1	2	0	1	0	1	0
京都	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0	1	2	5	1	1
奈良	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	5	0
和歌山	1	0	2	2	0	1	0	2	2	0	0	2	1	2	0	1	0	1	3	1
大阪	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
兵庫	0	0	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	3	1	1	0	1	11	3	2
岡山	2	1	3	1	0	0	0	2	0	0	2	0	4	3	1	2	0	1	2	0
広島	1	0	5	1	0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	1	5	4	0
鳥取	1	1	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0
島根	1	1	3	5	3	1	0	5	5	3	0	0	1	1	0	0	0	0	3	1
山口	0	0	3	3	0	1	0	4	1	0	1	0	0	1	0	1	0	2	4	0
香川	1	1	2	9	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
徳島	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1	4	6	0
愛媛	0	0	1	0	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0	0	2	1	6	1	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	6	1
福岡	1	2	13	1	2	0	4	14	8	0	0	1	2	1	0	0	0	10	12	3
佐賀	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3	4	3
長崎	1	0	3	0	8	0	0	5	0	9	1	0	1	0	0	0	0	6	5	9
大分	1	2	14	3	0	1	2	14	3	0	0	0	0	0	0	1	2	14	3	0
宮崎	1	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	1	5	6	0
熊本	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	2	5	0	0	1	2	3	0
鹿児島	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7	6	0
沖縄	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	2	3	0

	(16)会計年度任用職員の意見・要望をどのように集約したか																			
	e. 集約していない					a. 要求書作成にあたりアンケート等を行った					b. 全員集会等を開催するなどして、意見・要望を集約した					c. チェックリスト等を活用して点検をしたか (給与決定の基準、休暇等について常勤職員との間に不合理な格差がないか確認している)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	1	9	13	3	16	6	59	13	3	8	11	44	22	13	6	16	98	158	11
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	32	102	1
青森	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
新潟	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	1	4	0	0	0	0	3	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	1	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	2	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	8	5
長野	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
富山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	2	12	10	2
滋賀	0	0	0	0	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
京都	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	10	0	0	0	0	2	0	0
岡山	0	0	0	0	0	1	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	3	1	0	0	0	2	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	3	14	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	6	10	3	0	0	1	1	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	1	1
徳島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	1	0	1	1	3	1	0	0	3	3	1	1	0	1	11	5	1
佐賀	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
長崎	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	8	0	0	3	1	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0
鹿児島	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0
沖縄	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0

(6)賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行ったか。

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
3	青森	むつ地区自治団体職員労働組合連合会	・夏季休暇を5日とすること ⇒前進なし
			・燃料費の高騰に伴う通勤手当の見直しをすること ⇒前進なし
			・人員不足を解消するため職員の補充を行うこと ⇒前進なし
		蓬田村職員組合	・給料表を8級への拡大を行うこと ⇒前進なし
		大鰐町職員組合	・課長級の管理職手当について、近隣自治体と同等の額とするよう要求し、令和5年4月1日から引き上げとする回答を得た。
			・5級以上の職員の1号抑制の撤廃
5	宮城	石巻市職員労働組合	・これまで昇給抑制措置(2号俸昇給)としていた55歳を超える職員の昇給について、国に合わせ停止したいとの提案があり、交渉の結果、非管理職は1号俸昇給、管理職は昇給停止に留めることが出来た。なお、現業職(行2適用)は国と同様に57歳を超えた場合に1号俸昇給とした。
		角田市職員労働組合	過去の昇給抑制分の復元
6	秋田	湯沢市役所職員労働組合	会計年度任用職員が3年目に迎える公募を撤廃し、継続雇用とすること。
		由利本荘市職労	合併に係る不均衡是正の継続を要求→合意の通り解消まで継続することを確認・手法は継続協議
		羽後町新職員組合	管理職手当の増
8	福島	国見町社会福祉協議会職労	平成30年に経営難を理由に昇給延伸された昇給額の復元
		喜多方市職員労働組合	分限条例の特例条項の改正
		只見町職労	中途採用の職員について、初任給格付け時の改善を図り、新卒採用職員との賃金格差解消を図ることを要求した。
9	新潟	新潟県職員労働組合	臨時的賃金削減(2%)の廃止
		新潟市職員労働組合	給与制度全般のあり方について今後当局と学習会を行い検討を行っていく。
		上越市職員労働組合	係長級、技能労務職(5級)の職務段階加算率の改善(100分の5から100分の10)
10	群馬	富岡市職労	・秋闘前に、昇格年数の短縮について、個別要求。継続協議。 ・中途採用者の昇給・運用の改善について要求し、継続協議
		東吾妻町職員組合	前歴を持つ中途採用者の昇格昇給運用改善を要求した趣旨は理解出来るが検討が必要との回答だったため、組合としても改善に向けた案を提案し、引き続きの協議を申し入れた
		昭和村職員労働組合	時間外勤務手当を17時30分から17時15分から支給してほしい旨、要求した。
11	栃木	那須塩原市職労	時間外手当の支給割合 通常150/100、週休日・深夜200/100、休日勤務200/100、夜間勤務50/100
		那須町職労	民間等に勤務し、当町に採用された職員について、前歴換算だけではなく、昇級までの年数についても換算されるよう要求し、今後とも協議していく旨の回答を得た。

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
		芳賀町職労	適正な人事配置について要求した。 職員の時間外勤務の状況や課長ヒアリングを実施し、各課の業務実態を把握し、適正配置を念頭に人事配置を行う回答を得た。
13	埼玉	滑川町職労	管理職手当改善
		北本市職労	現業職給料改善
14	東京	八王子市職	有給休暇の取得促進においては、職員の誰もが特定事業主行動計画で示す日数を上回り取得できる職場環境及び仕組みを整えること。
15	千葉	鎌ヶ谷市職員組合	夏季休暇を従前7月から9月のところを昨年度に引き続き、6月から10月の期間で取得可能とするよう要求した。
		香取市職員組合	地域手当支給(現在無支給)に向けた働きかけを要求
		市川市職員組合	暫定再任用職員の給与改善を図ることを要求した。
		柏市役所職員組合	地域手当引き上げを要求したが勝ち取れなかった。
16	神奈川	県職労	他県から就職する職員に対する「移転料」の支給を求めたが、合意に至らなかった。 初任給格付けおよび高齢層の昇給改善についても要求したが、協議にも至らなかった。
		藤沢市職労	・夜間看護手当及び夜間医療従事手当の改善
			・医療技術部門等の初任給基準の改善及び初任給調整手当の支給
			・自転車勤務者の通勤手当額の増額
			・少人数職種における昇任について、他職域や他職種との均衡
		平塚市職労	自転車通勤者の通勤手当の増額 現状通り
		相模原市職労	前歴換算について、継続協議中
伊勢原市職	定年引上げに係る高齢者部分休業制度の導入。継続協議。		
18	長野	企業局	時間外拘束手当、企業局独自の電気事業、水道事業の職場改善
		飯田市職	・中途採用者の前歴換算を同種10割、異種を8割とすること ⇒ 引き続き協議
			・昇任制度の職種間均衡をはかること ⇒ 引き続き協議
		伊那市職	前歴換算の改善
		東御市職	時間外勤務手当: 月30時間→45時間(年360時間上限は変わらず)
		富士見町職	・「等級別基準職務表」の見直しが行われた。(専任係長と係長が同じ4級であったが、改められ係長は5級となり、その上の専任課長・課長も一つずつ級が上がった。
箕輪町職	ノ一残業デー(水曜日)の代休措置を賃金支給に令和5年度から実施。		
19	富山	高岡市職労	技能労務職給料表について、当局から独自表を使っていたものを国(Ⅱ)表への切り替え提案があり、当初の提案内容から、①5級運用への継続協議、②現状を下回らない直近上位扱い、③独自運用の特別昇給・一時金加算の改善、④現給保障の率の上乗せの改善を勝ち取った。
22	静岡	森町職員組合	行政職給料表(一)を7級制とし、課長職を7級に格付すること。
		富士市職員組合	子にかかわる扶養手当の引き上げ
		富士市上下水道企業職員労組	子にかかわる扶養手当の引き上げ

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
		裾野市職員組合	人事院勧告を尊重した賃金引き上げの回答を得た。
		中東遠総合医療センター労組	職員慰労金(一時金)の3月支給にむけた協議
23	愛知	自治労豊山町職員労働組合	中途採用者の昇格運用について
		岡崎非常勤労	・業務遂行に必要な資格・前歴を賃金に加算すること。 ・継続勤務している会計年度任用職員について勤続年数に応じた定期昇給の実施。昇給は常勤職員同様に年4号とすること。
24	岐阜	岐阜市職労	・30～40歳代の昇格改善
			・看護師の3級昇格改善 など
25	三重	御浜町職	職員の年齢構成によっては、管理職への昇格が遅れる場合、又は昇格できない場合があるため、職員の生涯賃金に大きな差が生じないように昇格制度の見直しを行うこと。
		紀南病院職労	現行の5級制から6級制への給料表の改定と運用方法の見直し
28	奈良	奈良市職員組合	保育教育士の係長昇格試験の受験年齢の引き下げ
		大和高田市職員組合	55歳超、職員の抑制措置の廃止
		宇陀市職員労働組合	今後のハラスメントやメンタルヘルス対策明確化
		大和高田市立病院職員組合	抑制措置の廃止
		奈良市従業員労働組合	正規職員補充、非正規職員の正規職員化、職務上必要な資格の取得費用の公費負担
		平群町職員労働組合	定年までの定期昇給を可能とする新しい賃金制度の構築
29	和歌山	海南市職員組合	・メンタルヘルス、ハラスメント対策
			・医療職場での人事評価制度
		古座川町職員組合	・日直の廃止
		串本町職員労働組合	管理職手当の見直しを要求。 R5年度中に検討。結果を元に協議することで妥結。
		紀の川市臨時非常勤等職員労働組合	・賃金上限の撤廃(引き上げ)
・病気休暇の有給化			
・夏季休暇の拡大 ・新規採用者の年次有給休暇の付与条件緩和			
30	大阪	自治労府職	・技能労務職給料表の改善
			・地域手当の改善
			・一時金に係る職務段階別加算の改善
		大阪市労連	・55歳以上の職員について、5年の昇給の機会に相当する程度の号給の増設
		池田市労連	・行(二)表導入に伴う経過措置の現給保障期間延長
		豊中市職	・博士課程修了者等の初任給
		高槻市職	・成績「良好」な技能職員の総括主任(3級)への昇任
		四條畷市共闘	・地域手当の引上げ
枚方市職	・留守家庭児童会室の処遇改善 フルタイム会計年度任用職員を設置		

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
		自治労交野	・等級別基準職務表の改正に伴う現給保障が解消され不利益を受けている職員の給与水準について条例化前の水準確保に必要な措置を要求
31	兵庫	神戸B・神戸市従	①行政職1級5号給、高校卒初任給の基準となる給料月額4,000の改善 ②1級13号給、短大卒初任給の基準となる給料月額3,600の改善 ③1級25号給、大学卒初任給の基準となる給料月額3,000の改善
		淡路市職労	一時金・職務加算割合の引き上げ
		南あわじ市職労	島外旅費(神戸・明石・鳴門)日当500円要求
		淡路広域水労	賃金カットの中止、2号昇給抑制の回復、遅延の4級昇格の基準表通りの運用
		高砂市職労	長時間労働を解消するためにも、時間外勤務の上限時間を超えた職場の検証結果を示すとともに対応策を示すこと。加えて、PCログと時間外申請との乖離などについても調査を行い、時間外状況の資料についても組合と共有すること。 →上限時間を超えた職場については確認を行い、来年度の人員配置の判断材料の一つとしたい。実労働時間と時間外勤務申請の乖離が無いよう、文書及び会議などで呼びかけており、適切な運用をするよう指導している。
		加西市職	社会人採用者の前歴換算措置8/10を10/10に、継続
		養父市職労	日直勤務の委託化又は日当の引き上げ(4400円)⇒継続
		朝来市職労	会計年度任用職員の上限撤廃⇒継続
		丹波篠山市職労	職場環境改善
33	岡山	自治労美咲町職員労働組合	管理職手当の運用の改善 会計年度任用職員の処遇改善 定年延長制度施行後の採用の平準化 →交渉は11月28日
		自治労鏡野町職員組合	適正な人員配置及び増員、職場環境の整備
		自治労はつかいちユニオン	中途採用者の前歴換算率の改善について
34	広島	安芸太田町職員労働組合	結婚休暇、夏季休暇の運用改善を要求し、結婚休暇については週休日を除いた5日間となるような改善を勝ち取った。
		尾道市職員労働組合	・高齢者部分休業制度の制度導入の要求 ・他団体への派遣職員の長時間勤務の是正を派遣先へも求めるように要求 ・早期退職募集制度の割増率
		三原市職員労働組合	8級制の導入について、継続協議
		三次市職員労働組合	給与制度の総合的見直しに係る現給保障の継続(妥結) 薬剤師の特地勤務手当の支給(妥結)
		江府町職	他律的業務について
		安来市職員労働組合	前歴較差の解消に向けた協議を継続中。
36	島根	川本町職員組合	特殊勤務手当について獲得
		邑南町職員連合労働組合	非正規任用に適用されている給料表を適正なものへ変更
		邑智郡総合事務組合職員労働組合	特殊勤務手当について協議中
		津和野町職員組合	前歴較差の解消について

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
		吉賀町職員労働組合	年齢別、職員間の賃金格差解消
37	山口	山口県職員労働組合	中途採用者の初任給の格付けや昇任・昇格について、知識や経験を踏まえた適切かつ柔軟な運用を求めた。
		長門市職員労働組合	土木等技術職員の確保
		和木町職員労働組合	災害派遣手当の創設 → 継続協議
39	徳島	上板町職労	55歳の昇給停止を2号昇給へ
		石井町職労	家族看護休暇、病休の運用拡大
40	愛媛	八幡浜市職労	フルタイム会計年度任用職員保育士の担任加算導入を要求し、勝ち取った。 パートタイム会計年度任用職員代替保育士の時給引き上げを要求し、勝ち取った。
42	福岡	北九州交通労組	会計年度任用職員の月額化・会計年度任用職員の上限号給の引き上げ
		直方市職労	時間外手当の計算方法の改善
		宮若市職労	・一定の年数を勤務した者に対して在職者調整を実施すること。現在協議中
		豊前市職労	休日時間外勤務手当の135/100支給について運用の改善を勝ち取った
		香春町職労	リフレッシュ休暇(3日)の付与、宿日直手当の増額、昼休み等の窓口対応のルール化、業務の効率化・削減に努めると同時に人員の確保、代休の取得しやすい職場環境づくり について要求したが、継続協議となった
		川崎町職労	年齢別ポイント賃金の見直しについて、近隣市町村との均衡を調査し、公平な賃金体系を形成する
		福岡市職労	全職員の引き上げ要求をした。新型コロナウイルス感染症・選挙・災害動員等特にコロナ禍においては3年にわたる長い期間全職員が協力して市民サービスに携わったこと、現在の物価高騰に対応する為に要求したが、若年層のみ、29歳までとなった。
		久留米市労連	非役付きの5級運用を求めたが、合意には至らなかった。
		八女市職労	・4級係長職の処遇改善 (結果)継続協議とした ・理論給未到達者への在職者調整の実施 (結果)人事評価結果を踏まえ、在職者調整を2023年7月昇給時に実施
43	佐賀	鳥栖市職労	庁舎立て直し中であるため職員駐車場の確保要求を行った。協議中。休暇の30分単位の取得を要求した。合意には至らず。
		市町村共済組合	十分に協議できる環境を築き、組合員の労働条件に関する規程や運用の変更等がある場合には、事前に周知し、十分な説明・協議を行うこと。
		諫早市役所職員労働組合連合会	・人間ドックに係る休暇を職専免に ・子の看護休暇を中学校入学前から中学校卒業まで(3年)延長 ・夏季特別休暇の取得期間を10月末から12月末までに延長
		大村市役所職員組合	人間ドック検診時の職務専念義務免除の要求
		雲仙市職員労働組合	・夏季休暇 5日 ・子の看護休暇の拡充

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
44	長崎	南島原市職員労働組合	燃料費高騰を踏まえ、通勤手当を引き上げること。
		佐世保市職員連合労働組合	1) 緊急呼び出し時の特別勤務手当の支給(新設)を要求 → 現行どおり
			2) 感染症作業手当の新型コロナウイルス特例措置をPCR検査に拡大することを要求 → 現行どおり(引き続き検討)
			3) 子の看護休暇の対象範囲を義務教育終了まで拡大することを要求 → 改善
		五島市職員労働組合	夏季休暇5日(特別休暇)への拡大
			燃料費高騰を踏まえた通勤手当の改善
		対馬市職労	夏季休暇5日の完全移行
		長与町役場職員労働組合	2006給与構造改革・2015給与制度の総合的見直し等による月例賃金の大幅な引き下げに対する手当等による賃金総額の維持・改善を要求したが、合意に至らなかった。
五島中央病院職組	検査技師の月額特殊勤務手当の改善、訪問看護手当の新設、看護師長と副看護師長の手当の新設、診療費訪問徴収業務手当の新設、人工透析療法に従事する看護師等に特殊勤務手当の拡充、DMAT・DPAT隊員に緊急呼び出し待機手当の拡充、島原病院看護師に特別調整手当対象へ拡充、離島に勤務する薬剤師・看護師等に特殊勤務手当の拡充、夜間看護手当の改善、通勤手当の改善、若手職員のフレッシュ休暇の新設、忌引き休暇の改善、年休の積み立て制度の新設、子育て休暇の拡充		
	上五島病院職員労働組合		
45	大分	県職連合	高速道路、特急利用の改善
		大分市職労	特殊勤務手当、教育加算改善
		大分市水道労	教育加算改善
		日田市職労	前歴換算改善
		玖珠町職労	旅費支給額改善
			病気休暇期間拡大
		中津市職労	時間外勤務手当の算定式改善
		宇佐市職労	現業・非現業の賃金格差改善
		中津市民病院労	時間外勤務手当の算定式改善
		別府市職労	特殊勤務手当改善
			前歴換算改善
		日出町職労	前歴換算改善
初年度昇給期の調整措置			
47	宮崎	全単組	手当(教育加算・住居・通勤等)
47	熊本	熊本市職	昇任のあり方について
		玉東町職員組合	玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止し、玉東町職員等の旅費に関する条例第19条に基づき日帰り旅行の日当を支給すること
		錦町職員組合	①人員確保、長時間労働の是正について ②職員が出産・子育てがしやすい職場環境整備について

	県名	単組名	要求項目「その他」具体的内容
		那珂町職員組合	③災害待機時の手当について ④分限条例の失職の例外規定の改善について。
48	鹿児島	薩摩川内市職員労働組合	再任用の4級運用
		霧島市職員労働組合	人事評価制度における下位評価者の復元にかかる補正期間の複数年適用
		始良市職員労働組合	病気休暇のクーリング制度
		鹿屋市職員労働組合	カスハラ対策
		垂水市職員労働組合	会計年度の一時金支給月数の引き上げ
		志布志市職員労働組合	子の看護休暇の拡充 会計年度の一時金支給月数の引き上げ
		肝付町職員組合	時間外手当・代休の取り扱いなど
		中種子町役場職員組合	専従退職者の復職後の号級調整
		霧島市上下水道労働組合	人事評価制度における下位評価者の復元にかかる補正期間の複数年適用
49	沖縄	中城村職員労働組合	通勤手当については、国と地方では実情が異なることから、地方の実情に応じた制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえ、自動車等による通勤手当の引き上げを行うこと。
		南風原町職	労働時間の短縮等

## 2023春闘 自治体単組の要求モデル

※ 自治体要求モデルの使用方法について

- ① 単組・県本部の実情にあわせ、達成できていない項目の内、2023春闘で要求を行いたい項目をピックアップし、要求書に入れていただくようお願いします。
- ② 従前は、臨時・非常勤等職員の処遇改善について別途要求モデルを提示していましたが、自治体単組の要求モデルに一本化しています。2020年度より会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員の給料・手当等に関しては常勤職員との均等・均衡に基づき制度整備することが求められることを考慮したものです。要求に際しては、必ず会計年度任用職員の賃金・労働条件について、チェックリストを活用して実態を点検・確認し、要求を行ってください。

### 1. 賃金要求

(賃金水準)

(1) 高卒標準労働者の賃金水準（給料月額）を、下記以上とすること。

30歳	248,775円	(国公行(一)3-11水準	249,000円)
35歳	293,807円	(国公行(一)3-40水準	294,300円)
40歳	343,042円	(国公行(一)4-43水準	344,800円)

- 自治労は2017年から、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により、賃金到達目標（ポイント賃金）を上記の通り設定し、引き続き2006給与構造改革前の賃金水準到達をめざすことにしました。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%を、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。
- あわせて、上記とは別に、地域間格差是正の観点から、全国平均賃金への到達指標として「地域手当を含む全国平均賃金水準指標」を示しています（※方針本文を参照）。

30歳	245,746円	(国公行(一)3-9水準	246,000円)
35歳	290,231円	(国公行(一)3-38水準	290,700円)
40歳	338,866円	(国公行(一)4-40水準	339,200円)
- その他、「ラスパイレス指数100を最低水準」として単組の到達状況を踏まえて実現可能な賃金要求基準を設定します。
- 県本部は、上記到達目標と単組の到達状況を踏まえて、それぞれ実現可能な賃金要求基準を設定します。

(2) 国の給与構造改革前の賃金水準に回復することを基本とし、賃金改善を行うこと。

- 単組は、県本部が設定する要求基準に基づき、単組における賃金要求を設定します。
- 具体の賃金改善については、後掲の「3. 賃金決定基準の改善」を参照のこと。

### (自治体最低賃金)

(3) 自治体に雇用されるすべての労働者とすべての地域公共サービス民間労働者の最低賃金を月給169,800円（国公行(一)1級17号）以上、日給8,500円（月額／20日）以上、時給1,096円（月額／20日／7時間45分）以上とすること。

- 連合は2023春闘において、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「底支え」として時給1,150円以上を提起しています。月給に換算すると189,750円になります（月給換算は賃金センサスの所定内実労働時間全国平均165時間で算出）。
- 政府は骨太方針2022において「できる限り早期に最低賃金の全国過重平均が1,000円以上となることをめざし、引上げに取り組む」との考えを示しました。  
なお、2022年度の最低賃金<sup>(※)</sup>は（2022年10月発効）、最高額1,072円、最低額820円、全国加重平均は961円となっています。

(※) 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金であり、臨時に支払われる賃金、賞与など1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外割増賃金、通勤手当、皆勤手当、家族手当などを除外したものが最低賃金の対象となる。

地方公務員に関しては、現業職員、企業職員には最低賃金法が適用されるが、それ以外の職員には適用されない。これは「給与が条例で定められているので本法については適用を除外している」（発基第一一四号）のであって、そもそも法律は自治体が条例で定める賃金が最低賃金を下回ることを想定していないということに留意が必要である。

- 国家公務員の初任給（2022年度）は下記の通りです。一般職の高卒初任給は行(一)1級5号＝154,600円であり、時給換算（月162.75時間で算出）すると950円と、最低賃金の全国加重平均961円を下回る水準となっており、連合が掲げる水準には遠く及ばない状況です。

地方公務員（現業、公企職員を除く）は最低賃金が適用されませんが、そもそも法律は職員の賃金を定める条例が最低賃金を下回ることを想定していないということであって、当然、賃金水準については最低賃金を上回るものとして整備しておかなければなりません。

総合職(大卒)：行(一)2級1号 198,500円

一般職(大卒)：行(一)1級25号 185,200円

一般職(高卒)：行(一)1級5号 154,600円

\* 選考採用・一般職(高卒)の初任給は、行(一)1級1号 150,100円

<参考> 国公の高卒職員の初任給を時給換算すると

地域手当0%・非支給地（全国最下位820円）

⇒ 154,600円÷162.75時間＝950円

地域手当地公の平均支給率5.5% (※) (最賃加重平均961円)

⇒ 150,600円×105.5%÷162.75時間=976円

※ 地域手当の平均支給率は2021年度地方公務員給与実態調査より算出  
東京都23区・地域手当20% (東京都最賃1,072円)

154,600円×120%÷162.75時間=1,140円

1カ月の労働時間は21日=162.75時間で時給を算出しています。

なお、都道府県の最低賃金は各県全域に適用されます。東京都、神奈川県にも地域手当が支給されない地域はありますが、それぞれ時給1,072円、1,071円以上をクリアしておかなければなりません。最低限の措置として最賃法上の水準をクリアすることは当然のことですが、人材確保上の観点からも自治体で働く労働者に適用する最低賃金をどうするのか、初任給の水準をどうするのが重要になっています。

## 2. 一時金

- (1) 一時金の支給月数を引き上げること。
- (2) 期末・勤勉手当の割り振りについては、期末手当の割合に重点を置くこと。
- (3) 勤勉手当への成績率の一方的な導入(再任用含む)・拡大を行わないこと。勤勉手当の成績率の運用については、十分な労使交渉と合意によること。

- 評価基準など人事評価制度の設計ならびに運用実態は自治体ごとにさまざまであり、下図の通り、上位評価者が大きな塊という結果の国公とは異なることから、国にならい、勤務成績が良好な職員等の成績率を引き下げないよう、交渉・協議を行います。
- 内閣人事局によると(2020年9月公表)、国家公務員の能力評価および業績評価の分布は次の通り。

	S	A	B	C	D
能力評価 (2018.10~2019.9)	9.1%	53.2%	37.2%	0.4%	0.0%
業績評価 (2019.10~2020.3)	11.2%	52.1%	36.3%	0.4%	0.1%
業績評価 (2019.4~2019.9)	10.0%	51.8%	37.8%	0.4%	0.0%

### 《会計年度任用職員の一時金》

※期末手当の支給月数が常勤職員より少ない場合

- (4) 会計年度任用職員の一時金は、最低でも、常勤職員の期末手当と同月数を支給すること。

※期末手当の支給月数が常勤職員と同等の場合

- (4) 会計年度任用職員の一時金は、常勤職員の期末・勤勉手当と同月数以上を引き上げること。また、勤勉手当が支給されるまでの当面の間、期末手当の支給月数は

制度開始の2.6月を下回らないこと。

- 任期が6ヵ月以上（年間通算）の、すべての会計年度任用職員に期末手当の支給を求めます。
- 会計年度任用職員制度の総務省の事務処理マニュアル（問14-8）では、「段階的に常勤職員と同様の支給割合とすることとしてよいか？」の質問への回答として、「常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定めることが適当」としつつも「2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取扱いとすることが考えられる」としています。総務省は、制度施行初年度である2020年度については支給割合を抑制することを許容していますが、2021年度以降については、当然に常勤職員との権衡に基づき、同じ支給月数とすることが求められます。

再任用職員の期末手当1.35月にあわせて支給するようなケースは不適切な運用であり、常勤職員と同じ支給月数に見直すよう交渉・協議で追及する必要があります。
- 人事院勧告で一時金の引き上げが勧告されましたが、引き上げ分は勤勉手当に配分されました。会計年度任用職員に勤勉手当が支給されないことを理由に、一時金の引き上げを行わないことにならないよう、期末手当での引き上げや勤勉手当の支給を求めます。
- 2022年4月から国の非常勤職員には勤勉手当が支給されている一方、会計年度任用職員については期末手当の支給のみとされています。常勤職員と同等の期末手当支給を達成している自治体は、積極的に同月数の引き上げを求めて取り組みます。短時間の会計年度任用職員については（勤勉手当が支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡の観点から）、期末手当の月数を増加させることを検討します。

### 3. 賃金決定基準の改善

#### （中途採用者の賃金）

- （1） 中途採用者の給料は、職務の内容や責任、職務経験等を考慮して定めることとし、他の職員との均衡の観点から、同学年の新卒採用者の給与を基本として、昇格・昇給の運用について改善すること。
  - ① 民間経験等のある中途採用者の初任給格付けについては、国の経験者採用試験採用者に準じて、採用者の有する能力、知識経験、免許等を考慮して具体的に就ける職を決め、その者の従事することになる職務（ポスト）に応じて級決定を行うこととし、2級以上の初任給格付けを可能とすること。

また、人事院規則にあわせ、在級期間の短縮（5割）、最短昇格期間（1年）の適用を可能とするよう、規則を改正するとともに、運用を改善すること。
  - ② 号給の決定については、初号制限を撤廃するとともに、民間職務経験を100%換算とし、5年超の職務経験についても12月換算とすること。
  - ③ 中途採用者の初任給決定の変更にあたっては、必要な在職者調整を行うこと。

- 近年、自治体においても中途採用、経験者採用が増えていますが、同様の職務を担う職員に比べて給料が極端に低い場合などが存在します。人材確保の観点からも、国における基準の明確化を機に、改善に取り組む必要があります。

● **前歴を有する者中途採用者の級・号給の格付け（経験者採用試験を除く）**

中途採用者の職務の級については、「初任給基準表」の級を基礎とし、採用前の経歴を民間等の経験年数に相当する期間在職したものとみなし、「在級期間表」による最短期間で昇格させたものとして決定することを求めます。号給については、「経験年数換算表」に基づき得られた経験年数により加算するとともに、各自治体における標準の昇格年数で昇格したとして昇格時対応号給表を適用し、初任給の調整を行うこととします。その際、公務外の経験を可能な限り換算できるよう換算表を改善することや、経験年数の段階で端数切捨をせず調整（加算）する、号給数を計算した後に端数処理をする、などの改善を求めます。また国公においては、職務にその経験が直接役立つと認められるとされる職務経験については、60月（5年）を超える経験年数についても12月で除すこととされていることから、同様に扱うこととし、自治体においても改めて点検が必要です。

なお、中途採用者の初任給格付けについては、2006給与構造改革に伴い、初号制限（初任給格付けする号俸が上位の級の初号の額を超えられない）が撤廃され、これに準じて自治体でも廃止されています。初号制限が残っている場合には、直ちに撤廃するとともに在職者調整を行うよう求めます。

● **経験者採用試験による中途採用者の級・号給の格付け**

国公では、経験者採用試験により職員となった中途採用者の職務の級については、採用者の経験年数にかかわらず、部内均衡にも配慮して、その者が従事することになる職務にふさわしい級に決定することとされています（人事院規則9－8第11条第3項）。号俸の決定については同様に、当該採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する者が、当該採用者と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該採用者の有する能力等を考慮して決定することとされています（同第12条第1項第2号）。

● **採用後の昇格**

国公では、民間企業等を含めた経験が十分にあり、部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合、昇格させようとする日以前の経験年数が、最短昇格期間以上であれば、在級1年で昇格が可能となっています。また、勤務成績が特に良好であるときは、5割まで短縮した在級期間での昇格も可能です。

経験者採用試験による中途採用者の場合については、採用後、最初に昇格させる場合、通常の昇格要件で部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合、直近の能力評価および2回の業績評価が一定の要件（B以上など）を満たせば、在級期間1年で昇格することも可能となっています。

国公にこうした制度があることも参考に、制度を活用することも有効です。また、国と地方では、採用年齢が異なることから、とくに採用年齢を高く設定している自治体においては、経験者採用試験以外の場合であっても国の経験者採用試験に基づく給料決定に準じて取り扱うなど新卒採用者との格差を生じさせない形での取り組みが必要です。

**（初任給、昇格、昇給の運用基準等）**

- (2) 初任給基準については、最低賃金の全国および各都道府県の引き上げの状況や、人材確保等の観点からも、高卒1級17号とすること。少なくとも、現行初任給基準の4号上位とすること。また、必要な在職者調整を実施すること。
- (3) 給料表を国公行(一)8級水準以上の構造とすること。
- (4) 等級別基準職務表においては、係長・同相当職を国公行(一)4級水準、課長補

佐・同相当職を同6級水準格付けとすること。

- (5) 少なくとも組合員の範囲において国公行(一)6級水準に到達するよう運用をはかること。
- (6) すべての在職者が定年まで昇給が可能になるよう、号給を延長すること。
- (7) 50歳台後半層職員の昇給抑制と昇格制度の見直しを実施しないこと。
- (8) 昇格・昇給の運用については、十分な労使交渉・協議、合意の上で決定すること。
- (9) 4号給を超える昇給区分については、8号給5%、6号給20%相当とし、標準以上の評価を受けたものを上位昇給の対象として、公平な運用によって賃金水準を確保すること。
- (10) 4号給を下回る昇給区分については、処分など客観的な事由に限ること。
- (11) 一般職員ならびに再任用職員の勤務実績の給与への反映に関わる基準については、十分な交渉・協議、合意を前提にすること。
- (12) 採用・配置・登用、昇任・昇格などの男女別の実態を明らかにし、男女間格差の是正措置を行うこと。

- 自治体最低賃金の囲みで解説していますが、国の一般職の高卒初任給は時給換算すると950円と、最低賃金(全国加重平均)961円を下回る水準となっています。このような水準では、民間を含めた人材確保競争の中で人材の確保は極めて厳しい状況にあります。連合は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「底支え」の観点から掲げる時給1,150円以上、骨太方針の時給1,000円、自治労が行った制度調査の結果等を踏まえ、自治体最低賃金および初任給について行(一)1級17号をめざすことを方針としています。しかし、制度調査では国公の初任給基準の8号上位である行(一)1級13号に到達している自治体単組は4.5%にとどまります。従来目標で掲げてきた1級13号に到達していない単組については、最低限現行初任給基準の4号上位を勝ち取ることをめざします。あわせて、現在の国の初任給水準が低位にあることの改善を求めて、公務員連絡会に結集し、取り組みを進めることとしています。

・2022年度自治体賃金等制度調査結果 <高卒初任給の給料月額>

国公行(一)	自治体計	都道府県	政令・県都市	一般市	町村
1級5号 未満	4.4%	4.7%	28.8%	4.4%	2.0%
1級5号 以上	68.2%	30.2%	42.3%	60.5%	82.1%
1級9号 以上	19.2%	62.8%	26.9%	24.8%	10.0%
1級13号 以上	4.5%	—%	1.9%	7.9%	2.4%

- 厚労省の2021年賃金構造基本統計調査によると、高卒初任給は179,700円です。2022年の民間給与実態調査においても、民間の高卒初任給は173,877円で、国家公務員の一般職高卒の169,634円(俸給月額と地域手当の合計額、国の地域別採用人員に基づく平均値)より4,243円上回る結果となっています(2021年の6,552円より差は縮小)。各自自治体においても人材を確保するためには、民間の初任給動向を踏まえた初任給水準の確保が重要になっています。
- 組合員として到達できる最高級については、中央値で見ると5級となっていますが、団体区分別の到達割合をみると下記の表のようになっています。定年引き上げに伴う役職定年制の導入により、管理職手前の級の在級者が増えることが想定されます。従来の昇任・昇格スピードを遅らせず、中堅層の昇格を確保するため、ポストの確保や定数管理の弾力化など柔軟な対応をはかるとともに、組合員の到達級の引き上げを

求めます。

<組合員として到達できる最高級（2022年4月時点）>

	自治体計	都道府県	政令・ 県都市	一般市	町村	一部事務 組合・広 域連合
国公5級相当以上 (393,000円以上)	46.1%	51.2%	50.0%	54.2%	39.1%	35.4%
国公6級相当以上 (410,200円以上)	9.7%	37.2%	40.4%	11.3%	2.9%	7.6%

自治労「2022年度自治体賃金等制度調査」より

- 総務省からの指導・助言のもとで、国家公務員にならい、55歳超の高齢職員について、昇給区分が標準（C区分）以下の職員は昇給しないこととしている自治体もあります。定年年齢が65歳まで引き上げられるなか、10年近くも昇給しないこととなり、高齢職員のモチベーション維持の観点からも、55歳超職員についても昇給できる仕組みを確保することが必要です。総務省調べでは、昇給抑制が国と同様に措置されていない自治体は9都道府県、9政令・県都市、959市区町村です。国とは異なる運用としている自治体は相当数あることから、55歳を超える職員の昇給措置の確保に取り組めます。
- また、多くの自治体では、国と同様に高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減する昇格抑制が行われています。総務省調べでは、昇格時の給料の上昇幅の抑制措置なしの自治体は1都道府県、8政令・県都市、501市区町村です。
- 初任給基準、到達基準等については、2022年度賃金等制度調査、2021年度賃金実態調査等をもとに単組の実態を確認し、交渉にあたります。

## （再任用者の賃金）

- (13) 再任用者の給料表・一時金を引き上げること。
- (14) 再任用者の賃金は、国公行(一)4級再任用賃金(274,600円)以上とすること。
- (15) 職務の軽減を希望する職員以外は、再任用者が担っている業務実態等にあわせ、定年延長職員と同様に、退職時の職務・級での任用格付けを行うこと。

- 再任用職員の職務や級の位置づけについても多くの自治体で定年前に比べ低位に置かれ、給料も級ごとに単一号給(俸)とされてきました。2023年度から定年の引き上げの開始に伴い、定年前再任用短時間職員、暫定再任用職員(フルタイム、短時間)が導入されますが、職務・級の格付けなどについては、知識、技術、経験等の従前の取り扱いを抜本的に見直すこととし、給与も60歳超の常勤職員との均衡をはかる必要があります。定年前再任用短時間職員および暫定再任用職員についても、60歳超の職員と同様に退職時と同様の職務・級に格付けすることを基本とし、最低到達基準として、全単組において国公行(一)4級再任用賃金以上を要求し、諸手当の支給とあわせて水準の確保を求めます。なお、職務の軽減を希望する職員については、当該職務に対応した格付けとすることとします。

## (任期付職員および臨時的任用職員の賃金)

- (16) 任期付職員および臨時的任用職員の給料・諸手当の支給、昇給・昇格等については、任期の定めのない常勤職員に適用する基準に基づき行うこと。

- 総務省は「任期付職員の任用等について」（総行公第44号、総行給第18号、2018年3月27日）において、「初任給の決定、昇格、昇給等について、常勤職員に適用される基準に準じて適切に運用すること」を要請しています。あわせて再度の任用についても「任期終了後、改めて適切な募集を行い、競争試験又は選考による能力の実証を経た上で、結果として再度同一の職に任用されることは妨げられない」と容認する考えを示しています。
- 臨時職員（地方公務員法第22条の3）については、従前とは任用と給与の取り扱いが異なるため留意が必要です。総務省は会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルの中で、改正法施行後の臨時職員については、「改正法においては……『常時勤務を要する職に欠員を生じた場合』に該当することを新たな要件に加え、常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な者が充当されていない場合に限定しています」（常勤職員が行うべき業務以外の業務に従事する職、パートタイムの職への任用は不可）。給与についても「常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定する……常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取扱いは改める必要があることに留意」するよう求めています。

また、特別職非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第3号）については、専門的な知識経験または見識を有する者が就く職に限定されており、従前のような取り扱いが認められていませんので、この点にも留意が必要です。

## 《会計年度任用職員の賃金（給料（または報酬の基本額））》

- (17) 会計年度任用職員の給料については職務内容に応じ均衡・権衡をはかるとともに、賃金の引き上げを行うこと。
- (18) 会計年度任用職員の給料の決定にあたっては、以下の通りとすること。
- ① 類似する職務の常勤職員に適用される給料表を適用すること。
  - ② 常勤職員と同様に、初任給基準を基礎として、学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前歴換算）を行うこと。また、給料(報酬)の格付けにあたって上限が設けられている場合撤廃すること。
  - ③ 職務の級については、等級別基準職務表や在級期間表に基づき位置づけること。とくに選考採用者の行政職俸給表(一)における1級在級期間は9年とされていることも踏まえ、職務経験も加えて決定すること。
- (19) 短時間の会計年度任用職員の報酬は、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員との均衡の観点から、基礎額（フルタイム職員の場合の給料額に相当）に手当相当額を加え、勤務の量（時間数）に応じて支給すること。
- (20) 給料決定の基準が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由

なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

- 常勤職員との比較に基づく給与決定を求めます。

給与に関する基本的考えは、国の非常勤職員の取り扱いに準じ、給付体系に関わりなく、支給される給与（給料・手当・報酬等）は常勤職員との職務内容を踏まえて均衡させることとし、基本賃金は、常勤職員と同一ルールでの運用（同一給料表の適用、職務経験等（前歴換算））を踏まえた基本賃金決定を求めます。

ア 会計年度任用職員の給料（または報酬の基本額）の決定にあたっては、同一または類似の職の常勤職員と同一の給料表を適用します。類似の職が存在しない場合は、行政職給料表（「行政職俸給表（一）」相当以下同じ）を適用します。

イ 給料額の決定にあたっては、常勤職員の初任給決定に準じて基準となる級・号給を定め、学歴・免許、職務経験等に基づき決定します（別の給料表適用の場合はその給料表の決定基準を考慮すること）。自治体最低賃金、国公行（一）1級17号（月給169,800円、日給8,500円、時給1,096円）以上とするよう要求項目に掲げています。

常勤職員と同様に、職務経験等に基づき、必要な号給の調整を行います。なお、会計年度任用職員として採用される以前の職務経験等についても、常勤職員と同様に、前歴換算では、該当となる期間における月数を12月（60月まで）または18月（60月超）で除した数に4を乗じた数を、基準となる号給に加えることとされていますが、**会計年度任用職員として勤務した期間は「直接役に立つと認められる職務に従事していた期間」**であることから、60月（5年）を超える期間についてもフル換算として12月で除すことができることとされています。この点に留意の上、号給の調整を行います。

ウ なお、職務の級の決定にあたっては、任用が継続している場合は、在級期間および等級別基準職務表に掲げる各級の職務に応じ決定することとします。

常勤職員と同様の業務を行う職員も見受けられることから、3級以降の格付けについても具体的に検討します（等級別基準職務表の改正が必要な場合もあり）。

- 短時間の会計年度任用職員の賃金は、フルタイムの会計年度任用職員（給料および諸手当）と異なり、報酬と期末手当の支給とされていますが、賃金決定の考え方に違いがあるわけではありません。均衡の観点から、常勤職員およびフルタイムの会計年度任用職員と同一のルールで決定されなければなりません。

具体的な報酬額は、フルタイム職員として勤務した場合の給料月額と地域手当などの手当を合計した額を基礎として、時間比例での支給とします。

- 2020年4月から新制度がスタートし、新制度のもとで給料・報酬が決定されていますが、新制度の趣旨である常勤職員との均衡に基づいて、給料・報酬が決定されていない場合が多く見受けられます。改めて(17)～(18)に掲げる観点から改善にむけた措置を講ずるよう求める必要があります。

## （給与削減などの回復）

(21) （独自削減単組は）独自の給与削減を廃止すること。

- 独自カットについては、厳しい財政事情を理由に実施されています。毎年財政状況の報告を求め、期限を定めるなどの確認を行います。

## 4. 諸手当の改善

### (1) 時間外勤務手当

- ① 時間外勤務手当の割増率を引き上げること。
- ② 月45時間超60時間以下の時間外勤務時間にかかる割増率を30/100以上とすること。
- ③ 代替休暇の導入にあたっては、本人の自由選択制を確保すること。
- ④ 時間外勤務手当と休日勤務手当の時間単価額は、労働基準法方式により算定すること。
- ⑤ 時間外勤務の実態を踏まえ、必要な時間外勤務手当財源を確保し、全額支給を徹底すること。

- 労基法（2010年4月施行）では、月60時間を超える時間外労働に対しては50%以上の割増率とすることが義務化されています。また、45時間を超える時間外労働に対しては、25%の法定割増率を上回るよう努力義務が課せられています。
  - また同法により、労使協定によって、法定割増賃金率引き上げ分の支払いに代えて、有給休暇を付与することが可能になりました（代替休暇制度の創設）。自治体においては、時間外勤務手当の支払いを原則とし、仮に代替休暇制度を設ける場合でも、本人の自由選択制を確保します。
  - 時間外勤務手当の算定は、労基法による算定方式と人事院規則による算定方式は異なります。労基法の算定方式は、地方公務員にも適用されることから、自治体において人事院規則による算定が行われている場合は、直ちに労基法方式に変更する必要があります。
- <労基法方式>
- $$\frac{(\text{給料月額} + \text{扶養} \cdot \text{通勤} \cdot \text{住宅手当を除く毎月決まって支給するすべての手当}) \times 12 \text{月}}{(\text{所定労働時間} : 38.75 \text{時間} \times 52 \text{週}) - (1 \text{日の所定労働時間} : 7.75 \text{時間} \times \text{年間休日日数}^*)}$$
- \* 祝日 + 年末年始

<人事院規則方式（国家公務員）>

$$\frac{(\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12 \text{月}}{1 \text{週間あたりの勤務時間} : 38.75 \text{時間} \times 52 \text{週}}$$

- (2) 地域手当については、組合員の賃金水準を維持・改善するよう措置すること。
- (3) 特殊勤務手当については、国家公務員の手当の種類および額を最低として改善すること。また、国家公務員に存在しない業務や給料表の適用の差異により、必要性が認められる業務に対して手当支給するよう、条例・規則の改正を行うこと。
- (4) 扶養手当については、自治体ごとに経過や実情が異なることから、拙速な見直しは行わないこと。また、血族要件を廃止すること。
- (5) 住居手当については、自治体ごとに実情が異なることから、地方の実情に応じた制度設計とすること。また、自宅（持家）にかかる住居手当の継続・復元を含めて改善すること。
- (6) 通勤手当については、国と地方では実情が異なることから、地方の実情に応じ

た制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえ、自動車等による通勤手当の引き上げを行うこと。

- (7) 生活関連諸手当の支給における世帯主要件等、ジェンダー平等な取り扱いの規定となるよう見直すこと。

- 特殊勤務手当は「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」とされており（給与法第13条）、国公では27種類の手当が存在します。自治体には国に存在しない業務が多く存在しますが、「具体的にどのような勤務が該当するかは個々の勤務形態ごとに客観的に判断するほかない」（逐条地方公務員法）とされています。

自治体の判断によることとされていることから、給与法の規定に該当するような職務に対しては、特殊勤務手当が支給されて然るべきであり、手当支給を可能とするよう、条例・規則の見直しに取り組む必要があります。

- 再任用制度導入時に支給しないこととされていた単身赴任手当等（その他、広域異動手当、新幹線鉄道等に係る通勤手当）については、2014年の法改正により、支給することに改められています。

#### 《会計年度任用職員の諸手当》

- (8) 手当については、常勤職員に支給される手当を支給すること。
- (9) 短時間の会計年度任用職員の報酬については、手当も含めた時間比例とすること。
- (10) 手当支給が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

- 常勤職員との均等を基本に、少なくとも以下の手当は必ず支給するよう求めます。
  - ア 通勤手当（短時間勤務の職員は費用弁償）  
常勤職員と同一の基準（上限など）。ただし、自動車等の使用により通勤する者で勤務日数が月平均10日を下回る場合は1/2
  - イ 地域手当
  - ウ 特地勤務手当、へき地手当
  - エ 特殊勤務手当（該当職種）、農林業普及指導手当
  - オ 災害派遣手当
  - カ 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当
  - キ 管理職手当、管理職特別勤務手当
- 上記以外にも、寒冷地手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の支給を求めます。
- 短時間の会計年度任用職員は、フルタイムとは給付体系が異なります。  
そのため、報酬の設定にあたっては、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員との均衡の観点から、報酬の基本額（※給料に相当する金額、法律用語ではありません）に手当に相当する金額を加えて支給することとなります。

- (11) 要件を満たす会計年度任用職員に対して退職手当を支給すること。また、勤務日

数の要件緩和に係る条例改正を行うこと。

- 支給要件（常時職員の勤務時間（7時間45分）以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続き6月を超えるに至った場合）を満たすフルタイムの会計年度任用職員に対しては確実に支給するよう求めます。
- 国の非常勤職員の退職手当について、勤務日数の要件緩和がされ、1月の要勤務日数が20日に満たない日数の場合、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数を「職員みなし日数」として適用されることとなりました。これを受けて、総務省が改正条例を発出しているため、通知に沿った条例改正を行います。（自治労情報2022第0139号（2022年8月9日）を参照のこと）
- 短時間勤務の会計年度任用職員については、退職手当の相当分を報酬または退職報償金として支給することをめざします。

## 5. 人事評価制度等

- (1) 人事評価制度の運用・導入については、十分な労使交渉・合意を前提とすること。導入後においては「評価・調整・確認」など、労働組合が関与し、定期的な検証・見直しを行うなど、十分な運用状況のチェック体制を確立すること。
- (2) 4原則2要件（公平・公正性、透明性、客観性、納得性と、労働組合の参画、苦情解決制度の確立）を確保すること。
- (3) 職員間に差をつけることが目的ではないことを明確にすること。
- (4) 評価結果の拙速な給与・処遇への反映を行わず、十分な労使交渉と合意によるものとする。こと。  
上位昇給の活用にあたっては、単年度の人事評価結果のみによることなく、人材育成や中長期にわたる職務貢献を踏まえて、昇給区分を決定するとともに、公平な運用による賃金水準の改善の観点から検討すること。
- (5) 級別・役職段階ごとの職員数の公表については、職制上の段階ごとにとどめること。
- (6) 現業職員・公営企業職員については、等級別基準職務表の条例化および級別役職段階ごとの公表が義務づけられていないことから、条例化・公表は行わないこと。
- (7) 自治体と国とでは、人事評価制度の設計ならびに運用実態が異なることから、国家公務員の運用の見直しにならない、勤務成績が良好な職員等の成績率を引き下げないこと。また、分限処分の厳格化を機械的に行わないこと。

- 人事評価制度等が未導入の自治体では、一方的な運用・導入を許さず、4原則2要件を具体的な指針として十分な協議と合意を基本とするとともに、すでに導入されている自治体では、制度の運用状況を検証し、必要な見直しについての労使交渉・協議を求めます。
- 政府の国会答弁等で「管理運営事項の処理の結果、影響を受けることがある勤務条件については交渉の対象になる」との考え方が確立していることから、改めて、評価結果の活

用は給与・処遇等に影響を及ぼすため交渉事項であるということを労使で確認します。

- 国においては、2022年10月から人事評価評語の細分化が施行されました。評語区分が5段階から6段階（卓越して優秀・非常に優秀・優良・良好・不十分・極めて不十分）となり、任用・給与反映の基準も変わることとなります。

人事評価制度の設計ならびに運用実態は自治体ごとにさまざまであり、下位評価者が極端に少ない国公とは異なることから、単組においては、国どおりの分限処分の厳格化や勤勉手当の成績率の引き下げが、機械的に導入されることのないよう交渉・協議等で確認します。

## 6. 週休日の振替の適正化

- (1) 週休日に勤務を命じる場合に、事前に週休日の振り替え手続きを行うこと。
- (2) 事前に週休日の振り替えを行っても、業務の都合で振替休日が取得できなかった場合は、週休日の勤務に対する手当を支給すること。
- (3) 事前の振り替え手続きを取らずに週休日に勤務を命じた場合には、代休の取得と時間外勤務手当を支給すること。
- (4) 祝日法で定める国民の休日や条例等で定める年末年始の休日に勤務を命じる場合には、休日代休制度による代休日を取得させること、もしくは休日勤務手当を支給すること。

- 公務職場では、長年にわたる人員削減により、最低の人員で業務にあたっており、加えて、新型コロナウイルス感染症対応により人員不足はさらに深刻で、恒常的な時間外・休日勤務が問題となっています。しかし、時間外勤務手当の財源不足を理由に、不払い残業がみられるほか、人員不足で週休日の振り替えもできないといった状況もみられます。そのため、週休日の振り替えの適正化にむけた要求・交渉に取り組み、公務職場における違法状態を是正します。

- 地方公務員については、労基法第35条1項で定める「休日」に該当するものを勤務時間条例で「週休日」として定めています。週休日とは、任命権者が「勤務を割り振らない日」を意味し、通常、条例で日曜日と土曜日が週休日として定められています。「週休日の振替」とは、あらかじめ「勤務を要しない日」と定められた日を「勤務を要する日」とし、代わりに他の勤務を要する日を週休日に措置することをいいます。この場合、振り替え手続きは事前に行われなければならない、かつ「勤務を要しない日」を特定して行わなければならないなりません。解説の詳細については、自治労通信デジタル版11月号学習シリーズ「第1回賃金・労働条件の改善をめざして」をご参照下さい。

- また、地域の祭り等への対応をはじめ、ボランティアと称して不払いの時間外・休日勤務が発生している実態もあります。こうした対応をボランティアとすると、事故が発生した場合の災害補償の課題もあることから、指揮命令下における労働時間として取り扱う必要があります。

## 7. 労働時間の短縮等

### (1) 年間総労働時間1,800時間の実現

- ① 正確な実態を把握できる勤務時間管理体制を構築するとともに、時間外勤務縮減にむけ、安全衛生委員会の活用も含め労使で勤務時間・働き方などを協議できる場を設置し、実効ある施策を行うこと。
- ② 労働時間の短縮に関する年間行動計画を策定すること。
- ③ 時間外勤務手当の全額支給を行い、不払い残業をなくすこと。
- ④ 時間外勤務手当財源を確保すること。
- ⑤ 年次有給休暇の計画的取得促進施策を進めること。
- ⑥ 年5日間以上の年次有給休暇の取得について適切に対応すること。

### (2) 時間外労働の上限規制および36協定締結の推進

- ① 時間外労働の上限を定める条例・規則については、労働基準法および人事院規則が定める原則(1月45時間・1年360時間)を上限として、適正に運用すること。
  - ア 部署ごとの時間外労働・年休の取得状況を明らかにし、必要に応じて業務量や任務分担、人員配置の見直しを行うこと。
  - イ 「他律的業務の比重が高い部署」を定める場合は、部署の範囲を明確にした上で、部署の範囲と上限時間を必要最小限とすること。部署等の指定を行った場合は、時間外労働の実態について点検を行い、必要な見直しを行うこと。
  - ウ 上限時間を超えて時間外労働を命じられる「特例業務」については、その業務(大規模災害対応、新型コロナウイルス感染症対応など)の特定と職員の範囲、上限時間及び連続勤務時間について交渉・協議を行うこと。また、「特例業務」が行われた場合は、遅くとも半年以内に労使で当該業務にかかる要因の整理、分析・検証を行うこと。
  - エ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置を強化すること。とくに1月平均80時間超の時間外労働を行った職員については、申し出の有無にかかわらず医師による面接指導を実施すること。
- ② すべての職場において、36協定の締結、改定を行うこと。なお、労働基準法別表第1に該当しない非現業の官公署においては、36協定またはそれに準ずる文書を締結すること。
- ③ 36協定の上限時間を、1年間150時間、3ヵ月50時間、4週間24時間、1日2時間とすること。
- ④ 兼業・副業を行う場合の労働時間について、時間外労働を行う場合の36協定の締結、上限時間の算定における労働時間の通算を適切に運用すること。

- 年休付与義務に関する労働基準法の改正が適用となる職員(地方公営企業の職員、技能労務職員、特別職非常勤職員)の年5日未満取得者を解消します。適用とされない職員に

についても、2018年の労基法改正を受け、人事院が年休を5日以上確実に使用することができるよう配慮する旨の改正通知（2018年12月7日／職職-252）を発出したことになり、自治体も条例・規則の改正を行い、対応が必要です。

- 国においては「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員」について、原則を超えることができるとしていますが、自治体においては、こうした特例を定めないことを基本とし取り組みます。

総務省は2019年2月12日付の事務連絡で、他律的業務に関して「その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考慮して適切に判断する必要」があるとしています。自治体業務の大半を他律的業務の比重が高い部署として指定するような拡大解釈は法令等の改正趣旨からも許されず、その範囲は必要最小限の場合に限る必要があります。

なお、やむを得ず限度時間を超えて時間外労働させることができる場合（特例業務）を定めるにあたっては、通常予見できない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に労働させる必要がある場合に限ることとし、年720時間、複数月平均80時間以内、1月100時間未満の範囲内での上限設定とします。

大規模な災害や新型コロナウイルス感染症への対応など公務の運営上真にやむを得ない場合は、上限を超えることができることとしますが、対象業務については極めて限定的な運用とします。また、上限を超えた場合には、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うことを義務づけ、労使での検証を行うこととし、あわせて安全衛生委員会に報告させることとします。

- 労基発150号「労働基準法関係解釈例規」によれば、非現業職場においては、労働基準法第33条第3項に基づき、36協定の締結は不必要である、とされています。しかし、労使で主体的に働き方のルールを定めることを否定していることから、36協定や類似の協約を締結し、時間管理を行うことが必要です。

その上で、罰則付き時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、36協定の点検・見直しに取り組みます。36協定締結義務のない職場・単組においても、36協定に準じた書面協定の締結を求めるとし、締結義務職場と同様に点検・見直しに取り組みます。

- 労基法では、使用者に対して36協定の締結にあたって事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合が無い場合は過半数代表者）と締結することを求めています。2020年4月より会計年度任用職員制度が開始したことも踏まえ、改めて職場の組織実態を確認し、事業場の労働者の過半数を下回る事が無いよう組織化に取り組むことが重要です。
- 長時間労働是正の大前提となるのが労働時間の正確な把握です。労働時間を正確に把握することは、時間外労働の縮減につながります。職員の保健・安全保持の観点からも、ICTの活用などにより、職員の勤務時間や休暇等を客観的かつ正確に把握する適切な管理体制の構築が必須です。
- 兼業・副業を行う場合、他の使用者の事業場における労働時間と通算して管理をする必要があることから、時間的に後から労働契約を締結した使用者において労働時間を通算して法定労働時間を超える部分については36協定の締結が必要です（ただし、時間的に前に労働契約している使用者であっても、他の事業場における労働時間との通算の結果、法定労働時間を超え労働をさせる場合にあつては、36協定締結と割増賃金の支給が必要）。

また、時間外労働の上限として、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（労基法第36条第6項第2号および第3号）は、2以上の事業場の労働時間を通算することとされています。一方個々の事業場の時間外労働について36協定により上限を定めるとされている月45時間、年間360時間（同条第4項）、特別条項を設ける場合の年間720時間（同条第5項）についても時間外労働縮減の観点から、兼業・副業における労働時間の実態を把握し、兼業・副業とあわせた労働時間とするよう、労使での取り組みを進めるとも

に、自治体で定める条例における上限についても同様の範囲に収まるような運用とすることが重要です。

### (3) その他

- ① 労働者の休息時間を確保する勤務間インターバル制度を導入すること。あわせて、災害時等の緊急時における連続勤務時間については、24時間を上限として制限を設けること。
- ② 看護職員の夜勤の上限を月64時間または8回以内とすること。
- ③ 交代制等勤務職員の休息時間（おおむね4時間ごとに15分）を勤務時間内に設けること。また、深夜勤務時間（22時～5時）を含む8時間以上の勤務では、少なくとも1時間の休息時間を設けること。
- ④ 病院などで、夜間・休日のオンコール体制を行う場合、待機手当を支給すること。
- ⑤ フレックスタイムについては、勤務時間の設定について労働者の申告による制度として導入すること。また、育児・介護を行う職員に対するフレックスタイムについてはより柔軟な勤務形態が可能となるよう制度設計すること。

- 勤務間インターバル制度を設ける企業は5.8%とまだ少数ですが、制度のない企業のうち、「導入を予定又は検討している」企業は12.7%となっています。実際に制度のある企業のインターバル平均時間数は10時間22分です（厚生労働省2022年「就労条件総合調査」）。
- 災害時等の緊急時に際しては、自治体職員は不眠不休の状態におかれることも少なくありません。安心・安全の確保、業務効率の確保の観点からも、職員の健康確保が重要であり、職員の連続勤務について上限を設けることは有効です。  
例えば、避難所運営等の業務に関しては、引継ぎも含めて、24時間を連続勤務の上限とすることなどが考えられます。災害時にどのように職員体制を維持していくのかについて労使交渉・協議を行っておく必要がありますが、その際には、職員の勤務時間管理・把握とあわせて連続勤務時間の制限を導入することについても求めましょう。
- やむを得ず長時間夜勤等を行う場合、勤務時間中の事故等を防ぐため十分な休息が必要です。1時間の休憩時間とあわせて1時間の休息時間をとることで、連続2時間の仮眠時間を確保できるよう求めます。
- 労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間」を言います。オンコール体制を取る場合、その待機時間が指揮命令下にあり労働時間として認められるかどうかは、実態に応じて判断することになります。場所的・時間的な拘束が強い場合は、労働時間として判断される可能性もあることから、なるべく職員の負担を減らすようなオンコール体制のあり方について労使協議を行います。  
労働時間であれば当然、時間外勤務手当（休日勤務手当）を払わなければならないと思いますが、そうでない場合に待機手当（オンコール手当）を払わなければならないという労基法上の規定はありません。ただし、待機時間は完全に労働義務から開放された時間とは言えず、生活上の制限を受ける職員の負担が大きいため、一定の手当を支給することに合理性

があることから手当の支給を求めて交渉を行います。

- 国公では、現行の申告割振によるフレックスタイム制をより柔軟な枠組みに変更するよう人事院規則が改正され、2023年4月から施行されます。申告割振制度であることには変わりはありませんが、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、使用者による一方的な勤務時間の割振り変更については別途、労使協議の対象となることを確認し、あくまで労働者の申告による勤務割振りとする制度運営が必要です。

## 8. 休暇・休業制度の拡充

- (1) 以下の両立支援制度の改善・整備を行うこと。
  - ① 介護休暇の期間については6ヵ月以上とすること。
  - ② 育児休業・介護休暇を取得しやすい勤務環境を整備するとともに、育児・介護を行う職員へのテレワークやフレックス制度を整備すること。
  - ③ 育児や介護に関わる休暇・休業制度について、代替職員を確実に配置するなど取得しやすい環境を整備すること。
  - ④ 子の看護休暇について、対象年齢の拡大や時間単位の取得など、制度の拡充をはかること。また、子にかかわらず、看護休暇の対象者の拡大をはかること。
- (2) 高齢者部分休業制度を早急に条例化すること。また、運用にあたっては、職員が取得しやすい環境整備をはかること。
- (3) 自己啓発等休業制度（修学・国際貢献活動等）と修学部分休業制度の拡充をはかること。
- (4) リフレッシュ休暇を新設・充実すること。
- (5) 有給教育休暇等を新設・充実すること。
- (6) 治療と仕事の両立支援にむけ、休暇制度や勤務制度を導入すること。とりわけ、不妊治療については、治療に必要な日数を付与することなど、さらに制度の拡充をはかること。また、休暇を取得しやすい雰囲気醸成やプライバシーへも配慮すること。

- 部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内の範囲で勤務時間のはじめまたは終わりにおいて取得できる制度です。一方、育児短時間勤務とは、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、いくつかある勤務の形態（週19時間35分勤務、週24時間35分勤務などいくつかのパターンから選択）を選択し、希望する日および時間帯に勤務することができる制度です。これらの制度を利用するにあたっては代替職員を置くこととされているものの、育児休業ほど代替職員の配置がなされていない現状にあるため、代替職員の配置を確実にし、取得しやすい環境整備が必要です。

また、これらの休暇・休業制度を性別に関わりなく誰もが取得できるよう、男女がともに取得しやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

- 高齢職員の多様な働き方を確保する観点から、高齢者部分休業制度の条例化を求めます。すでに制度化されている自治体においても、高齢職員のライフスタイル等に応じた申

請事由の拡大・緩和、制度の活用拡大にむけた職員への周知などを求めます。

- 男性の育児休業取得、育児参画を促進や女性職員の活躍推進をさらに促進するため、2021人事院の報告で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度が措置され、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大、不妊治療のための休暇が新設、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件が緩和されることが示されました。国で2022年1月から措置された不妊治療休暇は、有給で原則1年につき5日（頻繁に通院が必要な場合はさらに5日）、時間単位の取得が可能で、地公においても国にあわせて制度化されました。2021春闘では、自治労は少なくとも10日を求めて取り組み、28.3%の単組で制度化を実現していますが、不妊治療ができる病院の数や交通事情など治療にかかる状況にも地域差があることも踏まえ、地域事情に考慮した治療を受けやすい制度となるよう、さらに制度の拡充を拡充し、必要な日数を求めていく必要があります。

あわせて、周囲の理解や休暇を取りやすい雰囲気づくり、治療していることを周囲に知られたくない人への配慮のほか、余裕のある人員配置も求めます。

## 《会計年度任用職員の休暇等》

- (7) 常勤職員との権衡に基づき、各種休暇等の制度化、拡充をはかること。

また、常勤職員が有給の休暇は、会計年度任用職員も同じ取り扱いとすること。

とりわけ、病気休暇については、最低でも年10日を有給の休暇として措置すること。

- (8) 休暇制度が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

- 会計年度任用職員は常勤職員と同様に一般職の職員であることも踏まえ、休暇制度の整備に関しては、同一自治体における常勤職員と同じ休暇制度を適用させることを基本とします。

- 労働基準法に規定される休暇等および国の非常勤職員に設けられている休暇については、最低限制度化することが必要です。このことから、各自治体における点検をした上で、設けられていない場合には、当該休暇を求めます。

### ア 労働基準法に規定する休暇等

- ・年次有給休暇（第39条）
- ・産前産後休業（第65条）
- ・育児時間（第67条）
- ・生理休暇（第68条）

### イ 育児・介護休業法

勤務期間等の条件を満たす会計年度任用職員にも適用

- ・地方公務員に関する介護休業（介護休暇、第61条）
- ・短期の介護休暇（同条）
- ・子の看護休暇（同条）
- ・所定外労働の免除の義務化、時間外労働の制限および深夜労働の制限

### ウ 地方公務員育児休業法

勤務期間等の条件を満たす会計年度任用職員にも適用

- ・育児休業

・部分休業

## エ 国の非常勤職員に設けられている休暇（人事院規則15－15）

### i 有給の休暇

年次休暇、公民権の行使、官公署への出頭、災害、  
災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、親族の死亡、  
結婚休暇、夏季休暇

産前・産後休暇（2022年1月1日から有給化）

配偶者出産休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

育児参加のための休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

不妊治療休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

### ii 無給の休暇

保育時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、  
生理日の就業困難、負傷または疾病、骨髄移植

- 上記休暇のうち、国の非常勤職員に関して、無給とされている休暇についても、（国の非常勤職員との権衡の観点からではなく）同一自治体における常勤職員との均衡の観点から、有給での休暇とすることを求めます。
  - 夏季休暇、結婚休暇さらにはリフレッシュ休暇等についても常勤職員との均衡を求めます。なお、国の非常勤職員については、2019年度より結婚休暇、2020年度より夏季休暇が常勤職員と同内容で整備されています。
  - 2021人事院の報告で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度が措置されました。国の非常勤職員と同様の要件緩和、休暇の新設・拡充を求めます。
  - 病気休暇の有給化を求めるにあたり、会計年度任用職員に病気療養が必要となった場合の対応について、以下の点を確認します。
  - ・会計年度任用職員は、地公法27条及び28条が適用となるため、当局は、会計年度任用職員に対し、「休職」という分限処分を行うことができます。よって、病気療養により長期間働けないことが明らかな場合、病気休職に入ることができることを当局に確認します。  
（私傷病による休職の場合は、1年まで8割の賃金が支給される）
  - ・病気休職についての確認後、「休職が認められるのであれば、その手前の休暇についてはどう取り扱うのか」について協議します。（病気休暇を無給としている場合、休職に入ると8割の賃金が出ることとの平仄をどう考えるか、あらかじめ長期の療養が見込まれる場合は休暇の段階を経ることなく、休職に入ることなどもできるのかなど）
  - ・病気休暇について、常勤職員と同等の制度をめざしつつ、当面は最低年10日の有給化を到達目標として取り組みます。年10日は、診断書提出の必要のない5日間の休暇を年2回取することを目安とした設定としています。
- ＜参考＞総務省マニュアルにおける病気休職の記述
- 総務省マニュアルに会計年度任用職員の病気休職自体の解説はないが、以下の2点で言及がされている。
- ・「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（案）」が示され、会計年度任用職員の休職について「三年を超えない範囲内」を「任命権者が定める任期の範囲内」と読み替える規定を新設している
  - ・Q&Aの中でも、「会計年度任用職員が病気休職した場合などの欠員補充については、新たに会計年度任用職員として任用することが適当と考える。」と言及。

## 9. コロナ禍における労働条件の確保

- (1) 業務内容や勤務場所、勤務方法の変更にあたっては、事前に交渉、協議を行った上で、職員の希望を尊重（前提と）して導入をすること。とくに在宅勤務等を行う場合、以下の点に留意をすること。
  - ① 使用者はPCの使用時間の客観的な把握等により労働時間を適切に管理すること。
  - ② 時間外・休日・深夜労働は原則的に行わないこと。
  - ③ 所定労働時間を超える労働については割増賃金を支給すること。
  - ④ 在宅勤務等で必要とされる備品については使用者の負担として確保すること。
  - ⑤ 勤務状況が見えにくいことをもって成果主義型の人事評価、不当な人事評価を行わないこと。
  - ⑥ 情報セキュリティ対策について規程等の整備を行うこと。
- (2) 要請などによって、休校、施設の閉館等を余儀なくされる場合も業務内容の変更等により柔軟に対応し、会計年度任用職員の働く場を確保すること。やむを得ず休業させる場合であっても給与の全額を休業手当等として支給すること。
- (3) コロナ業務等に関連する長時間労働の状況を点検するとともに、その結果を踏まえ体制を見直し、人員確保など必要な対応をはかること。

- 在宅勤務においては、仕事と私生活が場所的に混在することから、プライバシーの侵害となることのないよう適切な配慮を必要とするとともに、長時間労働を招きやすいことなども指摘されていることから、適切な勤務時間管理を行う必要があります。

在宅勤務においても、事業場内で勤務する場合と同様に、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令は適用されます。

そのため、使用者は原則として、労働時間を適切に管理する責務を有しており、労働時間を適正に把握する方法としては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（厚生労働省）」に基づき、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録によることが必要と考えられます。

ただし、

- ① 情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと。具体的には情報通信機器を通じた使用者の指示に即応する義務がない状態であること。
- ② 随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと。

以上の要件を満たす場合は、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難とされ、「事業場外みなし労働時間制」を適用することも可能とされています。

この場合においても、所定労働時間以外の勤務にあたっては、事前命令を徹底することとし、所定労働時間以外の勤務に対しては、時間外勤務手当の支給をするなど、労使交渉により予め具体的に定めておく必要があります。

- 在宅勤務等における備品についてはPC、wifi等が最低限必要と考えられます。
- セキュリティ対策については、ウイルス対策ソフトやログイン時のワンタイムパスワード

ドの導入、OSのアップデートといったハード面と、利用端末の管理方法や庁内ネットワークへのアクセス方法、情報漏洩等緊急時の対応体制の整備といったソフト面の双方から講じる必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による、学校や公共施設の休校・休業に伴っては、一部の自治体においては、会計年度任用職員が勤務を要しない日として「無給」の状態におかれる事例が発生しました。総務省、文科省より通知等が発出され、職員の業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させるなど、会計年度任用職員を含む職員全体の働く場の確保をはかるよう要請されています。こうしたことを踏まえ、今後、同様の事態となった場合の業務体制の確保について協議し、確認しておくことが重要です。

## 10. LGBTQ+をはじめとした職員の多様性を尊重した労働条件の整備

- (1) 各種休暇制度、手当支給において、パートナーシップ制度に基づく関係を前提とした制度または「事実婚と同等」とする制度とすること。

- この間、労働組合からの要求や自治体の判断によって、一部の自治体で休暇制度において、パートナーシップ制度に基づく関係を前提とした制度や「事実婚と同等」とする制度が整備されています。さらに、扶養手当など賃金に関わることについても実施する自治体が現れており、少しずつですが平等の権利確保に近づきつつあります。詳細については、自治研作業委員会「LGBTQ+/SOGI自治体政策」報告書をご参照ください。

## 11. 自治体職場の同一労働同一賃金、安定雇用の実現、働き続けられる環境の整備

### 《会計年度任用職員の任用》

- (1) 本来常勤職員が行うべき業務については、常勤職員を配置することとし、その際、現に業務を担う会計年度任用職員の常勤職員への移行を行うこと。
- (2) 現在自治体で働く会計年度任用職員の雇用を継続すること。  
(公募によらない方法による再度の任用に上限を定めている場合)  
再度の任用における上限を撤廃すること。
- (3) 会計年度任用職員は、フルタイムでの任用を基本とすること。少なくとも週35時間以上勤務の職員については、フルタイムの会計年度任用職員に切り替えること。
- (4) 会計年度任用職員の新規の任用にあたっては、選考採用（面接・書類選考等）とすること。

- 自治労が実施した2020年度「会計年度任用職員の賃金・労働条件調査」（基準日2020/6/1）では、自治体の職員全体に占める会計年度任用職員の割合は、平均で38.3%、とくに一般市（県都市、政令市除く）で42.9%、町村で44.6%と高い実態にあります。本来常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている職員を常勤職員に移行することを求めます。

- 会計年度任用職員については、フルタイムと短時間では給付体系が大きく異なることから、フルタイム職員での任用を求めるとします。新規の任用にあたっては、選考採用（面接・書類選考等）とし、これまでと同様の取り扱いとします。
- とくに2023年度は制度開始から3回目の再度の任用を迎えることから、再度の任用の上限や選考の際の公募についてあらためて要求し、雇い止めとされることのないよう取り組みます。
  - ア 再度の任用に関しては総務省のマニュアルにおいて「任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきもの」としていることから、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃を求めます。
  - イ 当局から再度の任用時における公募の提案を受けた場合や公募の動きがあった場合は、マニュアルの記載は国家公務員の期間業務職員についてであること、あくまで例として記載されているだけであって総務省の指導や要請ではないことを理解させ、再度の任用時における公募を行わないことを要求します。
    - 公募を行う場合であっても、採用方法は選考で行うこととし、選考の方法も現職の会計年度任用職員については、任期ごとに客観的な能力の実証が既に行われていることから勤務実績に基づく能力の実証のみとすることを要求します。
- 自治労が実施した上記調査では、短時間の会計年度任用職員のうち約4人に1人が週所定35時間以上勤務という実態が明らかになっています。総務省は事務処理マニュアルなどにおいて「財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは改正法の趣旨に沿わないものである。」としていることから、業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員についてはフルタイムに切り替えることを求めていく必要があります。

## 《会計年度任用職員の社会保険等の適用》

- (5) すべての会計年度任用職員に健康診断を受けさせること。
- (6) 日常的な安全衛生活動の対象とするとともに、労働安全衛生委員会に参画させること。
- (7) 業務上必要となる研修を実施すること。
- (8) 常勤職員との均衡の観点から厚生福利を適用させること。

- 会計年度任用職員のその他の勤務条件として、下記について求める必要があります。

### ア 共済、社会保険および労働保険の適用

#### i 地方公務員共済制度、公務災害補償制度

地方公務員等共済組合法および地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金が行う災害補償については、常時職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き勤務する者は適用されます。要件に該当する会計年度任用職員について、確実な加入を求めます。

なお、以下の要件をすべて満たす会計年度任用職員については、2022年10月から地共済組合員として短期給付・福祉事業が適用されています。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 賃金の月額が8.8万円以上であること

- ・ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ・ 学生でないこと

#### ii 厚生年金保険および健康保険

また、上記 i に該当する会計年度任用職員のうち共済長期（第3号厚生年金被保険者）以外の職員は、すべての自治体において、厚生年金保険の対象となります。

なお、厚生年金保険の被保険者資格については、「有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要」（平成26年1月17日付厚生労働省通知「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」）があるとされています。

#### iii 災害補償

フルタイムの会計年度任用職員で12月までの任用の者および短時間勤務の会計年度任用職員は、労働者災害補償保険制度等により補償対象となる者（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する者等）を除き、公務災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金または自治体の条例により補償されることとなります。

なお、自治体が定める条例は労働災害補償および地方公務員災害補償基金による補償との均衡が法律上求められています。

#### iv 雇用保険

雇用保険については、以下の3つの要件を満たした場合、事業主は労働者の雇用保険加入手続きを行わなければなりません。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みであること
- ・ 雇用保険の適用事業所に雇用されていること

なお、職員の退職手当に関する条例の適用を受けるに至った場合には、適用を受けるに至ったときから被保険者としなないこととなります。

#### イ 労働安全衛生法に基づく健康診断

国の非常勤職員については、その勤務時間数が常勤職員の1週間の勤務時間数の2分の1以上であり、6月以上継続勤務している場合は、健康診断およびストレスチェックの実施が義務づけられ、6月以上の任期が定められている者が6月以上継続勤務していない場合であっても、健康診断の実施が努力義務とされています。

#### ウ 研修および厚生福利

会計年度任用職員については地方公務員法上の研修や厚生福利に関する規定が適用されることから、会計年度任用職員の従事する業務の内容や業務に伴う責任の程度に応じて、同様の対応が必要となります。

### (障害者の雇用と働きやすい環境の整備)

- (9) 自治体の障害者雇用率の算定が、厚生労働省のガイドラインに沿って行われているかについて、改めて点検を行うとともに、計画的な採用を行うこと。

- (10) 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害を理由に会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないようにすること。
- (11) 合理的配慮の提供をはじめ、障害者の働きやすい環境を整備すること。また、障害者雇用促進法に基づく「障害者活躍推進計画」の作成にあたって、労働組合および当事者である障害労働者を参画させることに加えて、「障害者雇用推進者」および「障害者職業生活相談員」を選任すること。

- 国や地方自治体は障害者雇用を率先垂範するため、民間企業に対する法定雇用率（2.3%）よりも高い法定雇用率が課せられており、地方自治体の法定雇用率は2.6%であり、都道府県等の教育委員会は2.5%となっています。  
また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（促進法）では、募集・採用段階及び採用後において、障害のある人に対する合理的配慮を講ずることが義務づけられています。
- 促進法では、地方自治体の任命権者は、障害者の法定雇用率を満たさない場合には「障害者採用計画」を作成することが義務づけられています。また、法定雇用率の算定に際しては、厚生労働省の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って行う必要があります。
- 総務省の調査によると、自治体内で障害者雇用の取組体制を整備する責任者である「障害者雇用推進者」、職場内で障害者の職業生活全般の相談に乗る「障害者職業生活相談員」については、都道府県及び指定都市ではほぼ全ての団体に選任されていますが、市区町村では約2～3割の団体に選任されていません。全自治体での選任が必要です。

### （失職特例条例の制定）

- (12) 地方公務員法第28条に基づく失職の特例を条例に定めること。

- 自治体によっては、故意または重大な過失ではない、公務中または通勤中、交通事故など特例が適用される要件を限定している例がありますが、自治体では下記の通りできる限り要件を限定しない（幅広に読める）条項を盛り込むことをめざしています。職員の失職を防ぐ観点から、改めて、条例の制定状況を点検し、必要に応じて制定・改正に取り組む必要があります。また、禁固刑と懲役刑を一本化して拘禁刑を創設する刑法改正を踏まえた見直しを行うとともに、特例を「公務中の事故」等に限定している自治体についても、下記の条文への修正を求めます。

職員の分限及び懲戒に関する手続並びに効果に関する条例

以下の一文を追加する

第〇条 任命権者は、（地方公務員）法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予せられた者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。

## (改正地方自治法への対応)

- (13) 地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、職員の賠償の上限として総務省が政令で定める額を条例化すること。

- 2017年に成立した改正地方自治法（2020年4月施行）で、地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額を免責することを条例で定めることができることになりました。

総務省の政令によると、職員については、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度の年間給与額（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当または寒冷地手当を除く）が基準とされています。

## 11. ハラスメントのない職場づくり、快適な職場づくり

- (1) あらゆるハラスメントの防止にむけ、「ガイドライン」や「要綱」を策定し、規則・服務規律等を改正すること。また、管理監督者、労働者の双方に「研修・教育」を実施し、啓発活動を行うなど、総合的な対策を講じること。
- (2) カスタマーハラスメント対策として、以下の措置を講ずること。
- ① パワハラ指針や人事院規則を踏まえたカスタマーハラスメント対策の具体化を求めます。
  - ② 自治労調査を踏まえて各職場の実態調査を行い、職場別の対策を具体化するよう求めます。
- (3) とくに、パワーハラスメント防止にむけ、以下の措置を講ずること。
- ① パワーハラスメント防止のための基本指針等を作成し、労使交渉を踏まえて、条例・規則で具体的施策を定めること。
  - ② セクシュアルハラスメントを含めたハラスメントに関する相談窓口を設置すること。
  - ③ 管理職および職員に対して、パワーハラスメントの内容およびその発生の原因や背景を含めた研修・講習等を実施すること。
- (4) L G B T Q + など性的マイノリティ者が必要とする配慮や環境整備を行うこと。

### ● カスタマーハラスメント対策について

いわゆるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）については、法律上の措置義務の対象にはなっていませんが、人事院通知（2020年4月1日／職職-141）において、使用者の責務としてカスハラに適切に対応するよう求められていることから、国家公務員との権衡を失しないようパワハラと同様の対応を求めていくべきです。

カスタマーハラスメント対策について、単独で要求書を提出する場合は、自治労本部が作成した「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして」予防・対応マニュアルと「カスタマーハラスメント（悪質クレーム等）防止に関する対策指針の策定に関する要

求書（モデル）」（下記囲み）を参考に、各自治体に対策を求めます。

● ハラスメント対策について

女性活躍推進法等の一部を改正する法律が2019年5月に成立し、ハラスメント対策の強化として法改正（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）が行われ、2020年6月1日に施行（中小企業は2022年3月31日までは努力義務）されました。

パワーハラスメントの具体的な定義や、事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容については、「パワハラ防止指針」に定められており、指針を踏まえ、事業主は、防止方針の明確化と周知、苦情などに対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止などの措置を雇用管理上講じなければならないこととされています。しかし、総務省の調査（2021年6月1日時点）によれば県、政令市を除く市区町村のおよそ3割で未措置であることが明らかとなっており、総務省も法律上の義務であることから、速やかな措置を求めています。また、国家公務員のパワハラ防止等については新たに人事院規則10-16として定められ、2020年6月1日より施行されています。地方公務員については労働施策総合推進法およびパワハラ防止指針が適用されますが、国家公務員との権衡を失しないよう人事院規則等も踏まえながらパワーハラスメント防止のための規程等を整備することが必要です。

さらに、ハラスメントの防止対策の強化に関しては（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法）、セクシュアルハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメントやアウティング、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは行っていないこと等に対する関心と理解を深めることや、他の労働者に対する言動に注意を払うこと等を関係者の責務として明記することに加え、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取り扱いの禁止が法律に明記されています。

● LGBTQ+とは

LGBTQ+とは、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー（性同一性障害を含む心と出生時の性別が一致しない人））、Q（クエスチョニング：自分の性自認や性的指向を決めない方が生きやすい、決めかねている、わからない人。クイア：風変わりな・奇妙なという英語圏の表現で侮蔑的にゲイを表現する言葉だったが、現在では、セクシュアルマイノリティが中心となって、あえて開き直って自身をさす言葉として使われている、この2つの頭文字。）、+は、LGBTQに含まれないすべての性自認、性的指向を包括する意味で使用する。誰もが働きやすい職場環境の実現にむけて、ハラスメントを一掃し、性差別禁止の取り組みとともに、LGBTに対する配慮や環境整備を進める必要があります。

2023年●月

●●市  
市長 ●●様

●●市役所労働組合  
執行委員長 ●● ●●

カスタマーハラスメント（悪質クレーム等）防止に関する対策指針の策定に関する要求書

日頃の市政運営に敬意を表します。

さて、自治労本部では2021年8月に「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」結果を公表し、約4分の3の職員がカスタマーハラスメントの被害を受けている実態が明らかになりました。カスハラを受けた職員の3分の2が強いストレスを受けていることから、職員の健康を守るためにも対策が求められています。

地方公務員にも適用される厚生労働省の「パワハラ指針」で、「顧客等からの著しい迷惑行為により就業環境が害されることがないように配慮する」ことが求められています。人事院も2020年4月に、人事院規則10-16（パワハラ防止）を制定し、同規則の運用通知で、悪質クレームへの対応を求めており、総務省としても、この人事院規則・通知に沿った対応を各自治体に求めています。

このため、〇市においても、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）から職員を守り、快適な職場環境を実現するため、下記の事項の実現を求めます。

#### 記

1. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）は職員の心身に悪影響を及ぼす可能性があることから、使用者として安全配慮義務を果たすべきであり、必要な対策を講ずること。
2. カスタマーハラスメント防止のための対応方針を策定する際には、労働組合と協議すること。
3. 対策指針等を作成する際には、次の事項について具体化すること。
  - (1) 方針の作成と周知
    - ① 市長がカスハラをなくす旨の方針を明確化して、周知・啓発すること。
    - ② 行為者に対して厳正に対処する旨の方針と対処の内容を定め、周知・啓発すること。
    - ③ 自治体出資団体や指定管理、委託先職場でもカスタマーハラスメントが発生する可能性が高いことから、自治体関連職場を含めて具体的措置を取ること。
  - (2) 相談体制の整備
    - ① 不当要求行為やカスタマーハラスメントに関する相談及び対応を担当する対策委員会もしくは担当部署を設置すること。
    - ② 相談への対応のための窓口を設置して職員に周知すること。
  - (3) 支援体制の確立
    - ① 各職場での実態調査を実施し、職場ごとに過去の問題事例を把握して、予防措置を具体化すること。
    - ② 管理職や職員を対象にした研修や防止のためのトレーニングを実施すること。
    - ③ カスタマーハラスメント発生時を含めた所属長やライン職によるサポート体制を確立すること。
    - ④ 対応職員を孤立化させないため、職員への支援体制を構築すること。とりわけ、若手職員、女性職員、会計年度任用職員などへの支援を重視すること。
  - (4) 職員へのケア
    - ① カスタマーハラスメントにあった職員のストレス対応やカウンセリングの実施など、事後のケアについて具体化すること。
    - ② 職員がカスタマーハラスメントについて相談したこと、支援を求めたこと等を理由として不利益な取り扱いをしないこと。
  - (5) 外部機関との連携
    - ① 警察への通報など、法的措置を含めた対応手順に関する対処方針を策定すること。

以上

- (5) 安全衛生委員会を月1回以上開催し、快適な職場環境の実現と健康診断の徹底をはかること。

- (6) ストレスチェックは、すべての事業場において実施し、高ストレス者への対応をはかること。あわせて職場ごとに集計・分析を行い、職場におけるストレス要因の評価と改善をはかること。

また、メンタルヘルス不調の早期発見や未然防止にとどまらず、各種相談窓口の充実や職場復帰支援プログラム、過重労働対策やハラスメント対策など、総合的なメンタルヘルス対策を講じること。

- ストレスチェックの実施にあたっては、常時使用する労働者が50人未満の事業場については当分の間努力義務とされていますが、総務省通知において事業場の規模にかかわらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り、すべての職員にストレスチェックを実施することとしており、地方財政措置も行われています。

## 12. 公共サービスの質の確保

- (1) 人件費にかかる必要な財源を確保すること。とくに地域公共サービスの重要な提供主体である会計年度任用職員の処遇改善のための財源を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応、子育て・介護・医療などの社会保障分野、ライフラインや地域交通対策、大規模災害等からの復旧・復興など、増大する地方自治体の役割に見合う人員体制を確保するため、年度途中の採用および採用時期の前倒しなども含めた必要な対応をはかること。また、そのための予算を的確に反映すること。
- (3) 地方一般財源総額を確実に確保することなど、地方交付税法第17条の4を活用した総務大臣への意見の申出を行うこと。また、地方三団体などを通じ、政府に要求すること。
- (4) 頻発する災害や感染症対策さらには、高度化・多様化する地域ニーズに的確に対応するため人材の確保と育成を重視し対応をはかるとともに、ノウハウの蓄積・継承など、対人サービスを中心とする地方自治体が果たす重要性を踏まえ、民間委託のさらなる拡大を行わないこと。

委託に関する何らかの検討を行う場合でも、必ず事前に組合との協議を行うこと。

- (5) 偽装請負を行わないこと。

- 「偽装請負」とは  
書類上、形式的には請負（委託）契約ですが、実態としては労働者派遣であるものをいいます。  
請負の場合は、発注者（自治体等）と受託者の労働者との間に指揮命令関係が生じてはいけません。  
委託後の現場の労働者が受託者からではなく、発注者（自治体職員等）から直接、業務の指示や命令をされるといったことが想定される場合、「偽装請負」とみなされる可能性

が高いといえます。

- (6) 任用・雇用については直接雇用を原則とし、派遣労働者の受け入れについては、事前協議を前提とすること。
- (7) 災害時の業務の体制、取引先・委託先などとの連携のあり方などについて、組合と交渉・合意の上ルール化すること。
- (8) 公共サービス水準の向上と公正労働基準の確立をはかるため、委託費の積算根拠の明確化、委託料の引き上げなどの予算を確保すること。
- (9) 公契約条例を制定すること。

## 会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト

会計年度任用職員制度が2020年4月からスタートしましたが、改正地方公務員法の趣旨に沿った制度・運用となっているか、改めて詳細に点検する必要があります。下記の項目について個別にチェックを行いましょ。

「いいえ」が付いた項目に関しては、常勤職員との均衡・権衡の観点から問題のある制度内容と判断されます。そのため該当項目については、なぜ常勤職員と異なる取り扱いとしているのか当局に確認を求めましょ。当局が合理的な説明ができない制度については、同一労働同一賃金、職務給・平等取り扱いの原則等を踏まえて見直しを求めましょ。

給料 (短時間の会計年度任用職員の場合は報酬の基本額)				
給料表	給料表は類似する職務の常勤職員に適用される給料表を使用しているか？ 同じ給料表を使用しない場合は、常勤職員に適用される給料表との間で、均衡・権衡がはかられているか？	はい	いいえ	
初任給の基準	初任給の基準は常勤職員と同じ基準を使用しているか？ (少なくとも常勤職員の選考採用の場合の基準と同様の基準としているか？)	はい	いいえ	
前歴換算(昇給)	場用初合さめられてる任	前歴換算は行われているか？	はい	いいえ
		前歴換算(学歴、免許、職務経験等)は常勤職員と同じ考え方に基づき行われるか？	はい	いいえ
	再度任用される場合	昇給(経験年数調整)は行われるか？	はい	いいえ
		昇給は常勤職員と同じ基準(号給)で行われているか？ (会計年度任用職員(臨時・非常勤等職員)等として勤務した期間は、10割算定され常勤職員と同様に勤務時間にかかわらず4号昇給することとしているか？) (★ポイント：総務省も事務処理マニュアルにおいて、会計年度任用職員の再度任用時の給与決定にあたっては、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮することが適当としている。)	はい	いいえ
		昇給の最高号給は常勤職員と同一になっているか？(上限は設けられていないか？) (★ポイント：総務省の事務処理マニュアルに記載されている上限は定型的・補助的な事務補助職員についてのものであり、常勤職員と同様な働き方をしている会計年度任用職員について上限を設けることは職務給の原則、平等取り扱いの原則にも反する。)	はい	いいえ
昇格(職務の級)	職務の級について、等級別基準職務表や在級期間表に基づき決定する仕組みになっているか？ (とくに、常勤職員の選考採用者の行(一)における1級在級年数は9年とされていることも踏まえ昇格が確保されているか？)	はい	いいえ	
短時間の会計年度任用職員の給料	短時間の会計年度任用職員の報酬は、基礎額(基本給)に手当相当額を加えて、勤務の量(時間数)に応じて支給するようになっているか？ (★ポイント：短時間の会計年度任用職員の賃金の給付体系は、フルタイムの給料および諸手当)と異なり、報酬と期末手当とされているが、賃金決定の考え方に違いがあるわけではない。具体的な報酬額は、フルタイムの給料月額と手当の合計額を基礎として、時間比例での支給となる。)	はい	いいえ	

一時金			
期末手当	常勤職員と同じ支給月数が支給されるか？	はい	いいえ
	再度の任用の場合、任期が継続しているものとして、支給することとされているか？	はい	いいえ

勤労手当	勤労手当が支給されるか？ (★ポイント：国の非常勤職員には常勤職員との均衡の観点から勤労手当が支給されていることも踏まえ、常勤職員と同じ月数の期末手当の支給を達成している自治体においては、勤労手当の支給に積極的に取り組むこととしている。)	はい	いいえ
------	--	----	-----

諸手当 (短時間の会計年度任用職員の場合は手当に相当する報酬)			
常勤職員に支給されている手当が支給されるか？ (具体的には以下の手当が支給されているか？) (★ポイント：以下ア～オの手当は総務省の事務処理マニュアルにおいて、支給する必要がある、職務の内容や手当の趣旨等を踏まえ適切に取り扱う必要があるとされているものである。なお、力、キの手当についても職務の観点から考えれば、必要に応じて支給することが望ましい。)		はい	いいえ
	ア 通勤手当	はい	いいえ
	イ 地域手当	はい	いいえ
	ウ 特地勤務手当、へき地手当	はい	いいえ
	エ 特殊勤務手当(該当職種)、農林業普及指導手当	はい	いいえ
	オ 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当	はい	いいえ
	カ 災害派遣手当	はい	いいえ
	キ 管理職手当、管理職特別勤務手当	はい	いいえ
(★ポイント：以下A～Dの手当は総務省の事務処理マニュアルでは支給しないことが適当とされているが、同一労働同一賃金の考え方に立てば、常勤職員と同様に支給することが望ましい。)			
	A 寒冷地手当	はい	いいえ
	B 扶養手当	はい	いいえ
	C 住居手当	はい	いいえ
	D 単身赴任手当	はい	いいえ

退職手当			
要件を満たすフルタイムの会計年度任用職員に支給されるか？ (*要件とは、常勤職員の勤務時間＝7.75時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続き6月を超えるに至った場合。)		はい	いいえ

休暇・休業制度			
常勤職員に設けられている休暇・休業制度が整備されているか？ (★ポイント：具体的には常勤職員との権衡から以下が制度化されているか？当該自治体の常勤職員が有給の休暇となっている場合は、国の非常勤職員が無給の休暇であっても、合理的な理由がない限りは、常勤職員との均衡の観点から有給の休暇とすべき。また、休暇の日数についても常勤職員と同じ考え方にに基づき付与される必要がある。そうならない場合は「いいえ」に該当。)		はい	いいえ
	ア 年次有給休暇	はい	いいえ
	イ 産前・産後休暇	はい	いいえ
	⇒ 有給か？(国では2022.1から有給で措置)	はい	いいえ
	ウ 病気休暇	はい	いいえ
	⇒ 有給か？	はい	いいえ
	エ 忌引休暇	はい	いいえ
	オ 短期介護休暇	はい	いいえ
	⇒ 有給か？	はい	いいえ
	カ 子の看護休暇	はい	いいえ
	⇒ 有給か？	はい	いいえ
	キ 育児・介護休業(休暇)	はい	いいえ
	⇒ 在職要件は廃止されたか？(国では2022.4から措置)	はい	いいえ
	ク 不妊治療休暇(国では2022.1から有給で措置)	はい	いいえ
	ケ 配偶者出産休暇(国では2022.1から有給で措置)	はい	いいえ
	コ 育児参加のための休暇(国では2022.1から有給で措置)	はい	いいえ

ク	生理休暇	はい	いいえ
ケ	夏季休暇	はい	いいえ
コ	結婚休暇	はい	いいえ
サ	その他休暇	はい	いいえ

社会保険等			
共済、社会保険、労働保険、雇用保険	要件を満たす会計年度任用職員について、共済、社会保険および労働保険の加入が確実にされているか？ (★ポイント：具体的には、フルタイム・パートタイム・勤続期間に応じて、地方公務員共済制度/公務災害補償制度、厚生年金保険および健康保険/災害補償/雇用保険への加入・適用させることが必須。)	はい	いいえ
上記のうち労働災害	地方公務員災害補償基金の対象とならない職員について、労働災害の補償制度が条例等により整備されているか？ (★ポイント：フルタイムの会計年度任用職員で任用12月に満たない者とパートタイムの会計年度任用職員は、公務災害補償等に関する自治体の条例により補償されることとなる（*労働者災害補償保険制度等により補償対象となる者＝労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する者等は除く）。自治体が定める条例は労働災害補償との均衡が求められることは当然である。)	はい	いいえ
健康診断	すべての会計年度任用職員に健康診断を受けさせることになっているか？	はい	いいえ
安全衛生	ストレスチェックの対象としているか？	はい	いいえ
	パワハラ、セクハラ等の相談窓口の利用が可能となっているか？	はい	いいえ
研修	業務上必要となる研修を実施しているか？	はい	いいえ
互助会	互助会に加入できるようになっているか？ (★ポイント：会計年度任用職員は一般職であり地方公務員法上の厚生福利に関する規定が適用されるため、常勤職員と同様の対応が求められる。)	はい	いいえ
ロッカー	常勤職員と同じくロッカーが使用できるようになっているか？	はい	いいえ
更衣室	常勤職員と同じく更衣室の利用ができるようになっているか？	はい	いいえ

任用			
勤務時間	フルタイムでの任用が基本となっているか？ (★ポイント：フルタイム勤務が望ましいにも関わらず、業務実態を考慮せず、パートタイム勤務になっていないか。)	はい	いいえ
採用	会計年度任用職員の新規の任用にあたって、選考採用（面接・書類選考等）となっているか？	はい	いいえ
任期更新	再度の任用回数に上限が撤廃されているか？ (★ポイント：総務省のマニュアルにおいて「任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきもの」としていることから、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃が必要。)	はい	いいえ

< 2 - 3 >

※ 町、村、県の場合は「市」を町、村、県に置きかえていただくようお願いします。

## 人員確保に関する要求モデル

〇〇市長 〇〇〇〇様

〇〇市職員労働組合  
執行委員長〇〇〇〇

地方自治の確立にむけた貴職のご尽力に敬意を表します。

地方公務員の一般行政職員数は、増加に転じていますが、この間の人員削減により現場は限界に達しており、自治体職員は、住民の多様化する行政ニーズや業務量の増加に十分対応できない状況となっています。

通常業務に関しても十分な体制が確保されない中で、新型コロナウイルス感染症、大規模な災害などへの対応に人員を充てなければならず、多くの職場で人員不足による長時間労働が続くとともに、会計年度任用職員が恒常的業務を行っている現状があります。さらに、過労やストレスにより心身の健康を害する職員も年々増え続け、業務全般に支障を来しています。公務職場における働き方改革を進めるために、時間外労働の縮減とともに、必要な人員増をはかっていくことが重要です。

こうした観点から、私たちは、自治体業務・公共サービスの水準の維持・提供のため、下記の点について要求します。

### 記

#### 1. 労使関係について

- (1) 職場の存廃や業務の委託など、組織・機構を見直す場合は、労使協議を行うこと。
- (2) すでに取り交わしている労働協約・確認書について、尊重、遵守すること。また、変更する場合は、事前に協議し、団体交渉により決定すること。

#### 2. 人員確保について

- (1) 条例定数と実際の配置数の差について実態を明らかにすること。
- (2) 2023年4月の新規採用について、募集時期、条件等を明らかにすること。
- (3) 定年等による退職者については、新規採用職員で補充すること。また、欠員については正規職員で補充すること。

- (4) 恒常的な業務に携わっている会計年度任用職員等の正規職員（任期の定めのない常勤職員のこと、以下同じ）化をはかること。
- (5) 各部課ごとの年間の時間外労働の時間数のデータを明らかにして、恒常的な残業が続いている職場については、正規職員の増員を行うこと。
- (6) 新規事業や事業拡大等を計画している職場では、企画段階からその内容を明らかにし、計画的な人員の増員を行い、適正に正規職員の配置と予算の確保をすること。
- (7) 地域の行政ニーズや職場実態を踏まえ、必要な人員を確保するため、「定数管理計画」を見直すこと。

### 3. 緊急時対応に必要な人員の確保について

- (1) 緊急時に大幅に増加すると予想される業務について検証し、該当する職場の配置を見直すこと。
- (2) 緊急時対応に必要な知識・技術の継承に留意した採用・配置を行うこと。

### 4. 定年延長への対応について

- (1) 65歳への定年延長が完成する2032年度までについて、職員の中・長期的な年齢階層ごとの人員構成について、職種ごとにシミュレーションを行いデータを示すこと。また、組織の新陳代謝を確保するため、条例定数の見直しや柔軟な運用により計画的な新規採用を確保することとし採用計画を明らかにし協議すること。
- (2) 定年延長が実現するまでの間は、フルタイムの再任用制度により希望者全員65歳までの雇用を確保すること。とくに、年金支給開始年齢までは希望者全員の雇用を確実に確保すること。
- (3) 再任用職員については定数外とすること。

### 5. 障害者雇用と働きやすい環境の整備について

- (1) 自治体の障害者の法定雇用率を遵守し、厚生労働省のガイドラインに沿って行われているかについて、改めて点検を行うとともに、計画的な採用を行うこと。
- (2) 合理的配慮の提供をはじめ、障害者の働きやすい環境を整備すること。
- (3) 障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用推進者」及び「障害者職業生活相談員」を選任すること。

● 要求書モデルはあくまで参考です。各単組は、要求人数の一覧等を添付し、その内容に基づいた具体的な要求を設定し提出してください。

※ 各職種別の人員確保に関しては、「＜4-1＞持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル」を参照し取り組みを進めて下さい。

## 人員確保要求チェックリスト

2023年4月1日時点見込（または2022年4月1日時点） 実質配置人数（正規職員数－長期休職者）		人
	正規職員数	人
	うち長期休職者（産休、育休、病休等3カ月を超える休職者 とし、代替職員が配置されている場合には長期休職者に含まない）	人
2023年4月1日時点（または2022年4月1日時点） 会計年度任用職員等（臨時・非常勤等職員等）の見込		人
2022年度（または2021年度）の実質配置人数全員の年間 時間外勤務等および2023年度業務量増加見込の合計		時間 (1人あたり平均 時間)
内 訳	時間外勤務時間（不払い・持ち帰り含む）	時間 (1人あたり月平均 時間)
	2023年度から増加する業務時間見込 (例: )	時間 (1人あたり月平均 時間)
	(緊急対応業務時間等) 見込 (例: )	時間 (1人あたり月平均 時間)
2022年度（または2021年度） 実質配置人数全員の年間年次有給休暇取得日数見込		日 (1人あたり平均 日)
	年間年次有給休暇目標取得日数	日 (1人あたり平均 日)

<b>具体的要求人数（正規職員として）</b>	人
会計年度任用職員等からの正規化を求める人数	人
時間外相当分から要求する人数 ※下記計算式参照	人

●時間外相当分の計算式

(年間時間外勤務時間等の合計+

《年間年次有給休暇目標取得日数－取得日数》×7.75時間)÷年間勤務時間

※年間勤務時間は1860時間(7.75時間×月20日×12ヵ月)と仮定

### 人員要求のポイント

- ①チェックリストを活用して係（担当）ごとに、2023年4月1日（または2022年4月1日）の配置人員と、2022年度の長期休職者数や時間外勤務時間（見込）と23年度の増加業務見込を点検し、事務事業に見合った人数を要求します。また、常勤職員と同等の職務内容、責任の程度といった勤務実態の会計年度任用職員等については正規化を求めます。
- ②各係（担当）からの要求を課や部で集約し、定数や減員の現状を踏まえ、課や部での要求人員を決定します。
- ③各課や部の要求に基づいて単組で要求書を作成し、次年度の採用に向けて当局と交渉します。  
※退職者および再任用予定者の人数を考慮して要求を作成しましょう。

## 【記入例】 人員確保要求チェックリスト

2023年4月1日時点（または2022年4月1日時点） 実質配置人数（正規職員数－長期休職者）	5人
正規職員数	6人
うち長期休職者	1人
2023年4月1日時点（または2022年4月1日時点） 会計年度任用職員等（臨時・非常勤等職員等）の見込	1人
2022年度（または2021年度）の実質配置人数全員の年間 時間外勤務等および2023年度業務量増加見込の合計	2100時間 (1人あたり平均 420 時間)
内訳 時間外勤務時間（不払い・持ち帰り含む）	1500時間 (1人あたり月平均 25 時間)
2023年度から増加する業務時間見込 （例：A係からB係へ担当替え）	300時間 (1人あたり月平均 5 時間)
緊急対応業務時間見込 （例：豪雨等災害業務）	300時間 (1人あたり月平均 5 時間)
2022年度（または2021年度） 実質配置人数全員の年間年次有給休暇取得日数見込	50日 (1人あたり平均 10 日)
年間年次有給休暇目標取得日数	100日 (1人あたり平均 20 日)

<b>具体的要求人数（正規職員として）</b>	2人
会計年度任用職員等からの正規化を求める人数	1人
時間外相当分から要求する人数 ※下記計算式参照	1人

●時間外相当分の計算式

（年間時間外勤務時間等の合計＋

《年間年次有給休暇目標取得日数－取得日数》×7.75時間）÷年間勤務時間

※年間勤務時間は1860時間（7.75時間×月20日×12ヵ月）と仮定

上記を計算式にあてはめると

$(2100時間 + 《100日 - 50日》 \times 7.75時間) \div 1860時間 = 1.337 \div 1$

※年間勤務時間は1860時間（7.75時間×月20日×12ヵ月）と仮定

## < 2 - 5 >

### 適正な労働時間管理のためのチェックリスト（解説）

この職場チェックリストは、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（資料参照）」および「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン（資料参照）」を踏まえ作成したものです。チェックリストを活用し、改めて職場の労働実態を把握するとともに、適正な労働時間の管理と実効性ある時間外労働の縮減をめざしましょう。

#### I. 適用範囲

（「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」）  
（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」）

##### 1. 対象事業場

対象となる事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定（労働基準法第4章「労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」）が適用されるすべての事業場です。なお、在宅勤務等テレワークといった事業場外勤務の場合も労働基準関係法令は原則適用となります。

##### 2. 対象労働者

対象となる労働者は、労働基準法第41条に定める者（※）、およびみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る）を除くすべての労働者です。

##### みなし労働時間制

- ①事業場外で労働する者であって、労働時間の算定が困難なもの（労働基準法第38条の2）
- ②専門業務型裁量労働制が適用される者（労働基準法第38条の3）
- ③企画業務型裁量労働制が適用される者（労働基準法第38条の4）

※テレワーク等の事業場外で労働する者については、一定の要件を満たす場合、上記①の「事業場外みなし労働時間制」を適用することも可能とされ、当該業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなされます。その場合においても労働者の健康確保を図る必要等から、使用者（所属長等）は適正な労働時間管理を行う責務があります。所定労働時間以外の勤務にあたっては、事前命令を徹底することとし、所定労働時間以外の勤務に対しては、時間外勤務手当の支給をするなど、労使交渉により予め具体的に定めておく必要があります。

##### 3. 地方公務員への適用

地方公務員においても、労働基準法は原則適用（一部適用除外規定有）されています。

労働基準法第4章についても、第32条をはじめ第36条なども適用とされており、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿った対応が求められています。

※労働基準法別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者等

なお、労働基準法別表第一に掲げる事業各号に当てはまる事業所の例としては、土木事務所は三号、幼稚園、農業試験場は一二号、保育園は一三号などに通常該当します。

## II. 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間にあたります。

例えば、使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間、いわゆる手待ち時間、さらには参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は、労働時間に該当することになります。

## III. 取り組みにあたっての課題

長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確立を実効的に進めていくためには、勤務時間の実態把握と労使の真摯な協議に基づく、適正な人員配置や業務の見直しが不可欠です。

特に地方公務員においては、労働基準法別表第一に掲げる事業を除き、同法第33条3項により、公務のために臨時の必要がある場合、36協定の締結なしで時間外労働を命ずることができることと解されています。

このため、慢性的な人員不足に加え時間外労働を管理・抑制する機能が適切に働かないことから、恒常的に過労死ラインを超える長時間労働を行っている職場が多くの自治体でみうけられ、長時間労働が一因と考えられる、過労死や疾病、長期の病気休暇（休業）なども高い水準で推移しています。

また、財政的な事情からか、未払い・不払い残業も依然として報告されています。

教員や管理職等時間外勤務手当が原則支給されない者なども含めて、労働時間自体が適切に把握されていないことから、公務災害の認定にあたっては、業務との因果関係の立証に窮するケースも目立っています。改正労働安全衛生法(2019年4月施行)では、事業者は、管理職等も含め、労働時間の状況を厚生労働省令で定める方法（タイムカード、PC等の記録等の客観的な方法その他の適切な方法）により把握しなければならないと規定しています。コロナ禍で公務職場においても在宅勤務をはじめとするテレワーク等柔軟な働き方が進んでいます。在宅勤務等の場合も労働基準関係法令が適用され、

使用者は適切に労働時間管理を行わなければならないことを前提に、あらためて「勤務時間とは何か」から見つめなおすとともに、勤務時間の適切な管理と把握に向けて、自治体当局・使用者に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知・徹底することが必要です。

単組は、勤務時間管理の適正化と時間外労働の実態を改めて把握し、安全衛生委員会等における議論の活性化と改善策の検討と実施、また、36協定締結義務職場は実態を踏まえ最小限の延長時間とする協定の締結(見直し)、締結義務のない職場においても36協定に準じた書面協定の締結と遵守を進めるとともに、あわせて人員確保闘争にとりくみ実効性ある時間外労働の縮減を進める必要があります。

#### IV. 長時間労働是正のための単組チェックリスト

4-5-①をご参照ください。

#### V. 労働時間の適正な把握のために使用者（所属長等）が講ずべき措置に関するチェックリスト

4-5-②をご参照ください。

##### 【参考資料】

厚労省 HP: リーフレット『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-06.pdf>

厚労省 HP: 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)

「公務のための0からはじめる36協定」（自治労本部作成）

< 2 - 5 - ① >

長時間労働是正のための単組チェックリスト

		根拠法令	チェック
時間外上限時間の条例・規則化	時間外労働の上限時間について条例・規則化していますか。	総務省通知	<input type="checkbox"/>
	上限時間を月45時間、年間360時間以内で規定しましたか。	人事院規則15-14第16条の2の2の1号	<input type="checkbox"/>
	「他律的業務」の上限を設定する場合、月100時間未満、複数月平均80時間以内、1年720時間以内で設定しましたか。	人事院規則15-14第16条の2の2の2号	<input type="checkbox"/>
	具体的に「他律的業務の比重の高い部署」にあたる部署について交渉・協議した上で部署を特定し、職員に周知させましたか。該当部署の過去1年間の時間外労働の実態についてデータの提供を求め、協議しましたか。	人事院勤務時間運用通知第10の第11項	<input type="checkbox"/>
	「特例業務」に該当する具体的業務について交渉・協議し確認しましたか。過去1年間の特例業務と業務に当たった職員の時間外労働のデータの提供を受け、上限時間を超える時間外労働が行われていた場合に分析・検証をしていますか。	人事院規則15-14第16条の2の2	<input type="checkbox"/>
36協定の締結	36協定締結義務職場を当局と確認し、締結すべきすべての職場で締結していますか。	労基法第36条第1項	<input type="checkbox"/>
	36協定で限度時間（月45時間、年360時間）以内で締結していますか。	労基法第36条第4項	<input type="checkbox"/>
	特別条項を結ぶ場合、対象業務について明確にさせていますか。	労基則第17条第1項第4号	<input type="checkbox"/>
	（当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合、）労働者代表は、過半数を代表するものとなっていますか。また、その選出は適切に行われていますか。	労基則第6条の2の2号	<input type="checkbox"/>
労働時間管理	労働時間の把握は客観的（タイムカード、パソコンの使用時間記録等）に行われていますか。	安衛法第66条8の3	<input type="checkbox"/>
時間外勤務手当	時間外・休日及び深夜労働の実態に応じて適切に割増賃金が払われていますか。	労基法第37条	<input type="checkbox"/>
テレワークにおける長時間労働対策等	テレワーク等の制度導入にあたり、事前に労使交渉、協議を行っていますか？	労基法第2条 地公法第55条	<input type="checkbox"/>
	テレワークを行う際、時間外・休日・深夜労働が原則禁止とされていますか？	厚労省ガイドライン	<input type="checkbox"/>
	自宅等でテレワークを行う際、法令等で定める衛生基準と同等の作業環境になるよう整備されていますか？	事務所衛生基準規則 厚労省ガイドライン	<input type="checkbox"/>

安全衛生	1月80時間超の時間外労働をした労働者に対し、医師の面接指導が行われていますか。過去1年間の面接指導の実績について協議していますか。	安衛法66条の8	<input type="checkbox"/>
	安全衛生委員会で時間外労働・有給取得の実態を報告させ、対策について議論していますか。	安衛則 第22条	<input type="checkbox"/>
年休取得	職場の労働者全員が年休を5日以上取得できていますか。	労基法 第39条第7項	<input type="checkbox"/>
人員確保	時間外労働の実態に基づき、人員確保要求をしていますか。	人事院勤務時間 運用通知 第10の第18項	<input type="checkbox"/>

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省各種調査の結果概要等の公表について（その1）

総務省は12月23日、人事評価結果の活用状況調査等の結果を公表し、通知を発出しました。結果概要等につきましては、添付ファイルをご参照ください。

### 【23日公表資料】

- ・地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査
- ・措置要求及び審査請求の状況等に関する調査

### 【26日公表予定】

- ・地方公務員給与実態調査
- ・地方公共団体定員管理調査
- ・地方公共団体の勤務条件等に関する調査
- ・地方公務員の懲戒処分等の状況
- ・地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査

 [01地方公共団体における人事評価結果の活用状況等について.pdf](#) (application/pdf)

 [02-1助言通知.pdf](#) (application/pdf)

 [02-2令和3年度措置要求及び審査請求の状況等に関する調査\(全体版\).pdf](#) (application/pdf)

以上

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省各種調査の結果概要等の公表について（その2）

総務省は12月23日、26日に通知の発出および各種調査結果の公表を行いました。結果概要等につきましては、添付ファイルをご参照ください。

### 【23日公表資料】

- ・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について(通知)
- ・地方公務員の退職状況等調査
- ・地方公務員の再任用実施状況等調査

### 【26日公表資料】

- ・「令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について(通知)
- ・地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置を実効的に運用するための取組の推進について(通知)
- ・男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進について(通知)
- ・地方公共団体におけるテレワークの推進について(通知)
- ・地方公務員給与実態調査
- ・地方公共団体定員管理調査
- ・地方公務員の懲戒処分等の状況

- 📄 01【通知】地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について.pdf (application/pdf)
- 📄 01【別添1】各種ハラスメント調査結果概要(R4.6.1現在).pdf (application/pdf)
- 📄 01【別添2】調査結果概要(R4.6.1現在).pdf (application/pdf)
- 📄 02令和3年度+地方公務員の退職状況等調査.pdf (application/pdf)
- 📄 03令和3年度+地方公務員の再任用実施状況等調査.pdf (application/pdf)
- 📄 04【通知】「令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について.pdf (application/pdf)
- 📄 04\_1令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果(抄).pdf (application/pdf)
- 📄 04\_2令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果(全体版).pdf (application/pdf)
- 📄 05【通知】地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置を実効的に運用するための取組の推進について.pdf (application/pdf)
- 📄 05資料1(時間外事例集).pdf (application/pdf)
- 📄 05資料2(面接指導事例集).pdf (application/pdf)
- 📄 06【通知】男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進について.pdf (application/pdf)
- 📄 07【通知】地方公共団体におけるテレワークの推進について.pdf (application/pdf)
- 📄 07【報道資料】地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果の概要.pdf (application/pdf)
- 📄 08【報道資料】令和4年度地方公務員給与実態調査結果等の概要.pdf (application/pdf)
- 📄 09【報道資料】令和4年度地方公共団体定員管理調査結果の概要.pdf (application/pdf)
- 📄 10【報道資料】令和3年度における地方公務員の懲戒処分等の状況.pdf (application/pdf)

以上

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について」(通知)

12月21日付けで「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が公示・告示されました。これを受け、総務省は同日付で標記通知を発出しましたので、情報提供いたします。

各特定事業主は、改政府令・改正告示により『前年度の職員の給与の男女の差異の実績』について、各年度終了後6月末までに公表することになりました。標記通知は、その算出と公表の方法を示したものとなっています。

公務部門においては、法律に定める俸給表又は条例に定める給料表に基づき給与が決定されている為、制度上は職員の給与に関して男女の差異が生じません。しかし、職員の採用・登用や継続勤務年数等において男女で異なる状況がある場合には、職員の給与の男女の差異が生じ得ます。

各単組におかれましては、公表された情報を分析・活用し、男女間の賃金格差の是正及び会計年度任用職員の処遇改善に向けた取り組みをお願いいたします。

 [地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について\(通知\).pdf](#) (application/pdf)

 [【通知様式可変データ】地方公共団体における職員の給与の男女の差異の情報公表.docx](#) (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 [地方公共団体における職員の給与の男女の差異の公表に関するFAQ.pdf](#) (application/pdf)

 [【官報】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令\(令和4年内閣府令第66号\).pdf](#) (application/pdf)

 [【官報】事業主行動計画策定指針の一部を改正する件\(令和4年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第2号\).pdf](#) (application/pdf)

以上

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」および 「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2版）』の修正等について」（通知）

総務省は12月23日、通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」および「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の修正等について」を発出しました。本通知を参考に、とくに以下の点について、春闘期における要求・交渉等での点検・追求をお願いします。

また、総務省のホームページで公表された集計表（全自治体の回答がまとめられたもの）も添付しますので、県内単組の状況把握にもご活用ください。

### 1. 会計年度任用職員制度の適正な運用等について

#### ○適切な給与決定

調査によると、職務経験等を考慮した給料決定について、「すべての部門・職種で考慮している」と答えた団体が初回任用時76.2%、再度任用時で89.1%となっていますが、常勤職員と同様の規定に基づいて給料決定がされているかについては精査が必要と考えます。各単組において、あらためて常勤職員と同様に初任給格付け・再度任用時の給料決定（昇給）がされているか点検し、処遇の改善につなげます。

#### ○適切な勤務時間の設定

通知では、フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについて、「一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのかあらためて検証の上、慎重に判断する必要がある」としています。今回の調査は、2021年度に超過勤務があったにもかかわらず勤務時間の見直しを行っていないものについて理由を聞くなど、一步踏み込んだ内容となっています。

総務省は、引き続き「具体的な業務内容や時間外勤務の有無等勤務の実態を把握した上で、毎年度、見直しの検討を行う必要がある」と助言しており、組合としても、実態に応じた設定・任用となるよう当局に見直しを求めます。

#### ○再度の任用について

本通知では再度の任用について下記の2点が示されました。

- ・前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること。
- ・また、結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいこと。

再度の任用の能力実証の方法として、勤務実績によることが可能と明示されたことから、公募によらない任用回数上限の撤廃をめざし、また一方的な雇い止めが行われないよう引き続き交渉・協議をお願いします。

### 2. 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の修正等について

マニュアル（第2版）発出後の地方公務員等共済組合法や地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を踏まえ、修正が行われました。

改正に伴う制度整備が適切に行われているか、いま一度点検をお願いいたします。

📎 221223総務省通知（調査結果）.zip (application/x-zip-compressed)

📎 221223総務省通知（マニュアル修正）.zip (application/x-zip-compressed)

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた 地方公務員の定員管理に関する留意事項等について（通知）

12月23日付で、総務省が「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について(通知)」が発出しましたので、情報提供いたします。

定年引き上げにあたって、国は定年退職者が発生しない年度の翌年度とその翌年度の2年間で、試験採用数の平準化を図ることが基本としています。地方公務員においても、新規採用職員数の平準化をはかる場合には、国家公務員と同様に当該2年間の平準化を基本としつつ、各団体において、職種ごとの採用の困難性や現在の年齢構成等を考慮した上で2年間に限らない柔軟な平準化を検討するなど、地域の実情に応じて新規採用職員数の検討に取り組むことが必要とされています。

本通知および自治労情報2022第109号(2022年6月24日)発出の総行給第48号(令和4年6月24日)を踏まえ、当該職種ごとに中長期的な人員構成のシミュレーションを行うよう求め、計画的な新規採用と業務量に応じた適切な人員確保を求めて取り組みをお願いします。

 [【セット版】定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について\(通知\).pdf \(application/pdf\)](#)

以上

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省が通知「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」を発出

総務省は2022年12月23日付で、各共済組合あてに「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」(通知)を発出しました。

2022年10月から一定の要件を満たす短時間労働者に短期給付が適用されましたが、被扶養者の認定にあたり、共済制度と健康保険制度では被扶養者と認定する者の所得要件が異なっていたため、地方公務員等共済組合法運用方針の一部を改正して、民間の健康保険制度の所得要件と合わせることになりました。

-  [運用方針\\_改正表.pdf](#) (application/pdf)
-  [改正通知\(各共済組合・連合会\).pdf](#) (application/pdf)
-  [概要\(運用方針\).pdf](#) (application/pdf)

以上

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合労働局)

## 総務省が「地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進について（依頼）」を发出

総務省は2022年12月28日付で、「地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進について（依頼）」を各都道府県・政令市・人事委員会宛に发出しました。

地方公共団体の職場でのマイナンバーカードの活用事例を示しながら、同カードの活用事例について取り組み内容の報告を求める内容となっています。

本部としてはこの間、カード取得が強制でないこと、および職員のプライバシーを保護することを総務省と確認してきました。県本部・単組においても、これを踏まえて対応くださいますようお願いいたします。

📎【回答様式】地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用(1).xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

📎【通知】地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用の推進について.pdf (application/pdf)

📎【別紙】地方公共団体の職場における活用事例(まとめ).pdf (application/pdf)

以上